デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第5回）　配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/mext_02432.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
調査研究協力者会議等（初等中等教育）
>
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議
> デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第5回）配布資料
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第5回）配布資料
1．日時
令和8年8月18日（火曜日）10時00分 ~ 12時00分
2．場所
文部科学省 3F1特別会議室 ※対面・WEB 会議の併用（東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2）
3．議題
教科書の形態の在り方について（1．事務局からの報告、2．委員ヒアリング（中川座長代理））
障害等による学習上の困難の軽減について（外部有識者ヒアリング（近藤武夫 東京大学先端科学技術研究センター教授））
採択、発行等の負担軽減について
情報活用能力について
4．配付資料
【資料1】教科書の形態の在り方についてのこれまでの御意見 (PDF:786KB)
【資料2】中川座長代理御発表資料 (PDF:3.1MB)
【資料3】障害等による学習上の困難の軽減について (PDF:1.1MB)
【資料4】近藤教授御発表資料 (PDF:493KB)
【資料5】過度な負担が生じないような採択、発行上の留意点 (PDF:492KB)
【資料6】学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的向上について（御報告）
(PDF:2.0MB)
【参考資料1】デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の開催について
(PDF:301KB)
【参考資料2】デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の運営について
(PDF:157KB)
【参考資料3】デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点 (PDF:200KB)
【参考資料4】「主な論点」とこれまでの主な御意見について (PDF:350KB)
【参考資料5】教科書のデジタル活用をめぐる状況について (PDF:6.6MB)
【参考資料6】授業時数の規模の考え方及び情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン
(PDF:1.3MB)
お問合せ先
初等中等教育局 教科書課デジタル教科書企画係
電話番号：03-5253-4111（代表）
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

令　和　８　年　８　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 5 回）
資　　料　　1

教科書の形態の在り方についてのこれまでの御意見

令和８年８月18日（火）
文部科学省初等中等教育局教科書課

これまでの議論の経緯①（中教審WG審議まとめ）

○　中教審WG審議まとめでは、教科特性や児童生徒の発達段階等に応じ、デジタルを取り入れる学年・教科等について国が一定の指針を示す必要が指摘されている。

「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」（令和７年９月24日中央教育審議会 初等中等教育分科会 デジタル学習基盤特別委員会 デジタル教科書推進ワーキンググループ）（抄）

Ⅱ．今後のデジタル教科書の在り方
１．デジタル教科書の制度的な位置付け
（対象学年・教科等に係る指針（ガイドライン））

○　（略）**デジタルを取り入れる学年や教科については**、教科書発行者や採択権者において、これまでの実証研究の成果や次期学習指導要領の議論を十分踏まえつつ、**教科特性や児童生徒の発達段階等に応じて検討することが重要**である。

○ 一方、教育関係団体からは、紙とデジタルそれぞれに良さがあり、それも学習場面や学年などによって異なりうることから、国が一定の指針を示すことが望ましい旨の意見も示されている。そのため、国においては、教科書の発行や採択に当たり、**あらかじめ必要な意向調査を行う**などした上で、紙とデジタルの良さや関係者の意見等を踏まえ、**どの学年、どの教科、さらにはどの学習場面で紙又はデジタルの活用が期待されるのか**など教科書の構成や活用の在り方の具体的なイメージについて**一定の指針（ガイドライン）を制度改正後速やかに示すことが必要**である。

○ これまで、WG においては、子供の認知リソースは大人より少なく、年齢によって変わるため、**小学校低学年では認知処理能力との兼ね合いが重要であるとの有識者の指摘がある**とともに、教育関係団体からも教育現場の状況を踏まえた意見が寄せられているところであ り、そうした内容も参考にしつつ検討していくことが必要である。（略）

これまでの議論の経緯②（本検討会議における議論）

○　本検討会議では、中教審WG審議まとめのうち上記部分に該当する論点として論点①～③を設定し、各委員や外部有識者へのヒアリング等を通じて、これらの論点について多角的に検討を進めてきた。

主な論点（該当箇所のみ）

【論点①　教科書の形態のあり方】
教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。

【論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面】
これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。

【論点③　児童生徒の発達段階との関係】
認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。

議論の経過

【第２回会議（6/18）】
・紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面について、事務局から現行ガイドラインや実証研究事業を基に報告を行った。（論点②）
・また、各学校種を代表する委員や、教科書発行者・教材製作者を代表する委員からも、授業実践例や実際のコンテンツを基に発表いただいた。（論点②）

【第３回会議（7/16）】
・紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面について、認知科学を専門とする委員、外国語教育を専門とする外部有識者からそれぞれ発表いただいた。（論点②・③）
・教科書の形態に関する意向調査の結果について、事務局から報告を行った（論点①）

【第４回会議（8/3）】
・児童生徒の発達段階について、発達心理学を専門とする委員・外部有識者から発表いただいた。（論点③）

論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面（その１）

○　これまでの本検討会議の議論や実証研究の内容を教科ごとに整理すると、以下のとおり。

※１　以下は、各学習場面において、「教科書」中の該当部分が紙・デジタルのいずれであることが望ましいかを一例として整理したものであり、①紙の活用が期待される学習場面でデジタル教材や学習支援ソフトを併用することや、②デジタルの活用が期待される学習場面で紙の教材やノートを活用することもあり得る。

※２　児童生徒の発達段階により、必ずしも、以下の整理が妥当しない場合も考えられる。

教科	紙の活用が期待される学習場面	デジタルの活用が期待される学習場面
教科共通	・一覧性・俯瞰性を活用して全体を確認する学習 ・複数ページを見比べる学習 ・既習事項を確認する学習 ・教科書に書き込んだり、書き込んだ内容を基に復習したりする学習 ・長文を読む学習 ・じっくり考えたり、手書きを通じて考えを深めたりする学習	・学習内容を動画やシミュレーションで視覚的に確認する学習 ・課題解決に向けて情報収取などを行い、試行錯誤して考えを形成する学習 ・学習支援ソフトとの組み合わせにより、各自で考えた内容や成果物を瞬時に共有・比較する学習
国語	・説明的な文章や、物語文を読み込む学習 ・文章の構成を把握する学習 ・余白等に自由に書き込む学習 ・音読（現代文）	・複数色に色分けして線を引いたり、書き込むなどして文章の構成を把握する学習 ・動画を用いて文章の背景のイメージを掴む学習 ・音読（古文・漢文） ・スピーチなどの言語活動
社会	・複数の資料を同時に見比べる学習 ・地図や年表を俯瞰的に捉える学習	・写真等の資料を拡大して細部まで確認する学習場面 ・グラフや地図の表示を切り替えながら考察する学習
算数・数学	・計算の学習 ・正確な作図を行う学習 ・樹形図等で複雑な場合分けを可視化する学習 ・実際に長さを図る学習	・図形の回転・変形などの試行錯誤を通じて理解する学習 ・グラフや関数の変化を視覚的に理解する学習 ・代表値の意味や求め方を理解する学習
理科	・計算の学習 ・作図が必要な学習 ・同一の教科書中の複数の図表等を複数人で確認する学習	・実験の手順、方法等を動画で事前に確認する学習 ・天体の動きや生物の成長過程、分子構造等を視覚的に理解する学習

論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面（その２）

（続）

教科	紙の活用が期待される学習場面	デジタルの活用が期待される学習場面
英語	・長文読解の学習	・ネイティブ音声を活用して発音を確認する学習 ・ネイティブ音声＆本文のハイライト表示を活用したシャドウイング ・音読の学習 ・スピーキングの学習 ・動画を用いて外国の事物のイメージを掴む学習
実技系教科	・楽譜を見て演奏する学習（音楽）	・模範演奏を動画で視覚的に確認する学習（音楽） ・楽譜に連動させて模範演奏等を鑑賞する学習（音楽） ・材料・使い方を動画で確認する学習（図画工作） ・参考作品を立体的に鑑賞する学習（図画工作） ・絵画等を拡大して細部まで鑑賞する学習（図画工作） ・教科書中のソースコードを直接コピー＆ペーストして実行する（情報） ・競技の標準的なフォームを動画で学び、自分のフォームを比較する学習（保健体育） ・調理の手順を確認する学習（家庭科）

論点③　児童生徒の発達段階との関係

○　本検討会議における議論では、特に認知処理能力が未発達な小学校低中学年については、紙中心の学習環境を前提としつつも、効果的にデジタルを取り入れる必要性などが指摘されている。

委員及び外部有識者からの主な御意見

・**小学校低学年などでは、まずは紙での学習を基本**とし、デジタルの使用は補完的なものとすべきではないか。特に、**読解のスキルを形成する時期**においては、読解を行う局面でデジタルに偏り過ぎないようにすべきではないか。

・**低年齢の子供**は、**注意制御を行う機能が未発達**であり、また、**ワーキングメモリの負荷による影響を受けやすい**ことから、デジタル教材の負の影響を受ける可能性がある。

・**小学校低学年から中学年**にかけては、**体験的な理解や具体物を活用した思考・理解が大切**であるほか、学校は協働で学ぶ場であり、対面で**紙媒体を通して同じ体験を共有**することも重要。子供の発達に重要な経験全てがデジタルに置き換えられることのないよう、紙とデジタルのバランスに留意する必要があるのではないか。

・**小学校高学年以降**、メタ認知が精緻化し、自律的な学びができるようになると、**デジタルの活用は効果的**になるのではないか。

論点①　教科書の形態のあり方（意向調査結果のポイント）

（参考）

段階	調査対象	回答率	回答数/対象数
小中	教育委員会	71%	1572/1838
	国私立学校等		784/1499
高校	国公私立学校	81%	3901/4819

◎ **全学校種・全教科**を通じて、**ハイブリッドな形態の教科書を望む回答が最多**。

※ハイブリッドな形態の教科書を望む割合：（小学校）88.3%、（中学校）86.3%、（高等学校）78.4%

ハイブリッドな形態の教科書について、

- **小学校低学年・中学年**では、全ての教科に渡って、**ほぼ紙か紙の方が多いものを望む回答の割合が多い**
- **小学校高学年や中学校**では、**デジタルの割合が半分程度以上のものを望む回答が多く見られる教科も存在**

例）小学校高学年・中学校の英語・実技系教科

- **紙とデジタルの使い分けの考え方**については、学校種・教科によって様々だが、**学習内容（単元）、学習過程・活動場面の特徴に応じて使い分ける**のが望ましいという回答が多い傾向

◎ **小学校低学年・中学年**では、いずれの教科についても、**全てがデジタルの教科書を望む回答**の割合は**少ない**
小学校低学年では、教科によっては、全てが紙の教科書を望む回答が一定割合存在（10%以上）

※小学校低学年・中学年の各教科（種目）のうち、全てがデジタルの教科書を望む回答割合が10%を超えるのは小学校中学年の図画工作のみ。それ以外は全て10%未満

※小学校低学年　国語・書写・道徳は、全てが紙の教科書を望む回答割合が10%を超える

◎ **小学校高学年以上**では、教科によっては、**全てがデジタルの教科書を望む回答**が**一定割合存在（10%以上）**

例）小学校高学年の図画工作、中学校の地図・美術・技術・保健体育、高等学校の情報・理数探究基礎・看護

御議論いただきたい論点

１．これまでの議論等

- 紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面は、一概には論じられないものの、**教科特性により内容に濃淡**がある。（論点②）
- また、児童生徒の**発達段階による認知処理能力等の違い**により、デジタルをより効果的に活用できるか否かも異なり得ると考えられる。（論点③）
- 各採択権者の意向は、こうした教科特性・発達段階の違いも反映した結果であると考えられる。（論点①）

２．論点

「デジタルな形態を含む教科書」が導入される**令和12(2030)年度以降当面の取扱い**として、**形態ごとにどのような整理を取るべきか**。

【全てがデジタルな教科書】

- 特に全てがデジタルな教科書については、発達段階ごとの認知処理能力の違いを踏まえ、**対象学年を一定学年以上に限定**することが考えられるのではないか。
- 児童生徒がデジタルを効果的に活用し得る発達段階にあることを前提としつつ、**デジタルの活用が期待される学習場面が特に多い教科**については、**教科書の全体をデジタルで一体的に作成**することも考えられるのではないか。

【ハイブリッドな形態の教科書】

教科特性・発達段階に応じて、**デジタル中心の構成**が効果的な場合も想定される教科・学年と、あくまで**紙中心の構成**が望ましい教科・学年がそれぞれ存在するのではないか。

※１　制度改正後も継続的な実証研究を通じて、教科特性・発達段階に応じた教科書へのデジタル活用の在り方について、検証を継続。

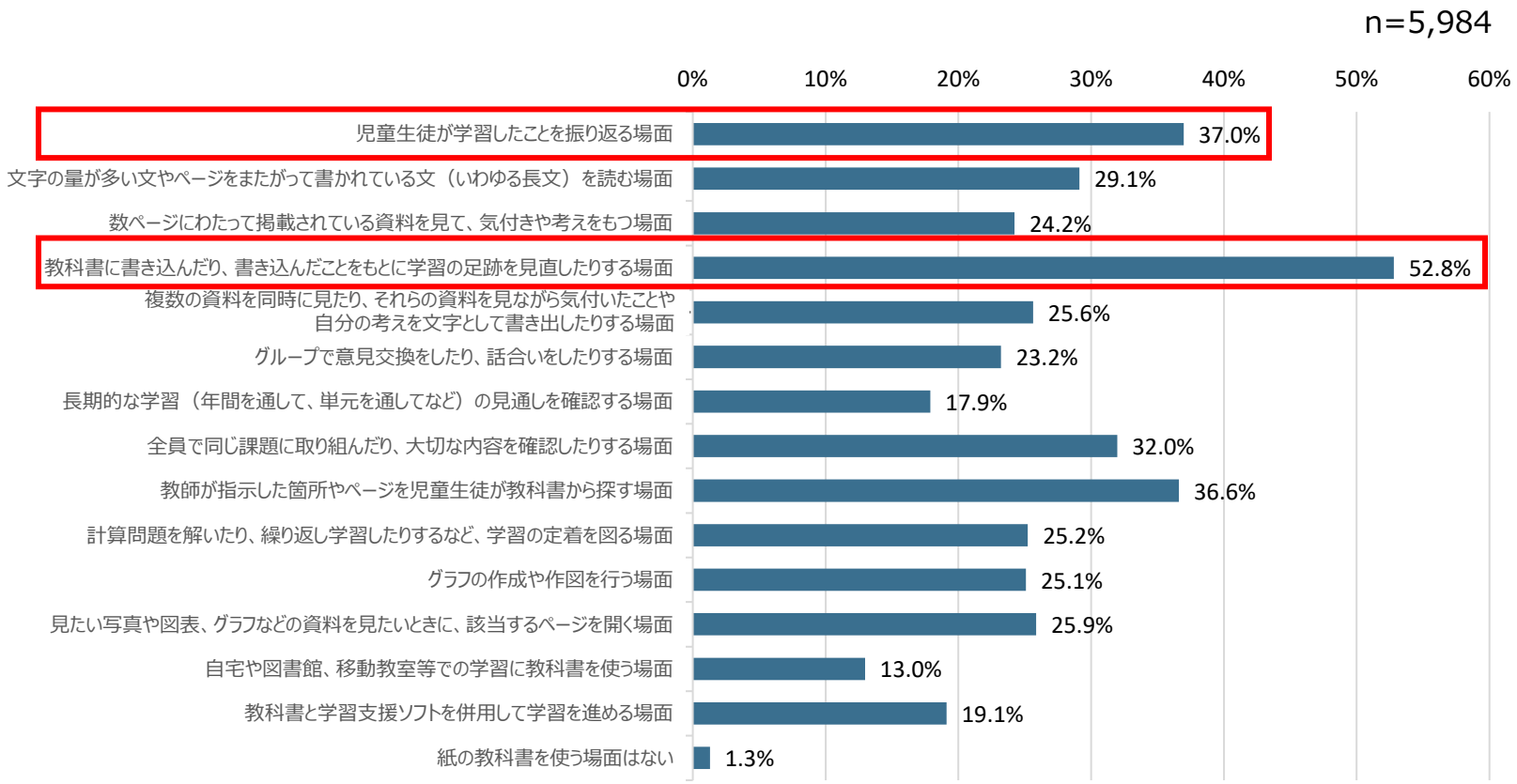
※２　検定教科書・文科省著作教科書も含め、アクセシビリティの確保は重要な観点であり、障害等による学習上の困難の軽減については、資料３を参照のこと。

参考資料

（参考１）紙の教科書を引き続き使用している場面

○　現行のデジタル教科書を使用する教師を対象とした大規模アンケート調査では、紙の教科書を引き続き使用している学習場面として、教科書への書き込みや振り返りの場面等が挙げられている。

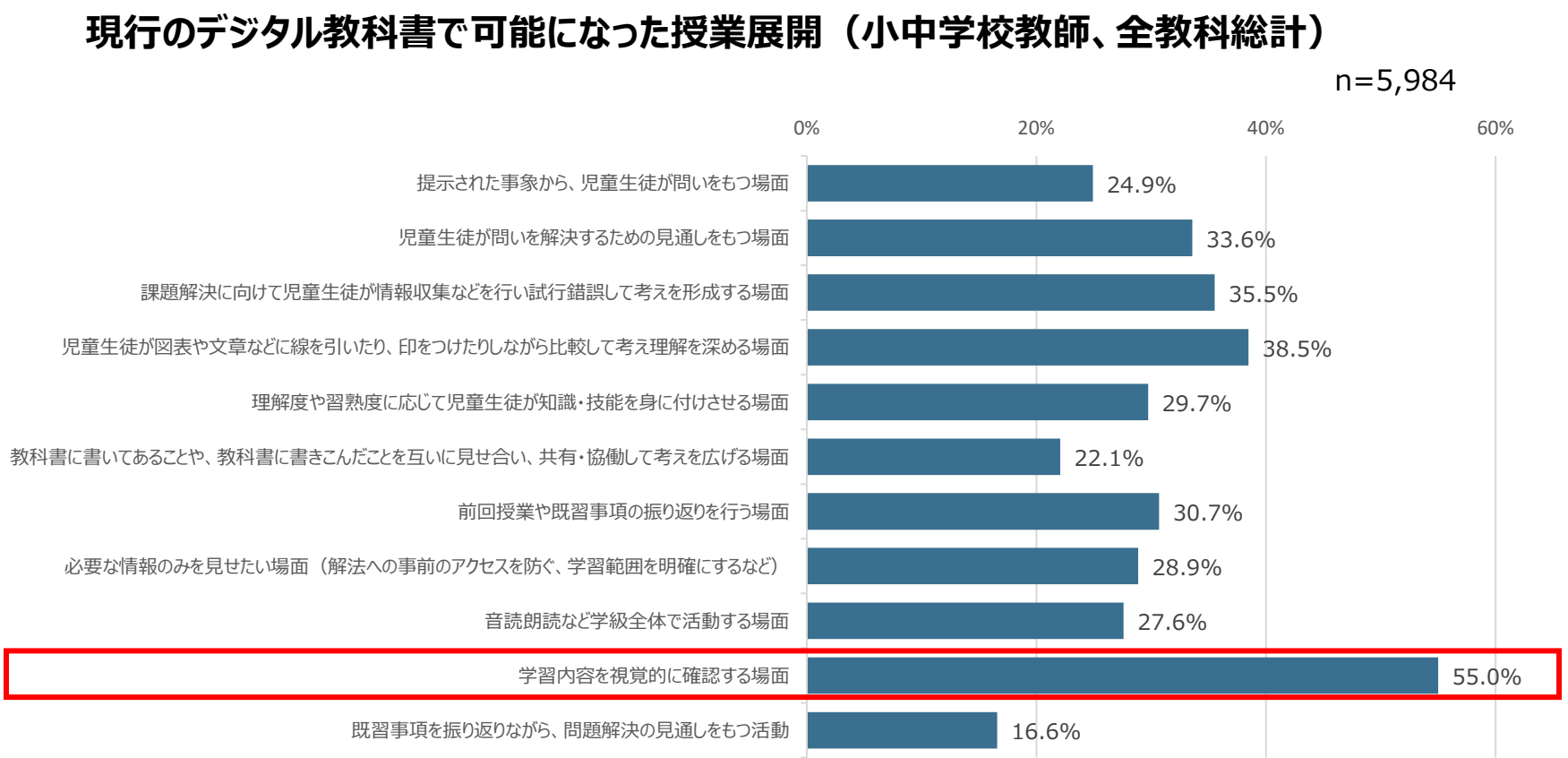
紙の教科書を引き続き使用している場面（小中学校教師、全教科総計）



（出典）令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

（参考２）現行のデジタル教科書で可能になった授業展開

○　現行のデジタル教科書で授業改善の効果を感じている教師のうち過半数は、「学習内容を視覚的に確認する場面」で、紙の教科書ではできなかった授業展開ができるようになったと回答している。



（出典）令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

（参考３）発達段階に関する教育関係団体・有識者からの主な御意見

○中教審WG中間まとめに関する教育関係団体からの御意見【発達段階関係】

【全日本中学校長会】発達段階における対応が必要である。
・**小学校低学年は、「デジタル教科書に慣れ親しむ」**授業を展開する。
・**小学校中学年は、「デジタル教科書の機能を活用した学習」**を展開する。
・**小学校高学年は、「デジタル教科書を活用した主体的な学習」**を展開する。
・**中学校では、「デジタル教科書を基盤とした個別最適な学び」**の学習を展開する
などの**系統性をもったデジタル教科書使用のガイドラインが不可欠**である。**小・中学校では基礎的な学力定着が重要なため、デジタルに偏ることなく、紙とのバランスを取る必要がある**。

【日本私立小学校連合会】紙かデジタル化の二項対立ではなく、ハイブリットの形に賛成である。4種のイメージの中だと、**高学年期は児童の持ち物を軽減する観点からも「デジタル媒体中心」**、**低学年は「紙媒体中心」**の考えである。

【全国都道府県教育委員会連合会】「対象教科や学校種は、学習指導要領の議論を踏まえつつ、教科特性や児童生徒の発達段階、学校の実態に応じた検討が重要」という中間まとめに同意する。特に個人差が大きいと考えられる**小学校低学年や特別な配慮が必要な児童生徒への影響を考慮しながら、国において検討を進めていただきたい**。

【全国市町村教育委員会連合会】**小中学校段階での活用が適切**であり、児童生徒の「発達段階」や「教科の特質」に応じて、柔軟に活用する必要がある。学年ごとの発達段階に応じた適切な導入が必要であり、**小学校低学年ではICT機器の扱いに慣れておらず、紙媒体の方が学習方法を身に付けるのに適している。小学校低学年から１日中デジタル教科書を使うことに不安**がある（健康面。身体的負担）

【全国町村教育長会】**小学校低学年**については、リアルとデジタルのバランスを考えたときに、**よりリアルな学び方を工夫したほうがよい**と考える。**指で紙をめくる、鉛筆で線をひくなど、身体性も重視したい**。

【一般社団法人日本教材備品協会】
・**小学校低学年**：**紙を主体とし、デジタルは補助的に使用**。タブレット活用時には操作の簡便さを重視し、直感的な操作が可能な環境を整備する。
・**小学校高学年**：**段階的にデジタル活用の範囲を拡大**し、デジタル教科書とリアル教材の組み合わせを取り入れる
・**中　学　校**：ICT スキルの向上に伴い、**デジタル活用の範囲を広げる**。
・**特別支援学校**：音声読み上げ、拡大文字機能、色覚調整機能など、**デジタルの特性が大きく貢献**すると考えられる

○有識者からの御意見【発達段階関係】

【ペンシルバニア大学バトラー後藤裕子氏】　※令和６年11月21日デジタル教科書推進WG第3回御発表資料より

○**小学校低学年では 認知処理能力との兼ね合いが重要**

- 絵やイラストなどの視覚情報がテクストの内容と一致しているか
- 音響効果やバックグランド・ミュージックも子どもの注意を惹き過ぎては逆効果
- ホットスポットやゲームも、ストーリー理解にはマイナス影響も ありうる(Piotrowski & Krcmar, 2017)
- ハイパーリンクはアクティブな読みを促進する一方、リンクの数が多かったり、階層化されていないと、読みに時間がかかったり、理解度が低下してしまう可能性も
- 小学生を対象に階層型ハイパーリングを活用し、テクスト全体の 構造を明確化することで、理解度を上げたという例 (Paulucci, 1998)

（参考４）小・中・高校の教科書の種目

小学校
（13種目）

国語 | 書写 | 社会 | 地図 | 生活 | 算数 | 理科 | 英語 | 音楽 | 図画工作 | 家庭 | 保健 | 道徳

中学校
（16種目）

国語 | 書写 | 地理 | 歴史 | 公民 | 地図 | 数学 | 理科 | 英語 | 音楽一般 | 音楽器楽 | 美術 | 技術 | 家庭 | 保健体育 | 道徳

高校
（235種目）

現代の国語 | 言語文化 | 論理国語 | 文学国語 | 国語表現 | 古典探究

地理総合 | 地理探究 | 歴史総合 | 日本史探究 | 世界史探究 | 地図 | 公共 | 倫理 | 政治・経済

数学Ⅰ | 数学Ⅱ | 数学Ⅲ | 数学A | 数学B | 数学C

科学と人間生活 | 物理基礎 | 物理 | 化学基礎 | 化学 | 生物基礎 | 生物 | 地学基礎 | 地学

英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ | 英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ | 論理・表現Ⅰ | 論理・表現Ⅱ | 論理・表現Ⅲ

音楽Ⅰ | 音楽Ⅱ | 音楽Ⅲ | 美術Ⅰ | 美術Ⅱ | 美術Ⅲ | 工芸Ⅰ | 工芸Ⅱ | 工芸Ⅲ | 書道Ⅰ | 書道Ⅱ | 書道Ⅲ

家庭基礎 | 家庭総合

情報Ⅰ | 情報Ⅱ

保健体育

理数探究基礎

（専門教科）

農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉
（28種目）	（68種目）	（18種目）	（19種目）	（19種目）	（12種目）	（10種目）	（7種目）

※種目名は省略

※高校では高度な内容を学習するため、各教科は多くの科目に細分化され（特に専門教科）、それぞれに教科書が存在する
※高校の専門教科については種目ごとではなく専門教科単位で意向調査を実施

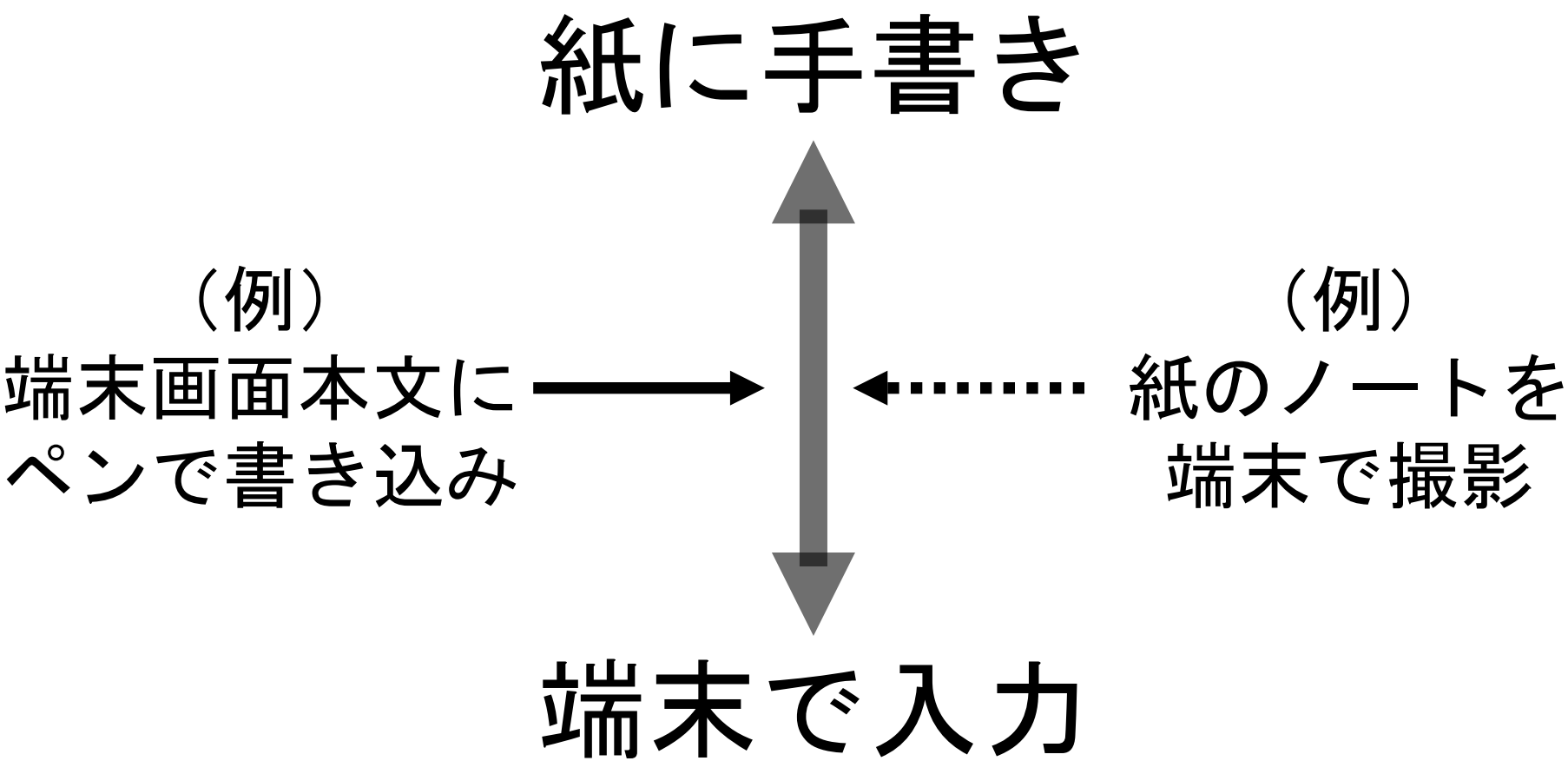
令 和 8 年 8 月 1 8 日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 5 回）
資 料 2

ハイブリッドの形態に関する提案

中 川 一 史
（放送大学・教授）

二項対立に陥らない

【文字・文章の記述・記録】

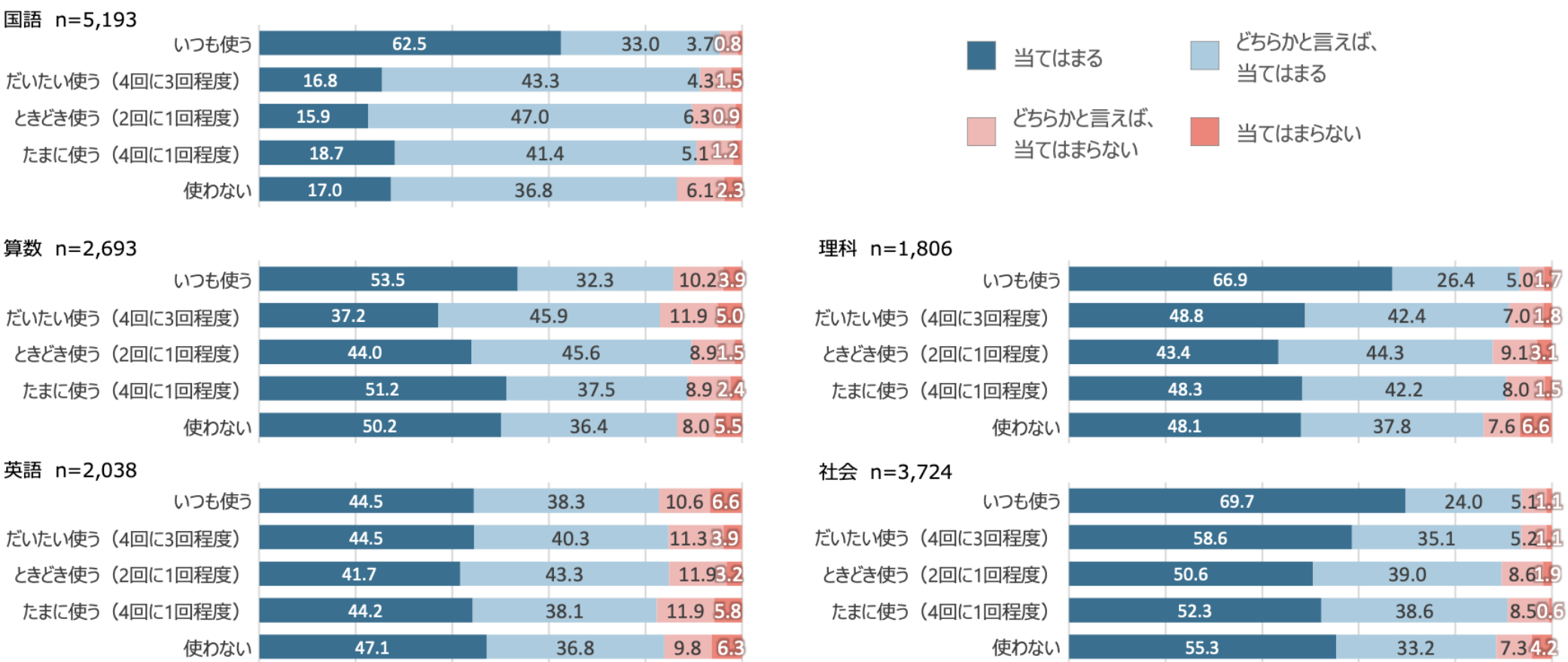


分析④-1　児童生徒のデジタル教科書の使用頻度と「内容理解」の関連（2/3）

中高学年Q.14 授業での使用頻度 × 中高学年Q.6 内容理解

傾向/示唆

- 小学校中高学年の教科別では、ほとんどの教科で、デジタル教科書を「いつも使う」グループが、内容理解で「当てはまる」と回答した割合が最も高い。
  特に理科はその傾向が顕著であり、「使わない」グループと比べて「いつも使う」グループでは、「当てはまる」と回答した割合が約19ポイント高くなっている。

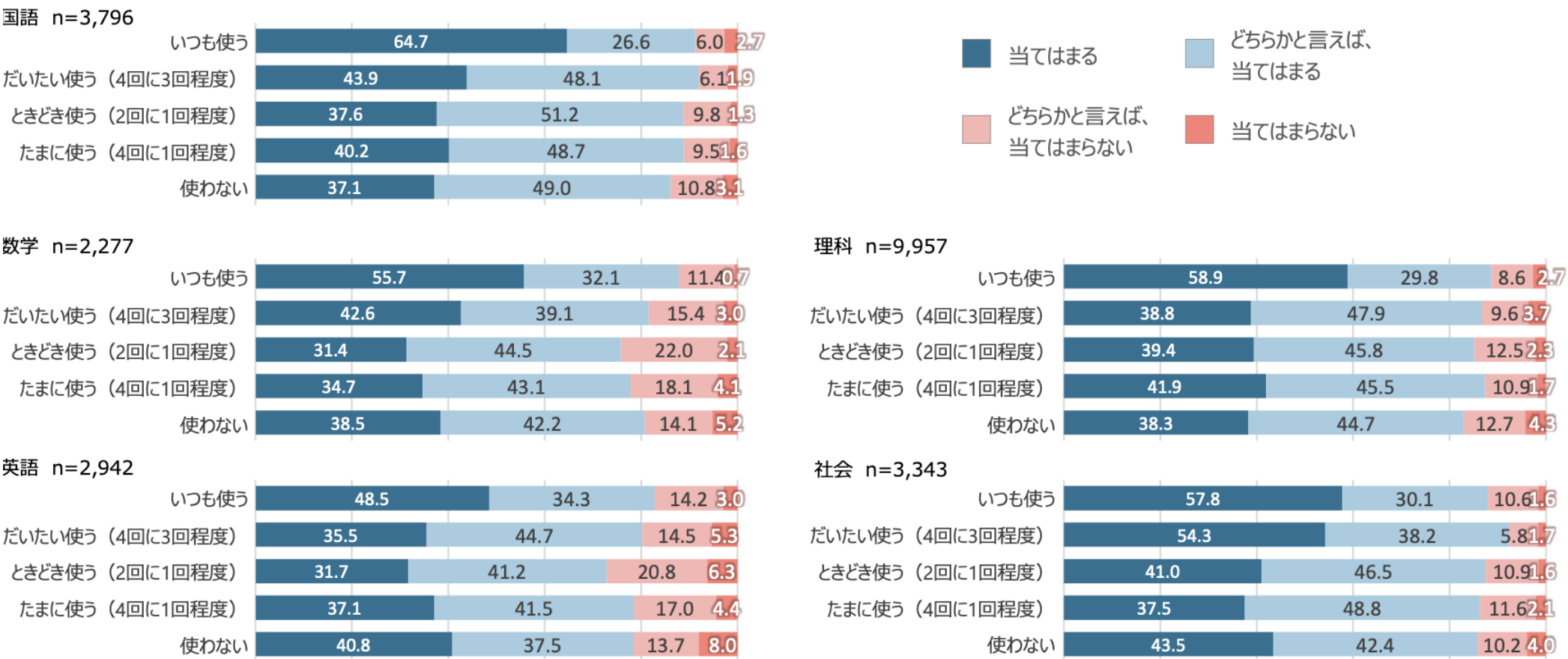


分析④-1 児童生徒のデジタル教科書の使用頻度と「内容理解」の関連（3/3）

中学生Q.14 授業での使用頻度 × 中学生Q.6 内容理解

傾向/示唆

- 中学生の教科別では、全教科で、デジタル教科書を「いつも使う」グループが、内容理解で「当てはまる」と回答した割合が最も高い。
  特に国語はその傾向が顕著であり、「使わない」グループと比べて「いつも使う」グループでは、「当てはまる」と回答した割合が約28ポイント高くなっている。

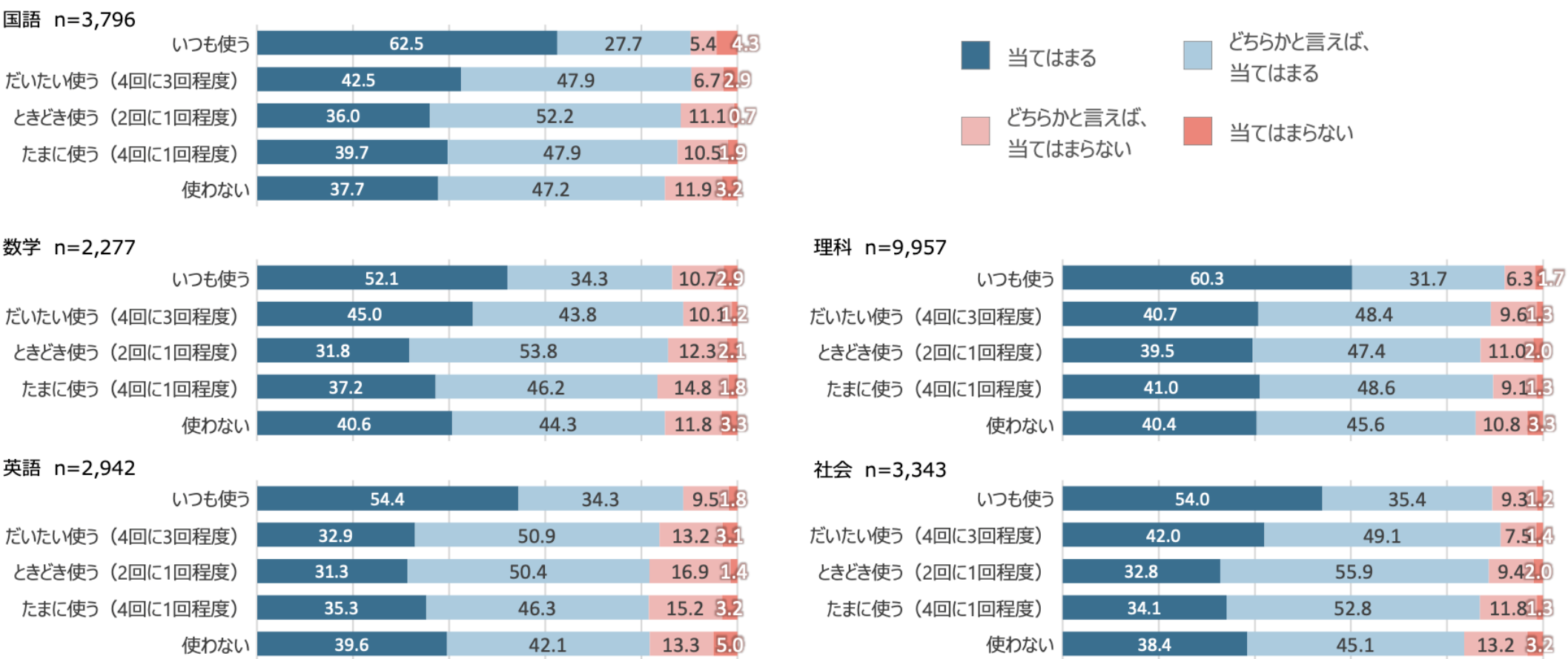


分析④-2 児童生徒のデジタル教科書の使用頻度と「主体的な学び」の関連（3/3）

中学生Q.14 授業での使用頻度 × 中学生Q.7 主体的な学び

傾向/示唆

- 中学生の教科別では、全教科で、デジタル教科書を「いつも使う」グループが、主体的な学びで「当てはまる」と回答した割合が最も高い。特に国語はその傾向が顕著であり、「使わない」グループと比べて「いつも使う」グループでは、「当てはまる」と回答した割合が約25ポイント高くなっている。

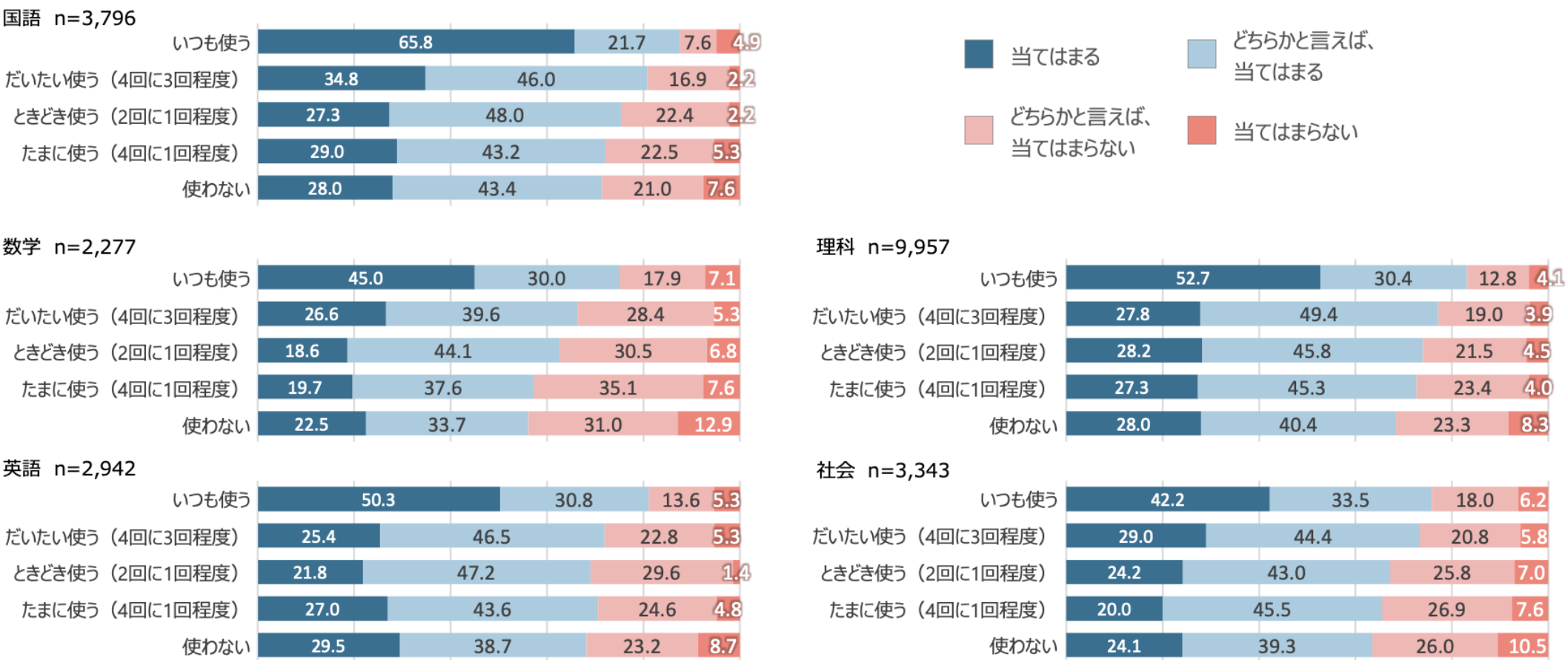


分析④-6 児童生徒のデジタル教科書の使用頻度と「探究的な学び」の関連（3/3）

中学生Q.14 授業での使用頻度 × 中学生Q.9 探究的な学び

傾向/示唆

- 中学生の教科別では、全教科で、デジタル教科書を「いつも使う」グループが、探究的な学びで「当てはまる」と回答した割合が最も高い。特に国語はその傾向が顕著であり、「使わない」グループと比べて「いつも使う」グループでは、「当てはまる」と回答した割合が約38ポイント高くなっている。
- 小学校中高学年と比較すると、探究的な学びで「当てはまる」と回答した割合が、社会を除いて高くなっている。

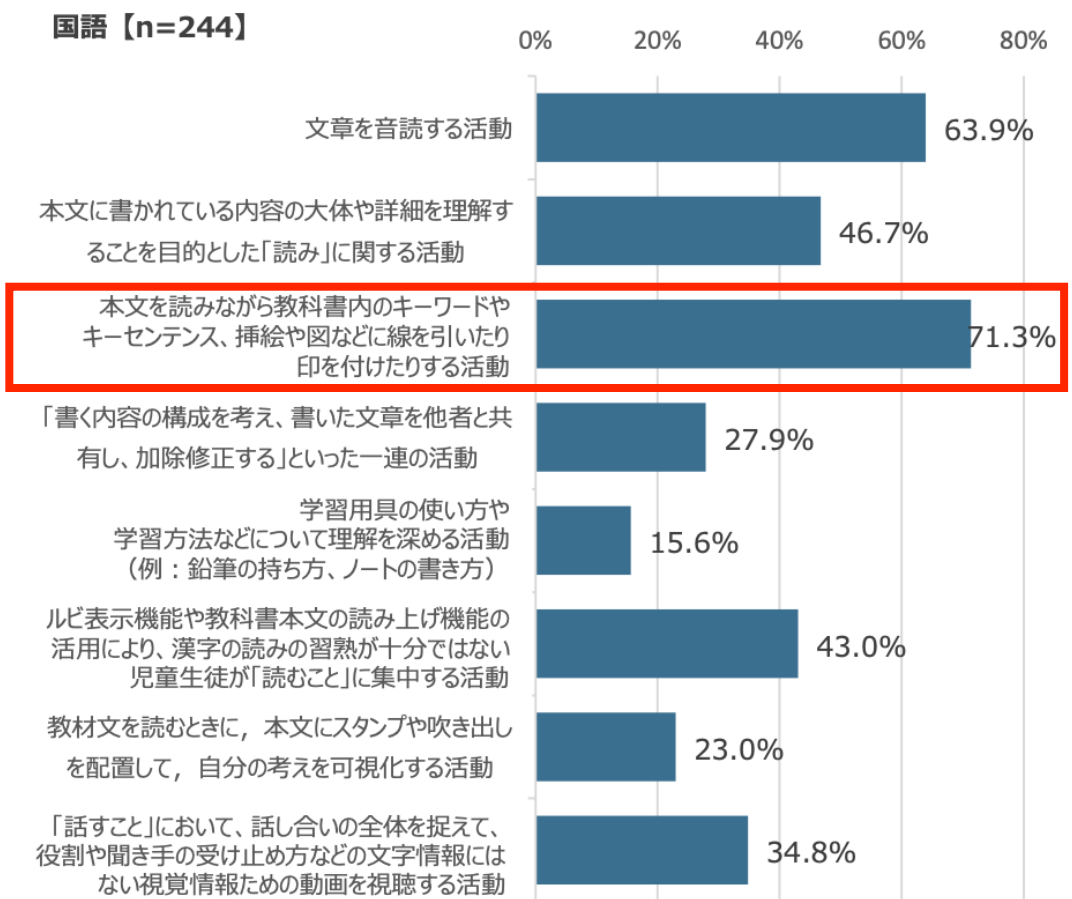


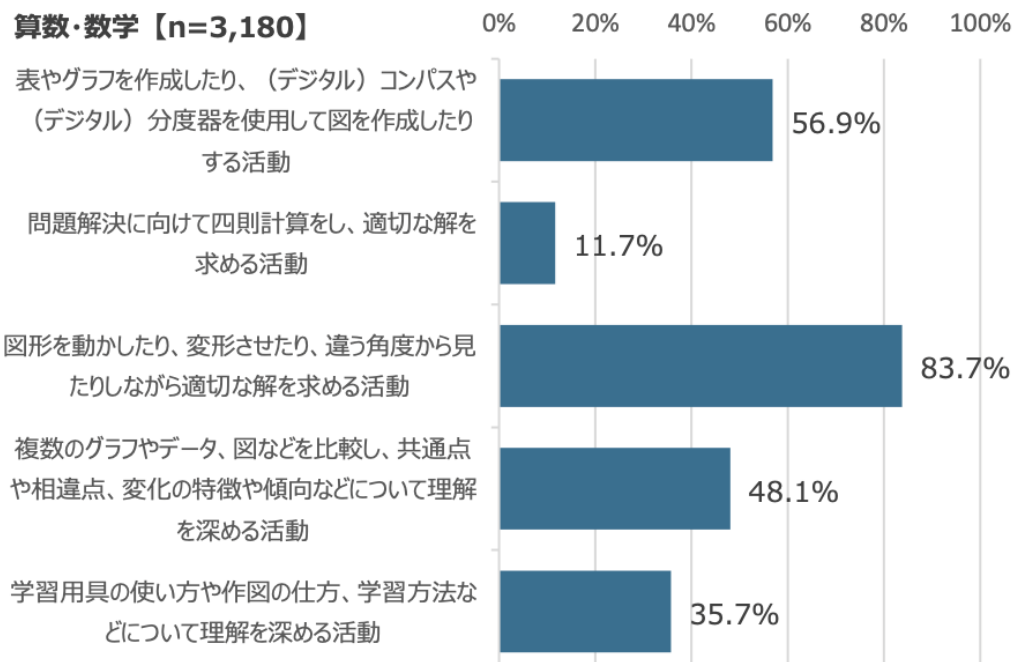
分析②-6 デジタル教科書の導入で可能になった授業展開（教科固有の観点）（1/4）

教師Q.14 デジタル教科書で可能になった授業展開（教科固有の観点）

傾向/示唆

- デジタル教科書で授業改善の効果を感じている教師のうち、最もデジタル教科書で可能になった授業展開と感じているのは、国語では「**本文を読みながら教科書内のキーワードやキーセンテンス、挿絵や図などに線を引いたり印を付けたりする活動**」、算数・数学では「**図形を動かしたり、変形させたり、違う角度から見たりしながら適切な解を求める活動**」である。





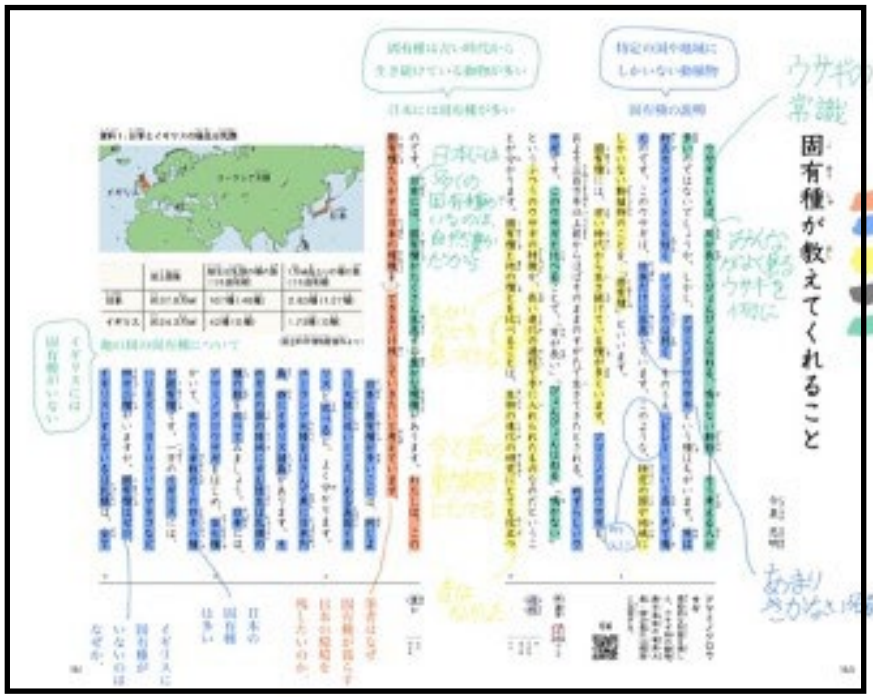
第五学年第六学年「Ｃ読むこと」
(2)内容①指導事項ウ説明的な文章の解釈に関する指導事項から

ウ 目的に応じて、文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえたり、事実と感想、意見などとの関係を押さえ、自分の考えを明確にしながら読んだりすること。

要旨は，書き手が文章で取り上げている内容の中心となる事柄，あるいは，それについての書き手の考えの中心となる事柄などである。「目的に応じて，文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえ」るとは，目的に応じて，何のために，どのようなことが必要かなどを明確にした上で，文章の重要な点を表現に即して的確に押さえ，求められている分量や表現の仕方などに合わせてまとめることである。文章の内容を的確に押さえるためには，文章に書かれている話題，理由や根拠となっている内容，構成の仕方や巧みな叙述などについて注意することが大切である。

また、「事実と感想，意見などとの関係を押さえ，自分の考えを明確にしながら読んだりする」とは，筆者が，どのような事実を事例として挙げ理由や根拠としているのか，また，どのような感想や意見，判断や主張などを行い，自分の考えを論証したり読み手を説得したりしようとするのかなどについて，筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成を把握し，自分の考えを明確にしていくことである。

【情報の整理・分析】画面上では、容易に書き込みをしたり削除したりすることができるため、間違うことを恐れずに教科書に書き込む活動が促され、児童生徒が自らの考えの形成と、根拠を明確にした表現を可能にすることに役立つ。（C読むこと）

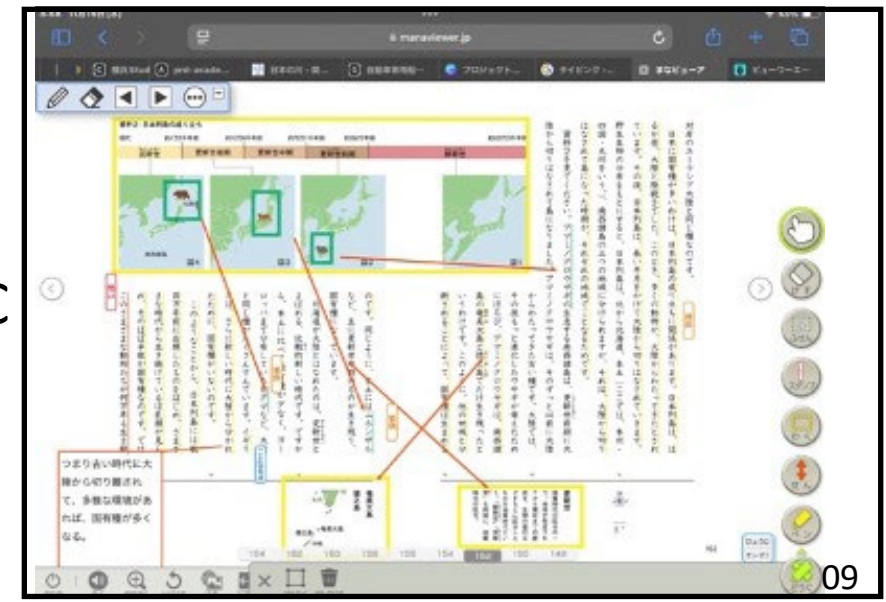


児童B

児童A



児童C



資料提供：浦部文也教諭（横浜市立荏子田小学校）　国語学習者用デジタル教科書＋教材　五　固有種が教えてくれること　光村図書





4 アップでとったゴール直後のシーンを見てみましょう。ゴールを決めた選手が両手を広げて走っています。ひたいにあせを光らせ、口を大きく開けて、全身でよろこびを表しながら走る選手の様子がよく伝わります。アップでとると、細かい部分の様子がよく分かります。しかし、このとき、ゴールを決められたチームの選手は、どんな様子でいるのでしょう。それぞれのおうえん席の様子はどうなのでしょう。走っている選手いがいの、うつされていない多くの部分のことは、アップでは分かりません。

5 試合終了直後のシーンを見てみましょう。勝ったチームのおうえん席です。あちこちでふられる旗、たれまく、立ち上がっている観客と、それに向かって手をあげる選手たち。選手とおうえんした人たちとが一体となって、勝利をよろこび合っています。ルーズでとると、広いはんいの様子がよく分かります。でも、各選手の顔つきや視線、それらから感じられる気持ちまでは、なかなか分かりません。

旗 キ はた

勝利 リ

59

58

ナビ

じどう車くらべ

よむ　せつめいする　文しょうを　よもう

いろいろな　じどう車が、
どうろを　はしって　います。
それぞれの　じどう車は、
どんな　しごとを　して　いますか。
その　ために、どんな　つくりに
なって　いますか。



バスや　じょうよう車は、
人を　のせて　はこぶ
しごとを　して　います。
その　ために、
ざせきの　ところが、
ひろく　つくって　あります。
そとの　けしきが
よく　見えるように、
大きな　まどが
たくさん　あります。



バス　人　じどう車

だんらくばめん　書きこみシート　かさねる

国語学習者用デジタル教科書＋教材　一下　「じどう車くらべ」　光村図書



ナビ

②

1 夏になると、庭や公園のすみなどで、ありの行列を見かけることがあります。その行列は、ありの巣から、えさのある所まで、ずっとつづいています。問い ありは、ものがよく見えません。それなのに、なぜ、ありの行列ができるのでしょうか。

2 アメリカに、ウイルソンという学者がいます。この人は、次のようなじっけんをして、ありの様子をかんさつしました。

3 はじめに、ありの巣から少しはなれた所に、ひとつまみのさとうをおきました。しばらくすると一ぴきのありが、そのさとうを見つけました。これは、えさをさがすために、外に出ていたはたらきありです。ありは、やがて、巣に帰っていきました。すると、巣の中から、たくさんのはたらきありが、次々と出てきました。そして、列を作って、さとうの所まで行きました。ふしぎなことに、その行列は、はじめのありが巣に帰るときに通った道すじから、外れていないのです。

4 次に、この道すじに大きな石をおいて、ありの行く手をさえぎってみました。すると、ありの行列は、石の所でみだれて、ちりぢりになってしまいました。ようやく、一ぴきのありが、石の向こうがわに道のつづきを見つけました。そして、さとうに向かって進んでいきました。そのうちに、ほかのありたちも、一ぴき二ひきと道を見つけて歩きだしました。またたんだんに、ありの行列ができていきました。目的地に着くと、ありは、さとうのつ

10 5 10 5 5

• 行く手
• 外れる

ありの行列ができる様子

新漢字 庭 にわ 162

100 99

106 104 102 100 98 97

ひょうじ オン・オフ

おわる きく おおきく とりけす はる スクロール さしえ ほんぶん URLコピー がめんほぞ せんたく ぜんぶけす

けす ふせん スタンプ わく せん ペン どうぐ

国語学習者用デジタル教科書＋教材　三下　「ありの行列」　光村図書

おわりに～実践者の声～

①デジタル教科書の特性である「書き込める教科書」を最大限活かすことで、個別の考えを可視化し、他者と対話しながら読みを深めることが可能に

②読みの困難を解決するための手段として，子ども自身が自分なりのやり方を選択して読むことが可能に

③教師が可視化された学習者の画面を見ることで指導計画を流動的に検討することが可能に

実践者の声



※本人提供

「子どもにとって『ここが合っていそう』の曖昧な考えを残すことが大切だと思います。たいていの場合、教師は『ここに印をつけてほしい』と思っていますが、児童はもちろんそんなことはわかっていません。作業をしていく中で仮マーキングをしていくのですが、①とりあえず印をつける→②読み返して確かめる→③考える→④言語化する、という最初の手がかりになります。紙のみの教科書だと、仮のマーキングは簡単に消せないし、抵抗があります。」

（鷹野昌秋教諭：東京都武蔵村山市立第七小学校）

実践者の声



※本人提供

「デジタル教科書の様々な機能を子どもたちが使いこなすようになると、それまで授業に無気力だった子どもたちが、自分の考えをもつことができるようになり、友達と話し合いを始めます。（略）なぜ子どもたちが授業に無気力であったか、彼らにやる気がないわけではなかったのです。彼らは「読むこと」や「書き写す」ことに多くのエネルギーを使っていたのです。（略）結果として、私の子どもたちへの指示や補助発問で埋め尽くされていた教師主導の授業は、自ずと子ども中心の授業へと変革していきました。デジタル教科書を活用することが、人間同士ならではの深い学びの時間を生み出すことにつながるのです。」

（谷川　航教諭：東京都東村山市立青葉小学校）

実践者の声



※本人提供

「発表することに苦手意識のある児童であっても、本文への書き込みを画面上に残しておき、机上において見て回ったり、大型提示装置に示したりすることで、自分の読みを学級に示すことができます。本人が言葉で十分に説明できなくても、どの語句に線を引いたのか、どの箇所を同じ色で結び付けたのかといった書き込みから、周囲の児童はその子の着眼点を知り、『なぜここに注目したのだろう』と考えを読み取ったり想像したりする時間を設けることができるのは、見せやすい、見やすいデジタルゆえだと考えます。」

（鷹野昌秋教諭：東京都武蔵村山市立第七小学校）

おわりに～実践者の声～

①デジタル教科書の特性である「書き込める教科書」を最大限活かすことで、個別の考えを可視化し、他者と対話しながら読みを深めることが可能に

②読みの困難を解決するための手段として，子ども自身が自分なりのやり方を選択して読むことが可能に

③教師が可視化された学習者の画面を見ることで指導計画を流動的に検討することが可能に

実践者の声


※本人提供

「紙のみの教科書の場合、一度マーカーを引くと修正が難しく、子どもは間違えたくないため書き込みに受動的になります。デジタルでは、引いては消し、また引き直すという試行錯誤が容易です。『事実』と『意見』の色分けや分類を何度も再検証できるため、受動的な作業から能動的な思考の試行錯誤へと変容します。」

（有泉孝一郎教諭：埼玉県戸田市立戸田第二小学校）

実践者の声



※本人提供

「要約や要旨をつかむような学習の際には、不透明色の白い色で文章を消しながら、精査・解釈していく機能は、紙のみの教科書では絶対にできません。教科書に修正ペンを使うなど、それこそ怒られてしまいます。例えば、一文、あるいは部分的に塗りつぶして見えなくさせることで、文章の組み立てに欠かせない文なのか、事例や論拠の補強なのかといったことがわかりやすくなるかと思います。」

（小内慶太教諭：埼玉県宮代町立須賀小学校）

実践者の声



※本人提供

「今まで、教科書は見開き２ページの構成であり、同一ページ内での書き込みは容易でも、デジタル教科書のように一覧して線を引くことはしづらかったのだろうと思います。特に文章構成で、初めと終わりの対応関係を体系的に学ぶ小３・小４の子たちにとって、『はじめ』と『おわり』を一度に線を引け、俯瞰できる総覧性は、紙のみの教科書にない良さだと感じています。」

（小内慶太教諭：埼玉県宮代町立須賀小学校）

ナビ

そうして、たんぽぽの　花の　じくは、
ぐったりと　じめんに　たおれて　しまいます。
けれども、たんぽぽは、かれて
しまったのでは　ありません。花と　じくを
しずかに　休ませて、たねに、たくさんの
えいようを　おくって　いるのです。
こうして、たんぽぽは、たねを　どんどん
太らせるのです。
やがて、花は　すっかり　かれて、その
あとに、白い　わた毛が　できて　きます。

太らせる
わた毛

48　47

この　わた毛の　一つ一つは、ひろがると、
ちょうど　らっかさんのように　なります。
たんぽぽは、この　わた毛に　ついて　いる
たねを、ふわふわと　とばすのです。
この　ころに　なると、それまで　たおれて
いた　花の　じくが、また　おき上がります。
そうして、せのびを
するように、
ぐんぐん　のびて
いきます。

らっかさん　パラシュートともいう。

54　52　50　48　46　45

なぜ、こんな　ことを　するのでしょう。それは、
せいを　高く　する　ほうが、わた毛に　風が　よく
あたって、たねを　とおくまで　とばす　ことが
できるからです。
よく　晴れて、風の　ある　日には、わた毛の
らっかさんは、いっぱいに　ひらいて、とおくまで
とんで　いきます。

晴れる　風　高い

50　49

ひょうじ　オン・オフ

おわる　きく　おおきく　とりけす　はる　スクロール　さしえ　ぼんぶん　URLコピー　がめんほそん　ろくおん　サポート　もくじ　ジャンプ　いんさつ　ぜんがめん　まなぶ　どうぐ

国語学習者用デジタル教科書＋教材　二上　「たんぽぽのちえ」　光村図書

おわりに～実践者の声～

①デジタル教科書の特性である「書き込める教科書」を最大限活かすことで、個別の考えを可視化し、他者と対話しながら読みを深めることが可能に

②読みの困難を解決するための手段として，子ども自身が自分なりのやり方を選択して読むことが可能に

③教師が可視化された学習者の画面を見ることで指導計画を流動的に検討することが可能に

実践者の声



※本人提供

「最初の計画では、（筆者の主張が最初と最後に書かれている）『双括型』の構成になっているところまで進める計画であった。しかし、『主張に赤線を引く』という学習活動をした時点で、画面を確認したところ、前半・後半の主張のみに着目している学習者が多いことに気づいた。そこで、既習の教材文に戻って、再度『主張の見つけ方』を確認してから、構成に進もうと判断した。このように、教師が、可視化された学習者の画面を見ることで指導計画を流動的に検討することが可能になる。」

（鷹野昌秋教諭：東京都武蔵村山市立第七小学校）

提言

ハイブリッドのあり方を「紙の本文＋QR」に限定せず、端末画面に書き込める可能性を残すことが望ましい。

事例提供等協力者：
有泉孝一郎教諭（戸田市立戸田第二小学校、戸田市立戸田東小学校：当時）
浦部文也教諭（横浜市立荏子田小学校）
鷹野昌秋教諭（武蔵村山市立第七小学校）
谷川航主幹教諭（東京都東村山市立青葉小学校）
佐藤幸江客員教授（放送大学）
森下耕治氏（光村図書出版株式会社）
参考資料：
文部科学省委託令和７年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業成果報告書（デジタル教科書の効果・影響の把握に資する大規模アンケート調査等）

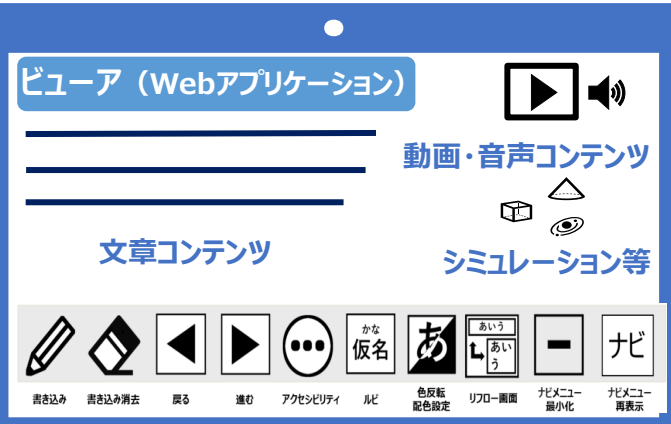
令　和　８　年　８　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 5 回）
資　　料　　3

障害等による学習上の困難の軽減について

令和８年８月18日（火）
文部科学省初等中等教育局教科書課

現行のデジタル教科書による学習上の困難の軽減①

○　現行のデジタル教科書では、現行のデジタル教科書及び閲覧用のWebアプリケーションである「ビューア」に関する標準仕様書上でアクセシビリティ機能の標準実装を求めることにより、障害等による学習上の困難を軽減している。



現行標準仕様書における要件

【１．機能要件】

①ユーザー管理等関係
共通CSVファイルによるアカウント登録・管理、ライセンス管理、SSO認証等

②アクセシビリティ関係
拡大、ルビ振り、色反転、リフロー表示、音声読上げ等による学習上の困難軽減

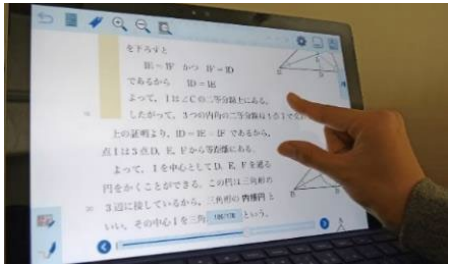
③UI関係
ナビメニューのUI標準化

④他システム連携
クラウドサービス、デジタル教材との連携

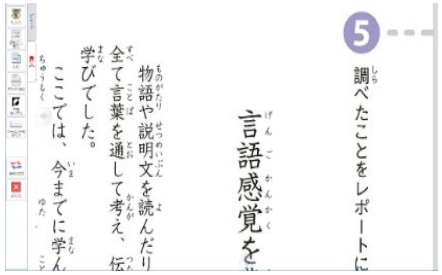
⑤ログ管理
通信エラー等、配信基盤としての質の担保に必要なシステムログを管理

【２．非機能要件】
24時間365日稼働、BCP対策やバックアップの実装、同一ビューアの場合の転出入時データ移行

アクセシビリティ機能のイメージ



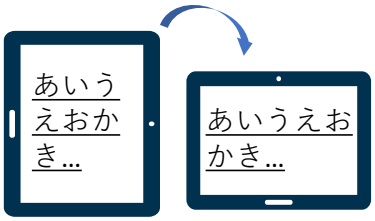
拡大



ルビ振り



背景・文字色の変更・反転



リフロー表示



音声読上げ

※このほか、各社ビューア独自の機能として、①背景色・文字色を複数パターンから選択、②リフロー表示中の文字・背景色の変更等がある。

現行のデジタル教科書による学習上の困難の軽減②

○　これまでの実証研究事業では、障害の種類別に学習上の困難の軽減に有用な機能等の例を整理するとともに、障害等のある児童生徒の指導を担当する教員にヒアリングを行い、実践レベルでの有用性を確認してきた。

１．障害の種類に応じた有用な機能等の例

障害の種類	有用な機能	期待効果の例
視覚障害	色変更	自分が読みやすいように文字や背景色を変更する
	拡大	自分が読みやすいように画面を拡大する
	朗読・音声読上げ	音声により内容を把握する
聴覚障害	朗読・音声読み上げ	朗読・読み上げ箇所のハイライト機能で読んでいる場所がわかる（聴覚活用と視覚からの情報処理）
	ルビ	漢字にルビを振り、語彙の不足を補う（聞こえにくさから、語彙が学年相応よりは少ない傾向がある）
発達障害・知的障害	拡大	注目すべき対象以外を排除し、課題の検討に集中させる
	ジャンプ	指定のページを開かせやすくする
	大型提示装置等での表示	児童生徒の視線を誘導し、課題の把握に集中させる
肢体不自由	朗読・音声読み上げ	音声により内容を把握する（病弱でも耳が良い児童生徒に特に有効）
	大型提示装置等での表示	児童生徒の気付き等の発言を教師が書込み共有することで、書く量を少なくし、考える時間を長めに確保できる

※令和３年度事業の成果報告書から関係箇所を抜粋。

２．担当教員ヒアリング等で確認した実践例

（１）音声読み上げ、拡大機能の活用による理解促進



・**発達障害**等、文字での理解に困難がある児童生徒の場合、速度調整しつつ音声読み上げを活用することで、**自分のペースで学習**できる。

・**弱視**の児童生徒の場合、弱視レンズ等の視覚補助具を使用せずとも、**弱視の程度に応じて紙面を拡大**して学習することができる。

（２）動画・シミュレーションの活用による理解促進、学習意欲の喚起



・**発達障害**等、文字での理解に困難がある児童生徒に対し、**視覚的な理解**を促すことができる。

・シミュレーション機能で自分で図形を動かしたり、色を付けたりすることで、**学習への関心を引き付け**られる。

【出典】文部科学省「令和３～７年度　学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業　成果報告書」、「学習者用デジタル教科書実践事例集」（2022年３月）

新たな教科書のうちデジタル部分のアクセシビリティ機能

○ 「デジタルな形態を含む教科書」のうちデジタル部分では、年度内に策定する標準仕様書において、新たに教科書として認められる動画・音声等に対応したアクセシビリティ機能を実装する方向で検討中。
○ 再生速度調整機能や字幕表示機能により、通常の再生速度では内容の理解が困難な児童生徒や、聴覚障害のある児童生徒の理解に資する。



新たに標準実装される アクセシビリティ機能（イメージ）

機能	概要
再生速度調整機能	再生速度を段階的に調整できる機能を有すること。 ※具体的な再生速度の調整幅については検討中。
字幕表示機能	再生される音声に合わせて、字幕を表示する機能を有すること。

※１　具体的な内容は、「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」（令和７年度補正予算）において、教科書発行者、配信事業者、学校現場関係者及び有識者の間の検討・協議を通じ、テスト開発によるコスト試算も踏まえ、年度内に策定する新たな標準仕様書で決定。
※２　このほか、現行の標準仕様書に定めるアクセシビリティ機能について、引き続き標準実装を求める方向で検討中。

デジタル版の教科用特定図書等の無償給与

○ 「デジタルな形態を含む教科書」では学習上の困難が十分には解消されない児童生徒を対象に、学校教育法等と併せて改正した教科書バリアフリー法により、デジタル版の教科用特定図書等の無償給与を実施する方向で検討中。
○ 今後、デジタル版の教科用特定図書等について、標準規格の策定を予定。

教科書に代えて使用可能

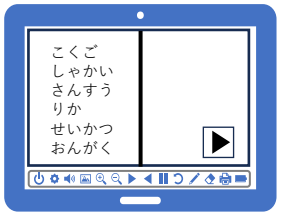
教科書



教科用特定図書等（教科書バリアフリー法に基づく制度）

内容は同じ

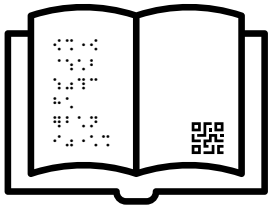
デジタル化 → **デジタル版 教科用特定図書等** New



文字等を拡大 → 拡大教科書



点字化 → 点字教科書



学習が困難な児童生徒にとって

- デジタルな形態を含む一般の教科書と比べ**より高いアクセシビリティ機能**
  - 例えば、単なる音声読み上げ機能だけでなく、多段階の速度調整機能やハイライト表示機能等
  - 法に基づく「標準規格」を国が策定し、発行者に対して適合したものの発行を促すことが可能
- 一般の教科書に代えてデジタル版の教科用特定図書等を**選択して無償で使用できる**
- 現行のデジタル教科書のような**購入手続き上の煩雑さがない**
  - 一般の教科書と同じように国が購入
  - 一般の教科書と同じタイミングで使用できる

令和８年８月１８日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
資料 4

デジタル版教科用特定図書等のあり方について

短期・中期・長期に分けた提案

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第5回） 令和8年8月18日

日本LD学会・全国LD親の会・エッジ「学習者用デジタル教科書の制度改正における通常の教科書のアクセシビリティ保障に関する要望」（令和8年5月14日）に基づく提案

近藤 武夫
東京大学先端科学技術研究センター

本日の結論「2030年に間に合わせ、かつ将来の選択肢に繋げる」

結論

紙かデジタルかの二者択一ではなく、必要な児童生徒が「選べる・試せる」状態を目指す

短期：～2030年4月

- 全社に新規専用システムを一律に求めず、既存の学習者用デジタル教科書が共通のアクセシビリティ要件を満たすか第三者が確認し、一定の水準をクリアしたものは活用する。
- 本人・保護者が年度当初から利用でき、年度途中の利用開始もできる運用を同時に整える。

中期：制度の定着まで

- ニーズに対応でき、共通のアクセシビリティ要件を満たす市販製品がある場合は、第一義的に自治体が購入・利用する。
- あわせて全発行者から、アクセシビリティの基盤となる共通の構造化データ（仮称）を得られる仕組みを用意し、市販製品だけでは対応できないニーズには共通基盤（共通ビューワと配信システム）や別形式制作（点字等）で補完する。

長期：その先

- 「読み障害が発見され、申請できた人だけ」にアクセシビリティが届く制度から、児童生徒がニーズを感じれば、まず共通のアクセシビリティ機能を試せる制度へ。
- 点字・触図など個別性の高い支援は、別途保障する。

共通の軸：コンテンツ側データのアクセシビリティ要件は同じにする。

前提「紙かデジタルかの対立ではないことを基礎とする」

前提

個々の教育的ニーズに応じて、適した媒体を選べること。その前に、どちらが合うかを試せることが必要です。

紙の教科書の価値

- 低学年や教科特性によって、紙が適する場面があります。紙の役割を否定する提案ではありません。

アクセシブルな教材の必要性

- 読み上げ・表示調整等がなければ学習に参加しにくい児童生徒がいます。必要な機能は確実に届ける必要があります。

課題は「選べる」こと

- 紙かデジタルかを制度が先に決めるのではなく、本人に合う方法を試し、必要に応じて組み合わせられる設計が必要です。

その前提として、「試せる」環境が必要です

- 読みの困難は、教材を実際に使ってみて初めて、本人や学校が気づく場合があります。制度が最初から一方だけを選ばせると、必要性を確かめる機会そのものが失われます。
- 事前的な環境整備（基礎的環境整備）が、個別の合理的配慮を機能させる土台になります。

論点は「紙 対 デジタル」ではなく、二者択一を強いる制度設計をどう避けるかです。

問題の所在「申請以前に、ニーズ把握から支援までの経路に弱さ」

問題

規模（ニーズのある児童生徒数）だけでなく、申請に至る前段と、「ニーズ把握後の支援資源への接続」がポイント

3.5%

- **文科省の公表値** 通常の学級に所属する小・中学生のうち、「読む又は書く」に著しい困難のある児童生徒の割合
- 約30.6万人相当（本調査の母集団による換算）

- 文科省の公表値には「書くことの困難のみ」を示す児童生徒も含まれます。
- 3.5%をそのまま「読みの困難」の割合として扱うことはできません。

2.5%

- **政策検討上の仮置き**
- 約21.9万人相当。

- 有病率の推定値ではなく、3.5%全員を読み困難とみなす過大な見積もりを避けるための参考値です。

別指標・制度から見た参考値

- 約14万人：文科省公表値8.8%群のうち個別の教育支援計画あり（参考推計）
- 12,025人：音声教材の需要数・通常の学級（小10,147／中1,878）

- ※母集団・定義は異なり、包含関係ではありません。

① 申請前の「把握」

- 通常の学級で、読みの困難を組織的に把握し、必要な制度につなぐ仕組みは十分に整っているとは言いにくく、教員の気づきや本人・保護者からの相談に左右されます。

② 把握後の「支援資源への接続」

- 困難の把握や計画の作成が、そのまま教材・人員・予算など、必要な支援資源の確保に直結する制度にはなっていません。

出典：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年）、音声教材需要数調査（令和8年度使用教科書）。人数は同調査の母集団（公立の通常の学級：小学校5,875,825人、中学校2,865,494人）による換算。

長期的には、「申請できた人にだけ届く」仕組みだけでなく、共通の入口を広げる必要があります。

問題の理解「何を作り／どう読み／どう届けるかを分けて考える」

問題

この3つを分けると、製品と共通基盤が競合する案ではなく、複線化された供給経路として位置づけられます。

① コンテンツ

「何を作るか？」

- 本文テキスト
- 見出し構造・読み順
- ルビ・代替説明（ALTテキスト）
- ナビゲーション
- セマンティクス

- EPUB Accessibility 1.1 を軸に要件を定める（同規格はコンテンツのWCAG適合も含む）
- 発行者側の上流工程で構造化情報を保持する

② 閲覧環境

「どう読めるようにするか？」

- 読み上げ
- 文字サイズ・行間・色の変更
- キーボード操作
- 設定画面自体のアクセシビリティ

- Web型の閲覧環境では、WCAG 2.2 AA を軸に確認
- 発行者の自社製品でもあ、共通基盤（個社でなく共通のアクセシビリティビューワー）でも実装可能

③ 配信・認証

「どう届け、誰が使えるか」

- サーバ
- 利用資格の確認
- 年度更新・転出入
- 年度途中の追加利用
- 障害対応

- 発行者の自社提供でも、共通基盤でも設計可能
- 利用者側の手続きを軽くする運用設計が必要

共通基盤は「出版社の仕事を置き換える」のではなく、閲覧・配信に共通かつ別の経路も用意すること

実機デモ「共通基盤で何を実現したいか」

デモ

参考まで･･･構造化データを、最低限のアクセシブルなビューワーで開いた場合の単なる試作です。

教科書本文

火山は、どのような場所に多く分布しているのだろうか。

読み上げ中の箇所をハイライトしながら、本文を音声で確認できます。

A− A+　行間　背景　▶ 読み上げ　検索

ページ 42 ｜ 見出しから移動 ｜ 目次 ｜ 全文検索

※この画面は概念を示すモックアップです。

① コンテンツ側

- 構造化データ：本文の意味構造が保たれ、見出し・本文・ナビゲーションとして利用できる。
- EPUB Accessibility 1.1 を軸に構造化。

② 閲覧環境側

- ビューワー自体をキーボードや読み上げで操作でき、表示調整ができる。
- WCAG 2.2 AA を目標に設計。

③ 入口は複数

- QRコードだけに依存せず、目次・ページ・見出し・検索など複数の入口から同じ本文へ到達できる。

このデモでは、①アクセシブルEPUBを、②Readiumベースのブラウザベースのビューワーで開くものです。

デモ

短期

2030年4月までに、現実に届ける

新規の専用システム開発を一律に求めず、今ある製品を活かす。
同時に、本人・保護者が利用開始までにつまずかない運用を整える。

短期「新規専用システム開発を一律に求めず既存製品を活用」

短期

第三者確認により、「出版社をルールで規制する」のではなく、企業の既存投資を活かし、将来の改善・発展につなげる

なぜこの提案が必要か

2030年4月までに、全ての発行者が「デジタル版教科用特定図書等」のための新しいビューワー・配信基盤を別々に一から整備することを前提にすると・・・

- 開発・運用負担が各社で重複する
- 期限までの整備が難しくなる
- 既に行われたアクセシビリティ投資を活かしにくい

・・・という問題が生じがちです。

既存製品を共通要件で確認

確認する例

- 本文テキスト／見出し／読み順
- ルビ／代替説明／ナビゲーション
- 読み上げ／表示調整
- キーボード操作
- 設定画面等のアクセシビリティ

- 確認した結果と制約を公開し、自治体の判断材料にする。

第三者の確認は改善支援に応用

- 発行者の自己評価だけにしない
- 合否だけでなく改善事項を共有
- 既存の評価手段（Ace／SMART等）を活用できる範囲を検証する
- 不足があれば技術的助言につなぐ

- 要件を満たすことが確認された既存システムは、デジタル版教科用特定図書等として活用できる道を残す。

「新しい製品を作ったか」ではなく、その製品をニーズのある児童生徒が実際に利用できるかを確認

短期「教材はあるのに本人が使えない状況を繰り返さない」

短期

技術仕様の話というより、学校現場で本人・保護者が利用開始までにつまずかないための運用上の要望

1	年度当初から	申請・配信・利用開始までを、授業開始に間に合う日程にする。
2	年度途中でも	困難が明らかになった時点で追加申請し、随時利用を開始できるようにする。
3	診断書に過度に依存しない	学校での把握、校内での検討、本人・保護者の申し出も判断材料にする。
4	学校がつなぐ	本人・家庭だけに申請責任を集中させず、学校・教育委員会等が制度を案内する。
5	利用状況を検証する	需要数だけでなく、実利用数・年度途中の追加数を把握し、運用を改善する。

需要数調査だけで必要数を固定せず、「把握しきれていない児童生徒がいる」ことを前提に運用する

中期

出版社の投資を活かしながら、共通データを得る

アクセシブルな製品が市場で評価される経路と、
その製品だけでは届かない児童生徒への補完経路を両立する。

中期「良い製品は市場で評価し、共通データは全発行者から得る」

中期

「自社製品か共通基盤か」の二者択一ではなく、共通データを土台に複数の提供方法を成立させる

発行者が提供するアクセシブルな教科書・教材は、その児童生徒のニーズを満たすか？

Yes

ニーズに対応できるアクセシブルな市販製品が発行者にある場合

- 共通のアクセシビリティ要件を満たす製品がある場合、第一義的に自治体はそちらを購入・利用する原則とする（発行者のアクセシビリティ投資を、製品価値・販売につなげる）

No

アクセシブルな市販製品を持たないか、市販製品だけでは対応できない等の場合

- 構造化データのみ提供し、共通基盤を利用
- 構造化データを、点字・拡大・音声等の別形式の制作で使用する上流データとして活用する

- 代替説明等の付与は、上流での作成を強く推奨。付与が難しい部分は制作・技術支援を提供したり、共通ガイドに基づく下流補完を可能にする。

提供時点の品質基準は、上流・下流のどちらで作成されたかにかかわらず共通とする。

中期「現行制度との齟齬に関する残された課題」

中期

通常の学級では、紙と音声・デジタルを行き来する利用が現実に想定される

利用実態

- 読める部分は紙で読み、読みにくい部分は音声・デジタルで補う・確認する
- 他の児童生徒と同じページ・図・問題番号を共有する

- →「紙を手放して完全に置き換える」だけを前提にすると、通常の学級では使いにくい場合があります。

制度上の制約

- **現行の無償給与は「代えて使用」**
- 現行の教科用特定図書等の無償給与実施要領では、対象図書は「検定教科用図書等に代えて使用」するものとして扱われ、同一種目の検定教科書は原則として併給しない整理です。

- → デジタル版を制度化する際には、併用ニーズを別途どう成立させるかを決める必要があります。

提案

- **併用が必要な場合の「次の手」をルール化**
- ① 現行の「紙+音声教材」の併用可能性が制度改正後も維持されることを明確にする
- ② デジタル版が単独給付され、紙も必要な場合は、学校・自治体・保護者等による別途調達や一般販売での購入を、必要時に遅滞なく行える手順を明確にする

- ※費用負担の在り方は別途制度設計が必要。

長期

「見つけられた人だけ」に届く制度から先へ

必要な児童生徒が、診断や申請の前でも共通機能をまず試せる状態を目指す。
それで足りない部分は、個別支援として確実に保障する。

長期「申請者だけに届く制度から、誰もが試せる制度へ」

長期

発見の仕組みが十分でない以上、アクセシビリティ機能への入口を、申請の前から用意することを長期目標に。

現状① 把握に依存

- 通常の学級では、読みの困難を組織的に見つけ、制度へつなぐ経路が十分でない。
- 教員・本人・保護者の気づきやに左右される。

現状② 申請した人に届く

- 必要性が発見・把握され、申請できた児童生徒には、教科用特定図書等を届けられる。
- 未発見／試したことがない児童生徒がこぼれ落ちる。

長期目標 共通機能はまず使える

- 読み上げや拡大等のアクセシビリティの共通機能は、診断や個別申請を要件とせず、必要な児童生徒がまず試せる方向へ。
- 「使ってみて必要性に気づく」経路を制度側で用意する。

共通機能だけでは足りない場合は、個別支援を保障

- 点字／触図／高度な代替説明／個別の支援技術などは、共通機能では代替できない。
- その場合は、教科用特定図書等や合理的配慮として保障する。

長期「中学・高校での社会的包摂の促進を踏まえた制度に」

長期

この差は「困難が減った」というよりも、小学校から中学校、高校へ進む過程で支援から漏れ落ちている可能性

令和8年度・音声教材（教科用特定図書等）の需要数：障害により音声教材が必要と学校等が判断した児童生徒（通常学級）

小学校

- 10,147人（6学年合計）
- 約1,691人（1学年平均）

→

中学校

- 1,878人（3学年）
- 約626人（1学年平均）

→

高等学校

- 需要数調査対象外
- （参考）主に高等学校用教科書に対応する主要2音声教材の令和6年度利用実績は348人。

同じ文科省調査の参考

- 「読む又は書く」に著しい困難
- 小・中：3.5%（約30.6万人相当）
- 高校：0.6%（約1.2万人相当・公立高校）

- ※文部科学省自身が、入学者選抜や課程の多様性を理由に、小中学校と高等学校は切り分けて考える必要があるとしている。

把握

- 中学校で需要数が小学校より大きく縮小する。困難が減ったと断定せず、把握・申請・利用につながる経路が細くなっていないかを検証する。

供給

- 義務教育段階で作る構造化データと制作ノウハウを、高校教材にも波及できるようにしておく。

財源根拠

- 高等学校には義務教育と同じ教科書無償給与の枠組みがない。アクセシブルな教材を体系的に保障する財源の根拠を、どの制度に置くかを政策課題として明示する。

出典：文部科学省「令和8年度使用教科書に係る音声教材の需要に関する調査結果」、同「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年）、同「音声教材」内「音声教材の概要」（令和8年3月）。高校の人数換算は同調査の母集団（公立高校の通常の学級1,975,328人＝国公私立計の66.1%、全日制・定時制の1〜3年次のみ、通信制を含まない）による。348人は「主に高等学校用の教科書に対応した音声教材」2件の合計で、利用者に高等学校段階以外を含む場合がある。

「高校では必要性が小さい」と読むのではなく、把握・申請・利用経路が学校段階とともに細くなっていないか。

指針等に盛り込むことを検討いただきたい4点

提案

1 短期：新規専用システムを一律要件にせず、既存製品を評価して活用

- 既存の学習者用デジタル教科書を共通のアクセシビリティ要件で第三者確認し、使えるものは活用する。確認は改善支援とセットにする。年度当初・途中追加・柔軟な利用要件など、本人・保護者に届く運用も明示する。

2 中期：市販アクセシブル製品を第一義的に購入し、共通の構造化データで補完経路を確保

- ニーズに対応できる市販製品は、第一義的に自治体が購入・利用する。あわせて全発行者からアクセシビリティの基盤となる共通の構造化データ（仮称）を残し、市販製品だけでは対応できないニーズを共通基盤や点字・拡大・音声等で補完する。

3 長期：「発見・申請できた人だけ」から、必要な人がまず試せる共通機能へ

- 読み上げ・表示調整等の共通機能は、診断・個別申請を要件とせず利用できる方向を長期目標に置く。点字・触図等の個別性の高い支援は別途確実に保障し、高校段階の把握・供給・財源根拠も政策課題として位置づける。

4 共通：日本語教科書のアクセシビリティ実装ルールを段階的に整備

- EPUB Accessibility 1.1等を基礎に、教科書向けの適用ルールを検討する。とりわけ、論理的な読み順と意味構造を上流で保持する方法を検討の中心に据える。既存規格で扱いを決めきれない教科書固有の要素も含め、制作ガイド・検査手順・評価者養成・技術支援を段階的に整備する。

ご清聴ありがとうございました

本編は以上です。以降は参考資料です。

参考資料：目次

参考

以下は参考資料です。別添1・2は、短期提案を実行に移す際の具体的な検討材料として別紙で提出します。

参考1	学校段階と把握・支援の推移	日本の音声教材需要と米国IDEAのSLDサービス受給の推移
参考2	なぜ「発行者の上流工程で構造化情報を保持する」のか	現在の受け渡し工程で失われやすい読み順・意味構造と、段階的なルール整備
参考3	規格上必要な代替テキストを教科書でどう実装するか	学習活動を壊さない説明、日本版ガイド、生成AIの可能性
参考4	ゼロから技術を発明する話ではない	Ace／SMART、EPUB Accessibility、WCAG、数式、SSOの既存資産
参考5	制度・財源：確認済みの事実と政策提案	義務教育の無償給与、高校段階、併用の制度設計
別添1	Ace／SMART の日本語教科書への適用可能性	既存ツールを基礎にした実行検証・日本語固有項目・評価者養成
別添2	生成AIによる画像への代替テキスト付与	規格上の位置づけ、教科書固有の判断、人の確認、権利・データ処理

参考1　学校段階が上がったとき、把握・支援につながる経路はどう変わるか

参考

日本では音声教材需要数が小学校から中学校で大きく減り、高校は調査対象外です。米国IDEAのSpecific Learning Disability（SLD）サービス受給の推移を、制度の違いに留意しながら参考にします。

日本 「把握・申請・利用」につながる経路は細くなっていないか

令和8年度 音声教材需要（通常学級）
- 小学校 10,147人（1学年平均 約1,691人）
- 中学校 1,878人（1学年平均 約626人）
- 高等学校：需要数調査の対象外

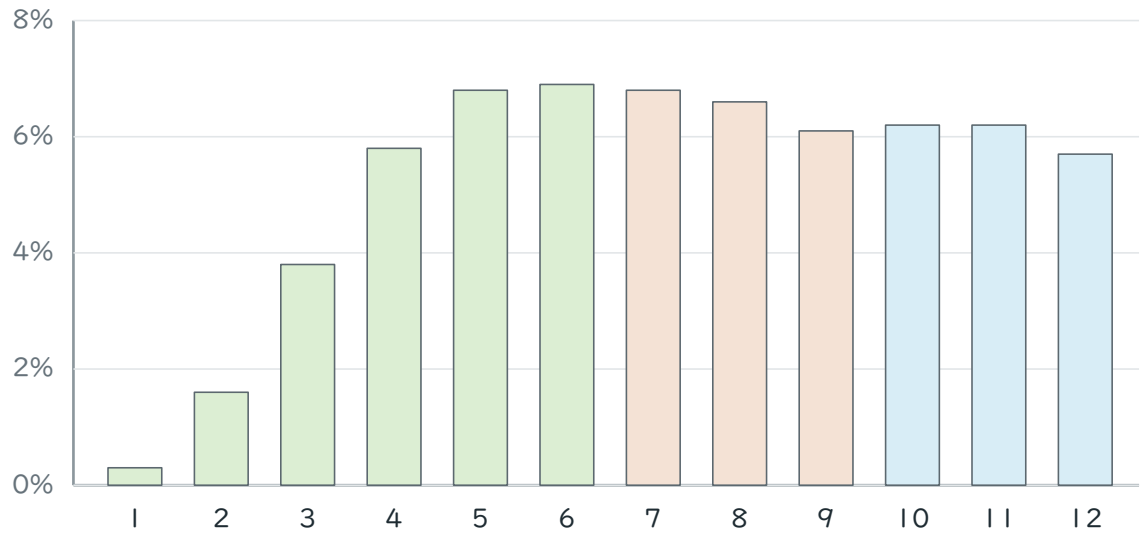
（全在籍形態の合計は33,346人。うち特別支援学級20,858人、特別支援学校463人）

別枠の参考：主に高等学校用教科書に対応する主要2音声教材の令和6年度利用実績348人（高校全体の利用者総数ではない）

同一の文科省調査「読む又は書く」に著しい困難
小・中 3.5%（約30.6万人相当） ／ 高校 0.6%（約1.2万人相当・公立高校）

※これらを「困難が減る」とは断定しない。学校段階が上がる過程で、把握・支援につながる経路がどう変化しているかを検証する材料として扱う。

米国IDEAのSpecific Learning Disability（SLD）でサービスを受ける生徒の割合



1～12年生。5～6年生で約7%に達した後、高校段階までおおむね6%前後で推移。

注意：米国は行政サービス受給率、日本は教員回答・需要数です。水準を直接比較せず、「学校段階で支援が継続するか」というパターンの参考として扱っています。

出典：文部科学省（音声教材需要数調査／令和4年調査）、U.S. Department of Education IDEA Section 618 Data、NCES Table 203.10

参考2 なぜ「発行者の上流工程で構造化情報を保持する」のか

参考

現在受け渡されている版下PDF等では、制作時に持っていた読み順・意味構造・要素間の関係が十分に保持されず、下流では、「推測して復元する」作業が必要になります。

下流で復元しなければならない情報の例

- 読み順・文書構造｜二段組、見出し、本文、脚注、囲み
- 文字組版｜ルビ、圏点、縦中横、漢文訓点
- 注釈・補助情報｜行間注、傍注、側注、コラム
- 空間関係｜地図、年表、系図、組織図
- 対応関係｜凡例、引き出し線、図中ラベル
- 非テキスト情報｜数式、グラフ、写真、図
- 紙面依存表現｜「右図」「赤い部分」「上欄」

これらの多くはHTML／ARIA／MathML等で表現できますが、現在の受け渡しデータからこれらの関係性を推定して復元する作業は重くなります。

「上流で構造化」が必要

発行者の制作工程で、見出し・読み順・注釈・図との対応などの情報を保持できれば、改訂時に再利用でき、特定図書等の製作側で全量を復元する負担を減らせます。

「最初から完璧に」は求めない

経済産業省ガイドブック等を出発点に、
①教科書向け適用ルール
②制作ガイド
③検査手順
④発行者への技術支援
を段階的に整える。技術的に可能なことと、実務として回ることは分けて対応する。

「上流で構造化情報を保持する」というルールと、それが現実に働くようにするガイド・支援をセットで設計

参考3 規格上必要な画像の代替テキストを、教科書でどう実装するか

参考

WCAG 2.2 と EPUB Accessibility では非テキスト情報へのテキスト代替が求められます。ただし「テストや演習」の場合は、答えを与えて学習活動を壊さない配慮が必要。

規格上の位置づけ

WCAG 2.2 の達成基準1.1.1は、非テキストコンテンツに同等の目的を果たすテキスト代替を求めます。

EPUB Accessibility 1.1 はWCAGを土台とし、EPUB Accessibility Techniques も画像の代替テキスト／拡張説明を求めています。

教科書固有の難しさ

図から児童生徒自身が読み取るべき結論を、代替テキストが先に答えてしまうと学習活動が成立しません。

WCAG 1.1.1にも、テストや演習がテキスト化で無効になる場合の例外があります。

必要になるもの

米国等の画像説明ガイドを参考に、

- 画像の種類別の書き方
- 何を書かないか
- 学習活動との関係
- 人が最終確認する責任

を日本の教科書向けに明文化する。

例 火山の分布を示す地図の直後に「どこに多く分布しているだろうか」という問いがある

【不適切】「環太平洋火山帯に多く分布している」
→ 児童生徒が図から導くべき結論を先に与える。

【適切】「赤い点は、南北アメリカ大陸の西の海岸ぞい、日本列島からフィリピン、インドネシアにかけて……連なっている」
→ 目で見る児童生徒と同じ材料を、音声でも得られるようにする。

生成AIは「下書き」に使える

画像と周辺本文を参照させ、下書きを生成することは作業負担を減らす可能性があります。

ただし、学習目標を壊さないか、何を省くか、最終的な妥当性は人が確認する必要があります。

詳細は別添2。

出典：W3C WCAG 2.2（SC 1.1.1）、W3C EPUB Accessibility 1.1／Techniques 1.1。詳細は別添2。

参考4 ゼロから新しい技術的な規格を発明する話ではありません

参考

国際規格・検査ツール・国内ガイドは既にあります。日本で適用するために、日本語と教科書固有の表現への適用検証と運用ルールの整備を行なっていけば利用可能となります。

既にある基盤	できていること	日本の教科書で必要な作業
EPUB Accessibility 1.1	アクセシブルなEPUBの適合・メタデータ要件	教科書向け適用プロファイル、ルビ・縦組み・行間注等の運用
WCAG 2.2	Webコンテンツ／UIのアクセシビリティ基準	教科書ビューワーでの実装・検査手順
Ace by DAISY	自動で確認できるEPUBアクセシビリティ項目	日本語教科書EPUBでの実行検証、検出できない項目の棚卸し
Ace SMART	人手で確認すべきWCAG・EPUB項目の評価支援	日本語の運用手引き、評価者養成、判定のばらつきの確認
経産省 EPUBガイド／NDLガイド	国内の制作側・閲覧環境側の出発点	教科書固有要素への拡充、発行者と実装者の共通言語化
MathML 等	数式を構造化して表現する基盤	日本語読み上げ規則・詳細度・慣用読みの整理

「技術が存在しない」わけではなので、既存技術を日本語教科書に適用するルールと検査・支援体制を体系化することが必要

参考5 制度・財源 ― 確認済みの政策的課題と、政策提案

参考

法令・実施要領の事実認定と、「今後こうしてほしい」という政策提案を混同しないために、以下のように整理しました。

確認済み： 義務教育

- 国公私立の義務教育諸学校で使用する検定教科書は、国の負担で無償給与される。
- 現行の教科用特定図書等の無償給与実施要領は、小中学校に在籍する障害のある児童生徒を対象とし、現状では拡大・点字教科書を対象にしている。
- （課題）同実施要領では、教科用特定図書等は「検定教科用図書等に代えて使用」するものとして扱われ、同一種目の検定教科書は原則として併給しない。

確認済み： 高等学校

- 高等学校は、義務教育教科書無償給与制度の対象ではない。
- 文部科学省の音声教材需要数調査は、小学校・中学校等を対象とし、高等学校を含まない。
- 令和4年調査の高等学校の母集団は公立高校の通常の学級のみ（国公私立計の66.1％）で、通信制も含まない。
- （課題）高校段階でアクセシブルな教材を体系的に供給する財源・需要把握の仕組みは、義務教育と同じ構造ではない。

今後の政策提案の必要性

- デジタル版教科用特定図書等を制度化する際、通常の学級での紙との併用ニーズを前提に運用・仕様を設計する。
- 無償給与としての併給が難しい場合にも、必要時に**紙またはデジタルを別途調達・購入できる手順を確保・明確化**する。
- 高校段階について、義務教育で整えたデータ・ノウハウを波及させ、財源の根拠をどの制度に置くかを今後の政策課題とする。

令　和　８　年　８　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
資　　料　　5

過度な負担が生じないような教科書の発行、採択上の留意点

令和８年８月１８日（火）
文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

これまで、教科書の制作・採択における発行者・採択権者の負担に関し、以下のような意見や懸念が示されているところ（中教審WGを含む）、指針の検討に当たり、どのようなことに留意すべきか。

１．発行の対象となる教科書の形態の種類

＜全ての形態の教科書を制作する必要はないこと＞

○　教科書の形態として、①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの**３種類が考えられるが、教科書発行者はそれら全てを制作する必要はないということを明確に示して欲しい**。（教科書協会）

＜教科特性に応じた教科書の発行点数や発行形態の目安＞

○　①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの３種類の教科書について、どれを幾つ作るか全て発行者次第となると、**採択されるなら作らざるを得ないという過当競争が激化**することは必至で、それによるコスト増から発行が維持できなくなることが懸念されるだけでなく、**採択権者の負担増も心配**される。こうした課題を解消するため、後述の意向調査を踏まえ、例えば、**教科特性や学年に応じ１種類につき１～２つの推奨する形態について国が目安として示す**等、何らかの方向性を示していただけるとありがたい。（教科書協会）

○　**紙・デジタル・ハイブリット教科書**、二次元バーコード先のコンテンツなど、**教科書採択に係る調査研究及び採択事務等が複雑化・増大化することが予想される**ことから、採択に係る調査研究及び採択事務等の負担が軽減されるよう、その期間を十分に確保することや事務手続きの簡略化を図ること。（全国都道府県教育委員会連合会）

教科書発行者・採択権者双方の負担増に鑑みると、国として**同じ内容を３つの形態で制作することを求める意図はなく**、教科書発行者において紙・デジタルそれぞれが効果的な学習場面などを踏まえ、**適切な形態で教科書制作が行われることを想定**。

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

2．採択に係る調査研究における対象範囲の明確化

＜採択に要する負担軽減への配慮＞

○　適切かつ円滑に、学校現場における教科書選定及び教育委員会における教科書採択を実施するため、**二次元バーコード先のコンテンツについて、調査研究の対象となる範囲を明確に示す**とともに、**対象外の内容等が採択に影響を与えないようにする**ための方策を十分に検討すること。（全国都道府県教育委員会連合会）

新たな制度では、教科書に掲載される**二次元コード先のコンテンツも教科書として検定の対象となり、その内容は必要なものに精選**されることとなるが、**教科書採択の際も、調査研究の対象は「教科書」に限定**し、「教科書以外の教材」が採択に影響を与えないよう、現行の教科書の二次元コードのように**教科書以外の教材を一体として提供することは認めない仕組みとすることが必要ではないか**。

3．教科書のデジタル部分の全体像の把握

○　教科書採択において、**デジタル教科書の全体像を把握するのが困難**であり、教科書採択事務の負担が増大する懸念がある。（全国市町村教育委員会連合会）

○　現行の紙の調査に加え、デジタルコンテンツまで含めた網羅的な調査を行うことは困難である。したがって、デジタルコンテンツまで採択の範囲内に含めるのであれば、各教科書会社に**デジタルコンテンツに係る統一の基礎情報をまとめた資料を基に採択権者が判断する形が妥当**であると考える。（指定都市教育委員会協議会）

○　教科書を採択する際に、紙とデジタルの両方の調査に加えて、紙とデジタルの関連づけ方についても詳細に調査する必要があり、教科書採択には多くの時間と労力が求められる。**スムーズな採択を実現するため、提供すべき情報の内容などをより具体的に検討する必要**がある。（全国都市教育長協議会）

・教科書の一部となる動画や音声などの**デジタル部分については、教科書発行者の責任の下で作成・管理し、学習指導要領に基づき必要なものに限定**するなど、一定の枠組みの中で認めることを検定審で検討中。

・デジタルな形態を含む教科書の全体像を把握し、効率的な調査研究・採択を行えるようにするため、**教科書のデジタル機能・デジタルコンテンツの情報を一覧的に採択権者に対して提供することが必要**ではないか。

教科書の発行・採択等の負担に係る主な論点（案）

４．採択における調査研究等の効率化・簡略化

○　デジタルな形態を含む教科書の採択に当たって、**格納された全てのデジタルコンテンツを調査するためには、相当な時間と労力**がかかる。**都道府県教育委員会における調査研究の対象範囲を含め、国として方向性を示す**べき。（委員意見）

＜採択に要する負担軽減への配慮＞

○　紙・デジタル・ハイブリット教科書、二次元バーコード先のコンテンツなど、教科書採択に係る調査研究及び採択事務等が複雑化・増大化することが予想されることから、**採択に係る調査研究及び採択事務等の負担が軽減されるよう、その期間を十分に確保することや事務手続きの簡略化を図る**こと。（再掲）（全国都道府県教育委員会連合会）

- 教科書の一部となる動画や音声などの**デジタル部分については、教科書発行者の責任の下で作成・管理し、学習指導要領に基づき必要なものに限定**するなど、一定の枠組みの中で認めることを検定審で検討中。
- 教科書無償措置法第10条では、都道府県教育委員会は、教科書の研究を実施し、市町村教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが規定されている。
- 共同採択地区でなくても、**市町村教育委員会が共同で調査研究を行うことにより採択事務の負担軽減を図っている事例**がある。国においてそうした**好事例を収集し、横展開を促すこととしてはどうか**。都道府県教育委員会においても共同で調査研究することが考えられるか。
- 都道府県教育委員会が行う調査研究に加え、**市町村教育委員会が更に時間を使って多くの調査研究を必ずしも行わなくていい場合もあるのではないか**。そうした考え方を示すことは考えられるか。

（参考）国会における議論について

○　採択事務の負担軽減については、国会における法案審議でもお答えしているところ。

Q　各教育委員会等における採択事務の負担軽減についてどのように取り組むのか。

【初等中等教育局長】
　文部科学省においては、児童生徒の発達段階や教科特性等を踏まえ、**デジタルの活用が期待される学習場面等を示した大臣指針を策定**することとしており、この大臣指針は、**教科書の採択に当たっての市町村教育委員会の判断の参考にもしていただける**ものであると考えている。

　また、制度改正後の新たな教科書については、**教科書の紙面上に付いている二次元コード先も限定したもののみ認めていく方針**であり、このことも、**教育委員会や学校が採択を行う場合の調査研究の負担軽減にも資する**と考えている。

　その上で、教科書の無償措置法の第10条において、都道府県は、教科書の研究を実施し、市町村の教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが法律上規定されている。**市町村教育委員会が改めて、都道府県が行った調査研究に加えて、更に時間を使って多くの調査研究を必ずしもやらなくていい場合もある**と考えている。
　文部科学省としては、市町村の教育委員会等の採択権者が教科書採択を円滑に行うことができるよう、今回の改正の機会を捉えて都道府県に指導助言をしていく。

令　和　８　年　８　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
資　　料　　6

学習指導要領改訂を見据えた情報活用能力の抜本的向上について

御報告

令和８年８月１８日（火）

文部科学省初等中等教育局
参事官（デジタル学習基盤担当）

どのような論点について検討するのか

各教科等やその目標・内容の在り方

情報活用能力の抜本的向上を図る方策



小中高等学校を通じて、生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化など情報活用能力を抜本的に向上させるための方法はどのようなものがあるか

質の高い探究的な学びの在り方



質の高い探究的な学びを実現するために、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」について、情報活用能力の育成との一体的な充実等を含めどう改善したらよいか

文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方



高等教育段階でデジタル・理数分野の改革が進む中、初等中等教育段階での文理横断・文理融合の視点からどう改善したらよいか

生成AIの活用を含む今後の外国語教育の在り方



生成AIの発達により、質の高い翻訳が可能となる中で、生成AIの活用を含めた外国語教育の在り方や、学ぶ意義についてどう考えるか

主体的に社会参画するための教育の改善の在り方



教育基本法や学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨を踏まえ、子供が主体的に社会参画するための教育の改善をどう考えるか

高等学校教育の今後の在り方



多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善をどう考えるか

質の高い特別支援教育の在り方



特別支援学級や通級指導といった特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方をどう考えるか

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方



幼児教育と小学校教育を円滑に接続するための改善、設置者や施設類型を問わず幼児教育の質を向上させるための共通の方策は何か

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程企画特別部会, 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問のポイント：詳細版）を基に作成

学習指導要領改訂に向けた検討体制

- 中央教育審議会教育課程部会
  - 教育課程企画特別部会
    - 総則・評価特別部会
      - 義務教育検討チーム
      - 高等学校検討チーム

幼児教育WG
国語WG
算数・数学WG
芸術WG
特別活動WG
不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG

特別支援教育WG
外国語WG
理科WG
家庭WG
道徳WG
特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程WG

産業教育WG
社会・地理歴史・公民WG
体育・保健体育、健康、安全WG
生活、総合的な学習・探究の時間WG
情報・技術WG

情報活用能力の育成に関する現状と課題

【学習指導要領上の位置付け】

小学校

【総則での取扱い】

- 情報活用能力の育成を図るため、各教科等の特質に応じ、次の学習活動を計画的に実施することとしている

ア　児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ　児童がプログラミングを体験しながら，コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

【各教科等での取扱い】

- 各教科等の内容の取扱いでコンピュータ等の適切な活用について言及している。特に総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程におけるコンピュータの適切な活用や、文字入力などの基本的な操作の習得等について配慮を求めている

中学校

- 総則における情報活用能力の育成の他、中学校技術・家庭科 技術分野の内容の１つである「情報の技術」において、指導項目を定めている

高等学校

- 総則における情報活用能力の育成の他、「情報科」（情報Ⅰ、Ⅱ）で指導内容を定めている。このうち情報Ⅰは必履修科目（2単位）となっている

【顕在化している課題】

①　指導内容が不十分

- 小学校ではコンピュータやネットワークの仕組みの理解が扱われていない（情報技術の活用と適切な取扱いが中心）
- 中学校でもコンピュータやネットワークの仕組みの理解やデータ活用が十分に扱われていない
- 全体として、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられておらず、情報モラルやメディアリテラシーの育成については、学校による取組の差が大きい

②　小中高通じた育成体系が不明確

- 小学校では、教科等に明確な位置付けがなく、授業時数や指導内容の具体が示されていないため、地域や学校による差が大きい
- 小学校での指導内容と、中学校の技術・家庭科技術分野（情報の技術）や高等学校の「情報科」との体系が明確になっていない
- また、探究的な学習の質の向上のために情報活用能力が重要だが、十分な連携が図られていない

③　必要となる条件整備

- 指導体制の改善を一層加速させる必要がある
- 技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の負担を可能な限り減らす仕組みを構築する必要がある

情報活用能力の抜本的向上に係る主な課題

- 小中高を通じた育成体系が不明確であることや、他国と比べ指導内容が不十分であること等の課題を踏まえ、情報活用能力の抜本的向上に向けた内容面の充実の方向性について、
  （１）どのように情報技術の活用の実態を高めていくか（主に①活用）
  （２）内容として不足している部分をどう充実するか（主に②適切な取扱い、③特性の理解）

という観点で総合的に整理。

情報技術の
※コンピュータ、情報通信ネットワーク、AI、メディア等

①活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

＜具体的な課題＞
- 小学校において教科等に明確に位置付けがなく、地域や学校による差が大きい
- 探究の学習の過程において情報技術の活用が十分ではない

②適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること（情報モラル、権利と責任等）

＜具体的な課題＞
- メディアリテラシーについて学校の取組差が大きい（発信源の確認、複数媒体の比較、ファクトチェック等）
- 急激なスピードで広がる負の側面への対応が不十分（フィルターバブル、エコーチェンバー、デジタルとアナログの適切な使い分け、長時間利用の影響の理解を含むデジタルとの適切な距離の置き方に関する自己調整）

③特性の理解

情報技術の特性の科学的な理解に関すること(コンピュータの仕組み、データ活用等)

＜具体的な課題＞
- 小学校では扱われていない
- 中学校では技術分野の一部での取扱いにとどまる（産業や職業との関連が弱い）
- 学校種通じ、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられていない

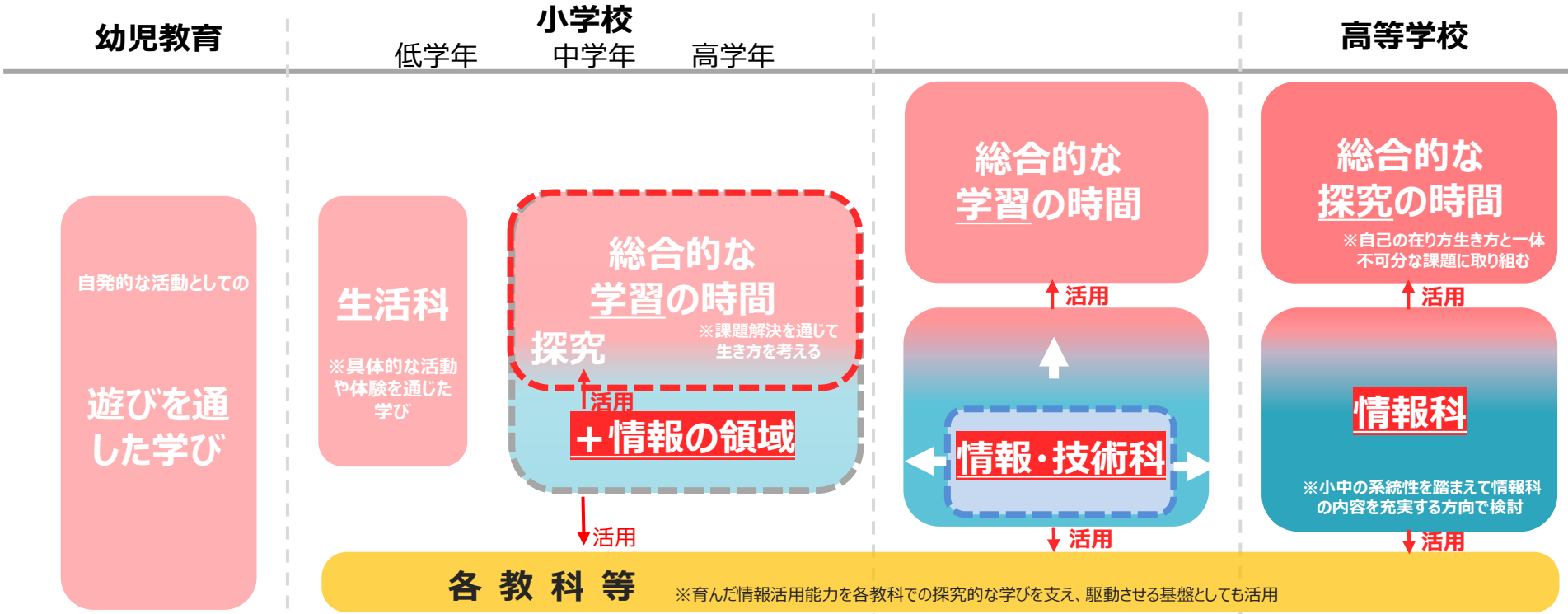
※指導体制の整備と併せて、技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の負担を可能な限り減らす仕組みを構築する必要

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程企画特別部会,論点整理 （令和７年９月25日）を基に作成

情報活用能力の抜本的向上に関する検討
（小中高を通じた体系的・抜本的充実）

- AIをはじめデジタル技術が飛躍的に進展する中、現在中央教育審議会において、学習指導要領改訂に向けた**情報活用能力の抜本的向上について議論**
- 議論において、**主体的に学び、自らの人生を舵取りする力の育成**や、多様で豊かな可能性を開花させる教育の実現を図るためには、**一人ひとりが初発の思考や行動を起こしたり、好奇心を深掘りする中で、学びを主体的に調整**し、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていく**「質の高い探究的な学び」の実現が不可欠**
- 情報・技術WGでは、この実現に向け、**情報活用能力を**各教科等のみならず、**探究的な学びを支え、駆動させる基盤**と位置付け、**探究・情報の双方の観点から大幅な改善を図ることとされた**（以下、イメージ参照※）

※情報活用能力の育成にあたっての指導内容が必ずしも十分でなく、小中高校通じた育成体系が不明確であることから、**小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域」を付加**し、**中学校で「情報・技術科」を創設**する方向性が示されている



【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程企画特別部会,論点整理 （令和７年９月25日）を基に作成

情報の領域、情報・技術科 、情報科の体系整理の方向性

- 情報活用能力の抜本的向上に関し論点整理で示された方向性について、2040年頃の社会を踏まえた重視すべき方向性や、そのために必要な資質・能力としての情報活用能力、新教科・領域等(※)の在り方等を踏まえ、
  - ① 各領域・内容項目が相互にどのような関係にあるのかの整理
  - ② 各内容項目の学習内容イメージを踏まえ、より具体化した内容のまとまりごとの整理

  について検討を行った。

(※)小学校　総合的な学習の時間（情報の領域）、中学校　情報・技術科、高等学校　情報科

1．2040年の社会の想定

✓ **AI・ロボットによる雇用構造の変化**
- 生産年齢人口の約1,100万人の不足
- AI・ロボット等の活用を担う労働者が約339万人不足

✓ **偽・誤情報の拡散による社会の分断**
- フィルターバブル等による価値観の偏りが増大
- 負の側面の理解、適切に対応する力が不十分

✓ **流動化する労働市場とマルチステージ型社会への転換**
- 社会や産業のニーズに応じて柔軟に学び続け働く姿勢の重要性の高まり

教育政策の遅れが、新たな価値創出を阻み、我が国の経済・民主主義の基盤を揺るがす

2．重視すべき方向性

日々の情報を見極め、ゆるぎない健全な民主主義社会を支える主権者の育成



➢ 情報技術やメディアの正負の側面を捉え、日常にあふれる情報の真偽や偏りを吟味して、意見を形成したり、判断を留保したり、異なる他者と対話したりする

我が国の経済の維持・発展を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成



➢ AI、DX等のスキルを駆使し、自身の生産性を向上したり、安全性や信頼性を踏まえ現場で協働的に課題解決を進めたりする

社会の変化に積極的に対応し探究し学び続けるアクティブラーナーの育成



➢ 情報技術を活用して自ら問いを立て、多様な情報を収集、整理・分析し学び続ける

社会革新を生み出す世界トップレベルのイノベーターの育成



➢ 多様な情報を統合して新たな価値を創造したり、AI等を用いて新たな仕組みやサービスを構想する

すべての人々に情報活用能力が必須となる

すべての子供たちに一定程度以上の情報活用能力を育み、
- ✓ 情報技術の賢い使い手を育てる（**広い裾野**）とともに、
- ✓ できる限り多くの情報技術を活用したイノベーションの創り手を育てる（**高い頂**）方向で改善

具体的には、高校卒業生全員に対し、数理・データサイエンス・AIを「日常の生活や仕事等の場で使いこなす」ことができる「リテラシーレベル」の学習を保障する枠組みを構築する。

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年７月30日）を基に作成

情報活用能力として育成すべき資質・能力を体系的に整理するイメージ

- **情報活用能力の学習の基盤としての位置付け、情報活用能力の範囲、情報技術の変動性に留意しつつ、情報活用能力の構成要素別に（情報技術の①活用、②適切な取扱い、③特性の理解）、各学校段階で育成すべき主な資質・能力の例を以下のとおり「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」に整理してはどうか**

		小学校		中学校		高等学校	
		知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等
① 情報技術の活用	課題の設定 情報の収集 整理・分析 まとめ・表現 基本的な操作	・多様な情報収集の方法を身に付ける ・情報やデータを整理し傾向を把握する方法を身に付ける ・目的に応じた表現技能を身に付ける ・情報技術の適切な操作を身に付ける	・適切な方法で情報やデータを収集・整理し傾向を明らかにしたうえで、目的に応じて効果的に表現し、身近な課題を解決できる	・効率的な情報収集の方法を身に付ける ・情報やデータの統計的な分析の方法を身に付ける ・複数の情報技術の組み合わせた表現技能を身に付ける	・複数の手段により効果的に収集した情報やデータを統計的に分析し根拠を判断したうえで、適切な情報の加工をもって課題を解決できる	・組み合わせによる効果的な情報収集の方法を身に付ける ・情報やデータを構造化し科学的に分析し論理的に考察する方法を身に付ける ・情報技術を統合した効果的な表現技能を身に付ける	・情報技術の特性や信頼の多面性を踏まえ、情報やデータを統計的・多角的に分析し根拠を判断したうえで、解決策を論理的に構成・適切に表現し、効果的な議論を経て課題を解決できる
② 情報技術の適切な取扱い	法や制度 倫理 安全・メディア理解	・自他の権利やルール、マナー、セキュリティを理解する ・生活や健康への影響、安全管理を理解する ・メディアにより情報や印象が異なること、誤情報・悪意のある情報もあることを理解する	・権利と責任、ルールとマナー、セキュリティ、情報技術の活用による影響等を踏まえて適切に行動することができる	・権利に係る基本的な法・制度や責任を理解する ・倫理的配慮や情報セキュリティの基本を理解する ・心身を含むリスク評価と適切な対処を理解する	・法や倫理等を多面的に考え、情報セキュリティを踏まえつつ、情報技術のリスクを評価して適切に行動することができる	・法・制度の意義や責任を理解する ・倫理的な配慮を踏まえた適切な活用に関し理解する ・情報セキュリティを踏まえたリスクと利便性の評価・管理を理解する	・法・制度の意義や倫理的課題を考察し責任をもつことや、情報セキュリティを踏まえつつ、情報技術のリスク、利便性、信頼性等を評価して適切に行動することができる
③ 情報技術の特性の理解	情報及びコンピュータの原理 AI アルゴリズム・プログラミング デザイン データの扱い コミュニケーションやメディア 社会的役割	・生成AIを含む情報技術の基本的な仕組みや特性を理解する ・コンピューターに指示するために必要な手順を理解する	・情報技術の特性を踏まえ、プログラミング的思考に基づき、身近な課題の解決策を表現することができる	・情報技術の仕組みを理解する ・AIの仕組みと社会での活用を理解する ・アルゴリズムの理解と構造的な表現方法を身に付ける ・ユーザ視点の情報デザインを理解する ・データの効率的な管理・活用の仕方を身に付ける ・メディア特性が受信・発信に与える影響を理解する ・技術による社会のシステム化を理解する	・情報技術の仕組みや特性を踏まえ、AIやアルゴリズム、情報デザイン、データ分析、メディアの活用と社会的視点を統合し、生活や社会における課題を多面的に分析して解決策を構想・表現することができる	・情報技術の原理を科学的に理解する ・AIの特性と課題を踏まえた活用の方法を身に付ける ・アルゴリズムやシステム構築の設計と評価の方法を身に付ける ・ユーザ中心の情報設計・評価の方法を身に付ける ・データの科学的分析・解釈や、モデル化、シミュレーションを理解する ・メディア・ツールの統合・活用の方法を身に付ける ・技術発展の影響を多面的に理解する	・先端技術を含む情報技術の原理や特性を踏まえ、AIやアルゴリズム、情報デザイン、データ分析、モデリング、シミュレーション、メディア・ツールの活用と社会的視点を統合し、生活や社会における専門的な課題を分析し的確に捉えて、解決策を創造的に構想・表現することができる

【出典】文部科学省 中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年７月30日）を基に作成

第３学年

情報技術の適切な取扱い

① 法や制度

a. 著作権
・ファイルの共有や共同編集をしながら、勝手に消さないなどの使い方のルールを考え、人のデータの扱い方を確かめる

b. 情報に関わる権利
・作品をコピーしたり書き換えたりする体験を通して、デジタルでは簡単に複製できることや、人の作品を大切に扱う必要性について考える

② 倫理

a. ルールを守る大切さ
・クラスメイトと文章やスライドを共同編集した記録を見ながら、文章を誰かが消したり、書き換えることで困ることなどに気づき、情報を大切に扱う理由やルールについて話し合う

③ 安全・メディア理解

a. 受け取る情報の特徴
・文章や画像それらを組み合わせたものを例に、全ての情報は切り取られており、受け取る印象が異なることや、情報は再構成されていること、情報の真偽を意識することについて考える

b. 利用時間と影響を知る
・１日の端末の利用時間やその内容を振り返りながら、長時間利用による目の疲れなど健康や生活への影響を知り、自分なりの賢い付き合い方を考える

c. ID・パスワード管理
・ID・パスワードの変更や管理を体験しながら、情報を守るために秘密にして大切に扱うことについて考える

情報技術の特性の理解

① 情報及びコンピュータの原理

a. コンピュータと生活の関わり
・学校や家庭で便利だと感じる場面を振り返り、コンピュータやAIが使われているものをスライドにまとめて発表しながら、身近な生活との関わりを確かめる

b. コンピュータとアクセシビリティ
・画面の明るさや文字の大きさ、音量などを調整することで情報機器が多くの人にとって使いやすくなる工夫がなされていることを知る
・スライドに合わせてナレーションを録音・修正し、音声を加えることで内容が伝わりやすくなることを知る

③ アルゴリズム・プログラミング

a. コンピュータに意図した処理を行わせる
・プログラムを使って、命令の順番によって動きが変わることを確かめる
・作った作品を見せ合い、感想を伝え合いながら動きや表現を工夫してプログラムを改良する
・好きな楽器の音を組み合わせてリズムを作るプログラミングを体験し、自分の考えた表現をコンピュータで実現する活動を行う

④ デザイン

a. 情報の整理・可視化
・スライド編集ソフトで情報を整理し、表や図、画像等を用いて情報を分かりやすく伝えるための表現方法を知る

⑤ データの扱い

a. データの保存・管理・検索
・写真や動画・文書等を作成し、保存しながら、クラウド上の保存ファイルの場所の確認や、ファイルの複製、フォルダに整理・保存・検索する方法を知る

⑥ コミュニケーションとメディア

a. メディアの仕組みを知る
・文字・画像・音について、単独の場合と組み合わせた場合の伝わり方を比較し、コンピュータではそれらを組み合わせたり加工したりできることを知り、情報の組合せ方によって分かりやすく相手に伝えられることを確かめる

※ 内の情報ブロックは、ミニ探究ユニットにおいて、探究のプロセスに位置付けて学ぶ（以下 で記載）

※情報ブロック：情報技術に関する基礎的な内容を学ぶ小さなまとまり
ミニ探究ユニット：探究のプロセスにおいて情報活用能力の諸要素を学びながら活用する小単元

情報技術の活用

適切な取扱いや特性の理解で学んだことを総合的に活用し、リアルな課題を解決しながら、生活や将来に繋がる力にする

ミニ探究ユニット例❶「おもしろい生き物の図鑑をつくろう」

①課題の設定 総合的に活用（ ①b. ④a. ⑤a. ）
・おもしろい生き物についてインターネット検索で情報を集め、図鑑にまとめることを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ①a. ③b. ①a. ）
・インターネットで情報を検索したり、文書作成ソフトで貼り付けてファイルを作成し、適切かつ効率的にデータやファイルやフォルダを整理・管理する方法を知る
・インターネット検索を通して情報を集め、ファイルに名前を付けて保存し、整理し蓄積する
インターネット検索
⑤a. データの保存・管理・検索
ファイルの作成

③整理・分析 総合的に活用（ ①b. ①b. ）
・収集したおもしろい生き物の画像や説明などを共有フォルダに整理して保存する
・スライド編集ソフトを使って、蓄積した情報を整理して入力したり、文字の大きさや形、配置等を工夫して見やすくしたりする
フォルダの整理
④a. 情報の整理・可視化

④まとめ・表現 総合的に活用（ ②a. ⑥a. ）
・スライド編集ソフトを使って、表や図をつくり、画像と説明文を組み合わせて、わかりやすく表現する方法を知る
・おもしろい生き物図鑑を作成し、友達と共有フォルダを活用して交流する
④a. 情報の整理・可視化
スライドの作成・交流

ミニ探究ユニット例❷「学校の自慢を写真や動画で紹介しよう」

①課題の設定 総合的に活用（ ③a. ⑥a. ）
・学校の自慢を写真や動画を使って紹介することを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ③c. ①a. ）
・学校の自慢を写真や動画で撮影して情報を集め、ファイル名を付けて整理し記録する
・撮影した写真や動画を保存・蓄積したり、トリミングして整えたりする方法を知る
写真・動画の撮影
⑤a. データの保存・管理・検索

③整理・分析 総合的に活用（ ②a. ）
・スライドの構成を工夫して、情報を効果的に伝えるための文字・写真・動画・音を配置する方法を知る
・写真を思考ツールを使って整理したり、写真にコメントを付けて分類したりしながら選定する
④a. 情報の整理・可視化
コメント・分類

④まとめ・表現 総合的に活用（ ③a. ⑥a. ）
・スライドに合わせてナレーションを録音し、聞き取りやすさを確認しながら撮り直す方法を知る
・作成したスライドを分かりやすく修正・工夫し、学校の自慢を複数のスライドを使って発表する
①b. コンピュータとアクセシビリティ
スライドの作成・発表

・基本的な操作

a. タイピング ・キーボードで文字を入力する基本的な方法を学ぶとともに、Web上の練習サイト等を使ってみながら、慣れるまで反復することが大事であることに気付く

b. クラウドの使い方 ・各教科等の学習活動で活用するクラウド上の汎用的なアプリケーション（文書作成ソフト、表計算ソフト等）について、基本的なアクセス方法や簡単な操作をまとめて学ぶ

※メディアリテラシーに関する内容は、個別の情報ブロックで指導したうえで、すべての情報ブロックやミニ探究ユニットにおいて働かせることに留意

※ミニ探究ユニットは仮のイメージであり、予算事業等を通じた教材の検討過程で具体化を図る

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年７月30日）を基に作成

第４学年

情報技術の適切な取扱い

① 法や制度

a. 著作権
・©マークやWebページの注意書きを調べ、作品には作った人の権利があることや使う際の配慮について考えた上で、引用や出典の書き方を確かめながら、情報を正しく扱う意味について考える

② 倫理

a. ルールを守る大切さ
・インターネットで情報を調べたり発信したりする場面をもとに、写真の公開や書き込みの影響について考えるとともに、投稿内容が長く残る事例を確かめながら、自分や他人の情報を安易に公開しないことの大切さについて考え、自分の行動が社会にどのような影響を与えるかについて考える

③ 安全・メディア理解

a. 受け取る情報の特徴
・同じ写真をもとに、全体や一部を切り出して情報を伝えようとする体験を通じて、同じ事物でも伝え方や内容が変わり、受け手の印象も変わることを確かめる。また、偽・誤情報の例をもとに、AIも含めて情報を鵜呑みせずに立ち止まって考えたり、真偽がはっきりしない情報は活用しないことも含めて考える

・SNSで発信した情報がすぐに拡散していく場合があることや、SNSで流れている情報にはどのようなものがあるかなどを知り、情報技術の特性による便利さと危険性を整理し、その仕組みが生活に与える影響について考える

b. 計画的な利用
・家庭などでの端末やデジタル機器の使い方を振り返り、使い過ぎや夜遅くまでの利用が睡眠に与える影響に気付き、使う時間や場面を見直しながら、自分なりの端末の利用計画を立てる

c. セキュリティ
・フィッシングサイトの疑似体験を通して、情報を鵜呑みにせず、偽サイトの見分け方を確かめ、安全な行動や相談の仕方について考える

情報技術の特性の理解

① 情報及びコンピュータの原理

a. インターネットやSNSの仕組みや特徴
・動画教材などでSNSの種類や基本的な仕組みを調べ、便利な点と問題点を出し合いながら、使い方による影響の違いについて考える

・インターネットやSNSの特徴を知り、複数の情報を比較して判断することの大切さを知る

b.クラウドの仕組みや特徴
・クラウド上で回答形式を工夫したウェブアンケートを作成し、共有して情報を集める方法を知る

③ アルゴリズム・プログラミング

a. コンピュータに意図した処理を行わせる
・センサやスイッチで動く機器を調べたり簡単なプログラミングを体験したりしながら、情報を受け取って判断し、動作する仕組みを確かめる

b. コンピュータの有用さを知る
・作ったプログラムの動きを確かめながら不具合を修正することを通して、コンピュータを使った問題の解決を体験する

④ デザイン

a. 情報を整理して可視化する
・表計算アプリで目的に応じて適切に情報を伝えることができるグラフの表現や、配色、表示項目等の表現方法を知る

・クラウド上でグラフを作成して可視化し、分かりやすく表現して共有し、情報の伝わり方の違いを確かめる

⑤ データの扱い

a. データを安全に共有する工夫
・共同編集や閲覧・編集の権限設定を体験しながら、設定による違いを確かめ、権限設定により目的に応じて安全に共有する方法について考える

b. データの種類に合わせ可視化する
・データの種類や分析の目的に応じた表や様々なグラフを適切に可視化する方法を知る

・表計算アプリでデータを可視化した表や様々なグラフをもとに複数の種類のグラフ等を比べながら、分析して考察する

⑥ コミュニケーションとメディア

a. 情報を写真や動画に加工する
・端末のカメラやマイクで集めた情報を写真や動画に編集しながら、加工によって情報の伝わり方が変わることをかめる

※ 内の情報ブロックは、ミニ探究ユニットにおいて、探究のプロセスに位置付けて学ぶ（以下 で記載）

※情報ブロック：情報技術に関する基礎的な内容を学ぶ小さなまとまり
ミニ探究ユニット：探究のプロセスにおいて情報活用能力の諸要素を学びながら活用する小単元

情報技術の活用

適切な取扱いや特性の理解で学んだことを総合的に活用し、リアルな課題を解決しながら、生活や将来に繋がる力にする

ミニ探究ユニット例❸ 「みんなの『好き』をポスターにまとめよう」

①課題の設定 総合的に活用（ ③b. ④a. ⑤b. ）
・クラスの友達の興味・関心の傾向をランキングで明らかにすることを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ②a. ）
・ウェブアンケートで、記述式や選択式などの回答の種類や回答数を設定し、答えやすい質問を考えて作成する。その際、SNSなどでURLを共有し情報を集められることを知る
・ ウェブアンケートを作成して回答を募集したり、友達のウェブアンケートに回答したりする
①b. クラウドの仕組みや特徴
Webアンケートの作成・回答

③整理・分析 総合的に活用（ ③a. ⑤b. ）
・様々なグラフを比較しながら、どのグラフを使うと分かりやすいのかを考え、データの表し方によって印象が変わることを知る
・アンケート結果を表計算ソフトを使ってグラフにし、傾向を比較・検討する
④a. 情報の整理・可視化
表・グラフの作成

④まとめ・表現 総合的に活用（ ②a. ⑤a. ）
・クラウド上で共同編集しながら、グラフや文字を用いて分析結果をポスターにまとめる。オンライン授業ツールで、ポスターを相互に参照し、コメントを付け合うなどして交流する方法を知る
・整理・分析したみんなの好きに関する情報をポスターで表現して発表する
④a. 情報の整理・可視化
作品の共同編集・交流

ミニ探究ユニット例❹ 「デジタル技術の正と負の側面を踏まえたマイルールをつくろう」

①課題の設定 総合的に活用（ ②a. ③b. ）
・端末の使用傾向から問題状況を見出し、マイルールをつくることを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ③a. ）
・インターネットやSNSの大まかな特徴や、生活や学習で役立つことや困ったことを出し合う。また、複数のウェブページを閲覧・比較しながら情報の内容が異なることを知る
・SNSに関する情報を学習支援ツールの掲示板機能やチャット機能、インターネットを使って収集する
①a. インターネットやSNSの仕組みや特徴
掲示板・チャットの閲覧・収集

③整理・分析 総合的に活用（ ②a. ⑤b. ）
・クラウドを使って情報をグループに分けたり並べ替えたりして整理し図で表し、分析する方法を知る
・「こうしたら気持ちよく使える」「こうすると困りごとが起きやすい」などをグループで話し合いながら、収集した情報を整理し、SNSの使い方を表計算ソフトを使って表・グラフ化して分析する
④a. 情報の整理・可視化
表・グラフの作成

④まとめ・表現 総合的に活用（ ③b. ④a. ⑤a. ）
・SNSを安全に使うためのマイルールをスライドでまとめ、オンライン掲示板で共有する
・SNSの仕組みの良い点と悪い点について話し合い、拡散の速さと多くの人に伝わる仕組みが便利さと危険の両方につながっていることを知る
オンライン掲示板での交流
③a.受け取る情報の特徴

※メディアリテラシーに関する内容は、個別の情報ブロックで指導したうえで、すべての情報ブロックやミニ探究ユニットにおいて働かせることに留意

※ミニ探究ユニットは仮のイメージであり、予算事業等を通じた教材の検討過程で具体化を図る

【出典】文部科学省 中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年１月30日）を基に作成

第５学年

情報技術の適切な取扱い

① 法や制度

a. 知的財産
・身近なロゴやキャラクター、音楽などを調べて分類しながら、知的財産を守る理由や守られない場合の影響について考える

b. 個人情報
・身近な情報の中から個人情報につながるものを話し合い、情報を守る方法や肖像権などについて考えながら、自分の端末設定や使い方を見直す

c. AI等に係る権利
・AIが作った文章や画像を見て、著作権や利用ルールについて考え、使用時の注意点をまとめる

② 倫理

a. 責任ある利用
・インターネット上のトラブル事例を調べる。また、どのような行動がそのような事態を生んだのか話し合い、情報社会で守るべき責任や行動について整理し、社会でどのように行動したらいいか考える

③ 安全・メディア理解

a. 受け取る情報の特徴
・報道メディアと、様々な情報が様々な人から発信される場であるSNSとの違いを知り、情報の信頼性や影響、情報メディアごとの特徴を整理して、多様なメディアとの接し方を考える

・表現の工夫やプライバシーへの配慮、情報発信元への反応や評価を受け手が簡易に行うことのできる仕組みの影響など、メディアの情報の特徴を考える

b. 利用時間のルールを立てる
・学校や家庭での端末の使い方を振り返り、視力や姿勢、生活リズムなど健康との関わりを整理し、適切な利用時間ルールを考える

c. セキュリティ
・コンピュータウイルスや情報漏えいなどの事例をもとに危険や対策を整理し、ソフトウェア更新やメールの扱い方など、自分にできる情報セキュリティ対策を考える

情報技術の特性の理解

① 情報及びコンピュータの原理

a. ネットワークやセンサー
・ネットワークや海底ケーブルの図を踏まえ、情報通信の仕組みを調べる。また、身近な機器に使われるセンサーの種類や働きを確かめる

② AI

a. AIを体験する
・画像判定AIに身近な物の画像を読み取らせ、AIが多くのデータを学習して動くことや、判定を間違える場合があることを確かめる

③ アルゴリズム・プログラミング

a. 手順を考える
・身近な生活の中で、自動で動く機械の仕組みを調べ、その手順を図に整理して説明する

・自動で動く手順には、物理的な技術と情報技術が組み合わさっていることを知る

b. プログラミングを行う
・プログラムによる処理の流れを考えながら作成し、命令の順序によって結果が変わることを確かめる。
・条件や繰り返しを用いたプログラムを作成し、結果を確かめながら改善する方法を知る。
・作成したプログラムを比較し、よりよいものとなるよう改善する

・ロボットの基本動作を順序立ててプログラムで再現し、プログラムが身近な課題の解決に活用できることを知る

c. センサーを活用する
・センサーの値をもとに条件分岐を設定し、ロボットの動きが変わることを確かめる

⑤ データの扱い

a. データの保存・管理・検索
・画像、文書、音楽、動画などのファイルの種類や名前、日付などによるファイルの整理・検索方法を通して、データの扱いに関する特性や構造化について知る

・ファイル形式や保存設定によるデータ容量の違いを知り、適切に保存する方法を知る

⑥ コミュニケーションとメディア

a. SNSの表現と特性
・SNSの利便性や、文字・画像・動画・音の伝わり方の違いを比較し、メディアの表現方法による印象の違いを考える

⑦ 社会的役割

a. 身近な情報技術の役割
・身近な情報技術の事例をもとに、役割や社会での働きを考え、情報社会における情報技術の役割についてまとめる

※ 内の情報ブロックは、ミニ探究ユニットにおいて、探究のプロセスに位置付けて学ぶ（以下 で記載）

※情報ブロック：情報技術に関する基礎的な内容を学ぶ小さなまとまり
ミニ探究ユニット：探究のプロセスにおいて情報活用能力の諸要素を学びながら活用する小単元

情報技術の活用

適切な取扱いや特性の理解で学んだことを総合的に活用し、リアルな課題を解決しながら、生活や将来に繋がる力にする

ミニ探究ユニット例❺「友達の好きや得意を紹介する動画をつくろう」

①課題の設定 総合的に活用（ ②a. ⑤a. ⑥a. ）
・友達の好きや得意についてのインタビュー動画を使って、CM動画を作成することを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ①b. ）
・インタビューにおける質問、画角、音量、配慮事項（プライバシー、肖像権、話す人が安心できる環境整備、データの保存方法や取扱いなど）を踏まえて動画の撮影を計画する
・インタビュー撮影の目的や内容を説明し、撮影の許可を得ることができた友達に、動画の撮影をしながらインタビューする

③a.受け取る情報の特徴
インタビューの録画・録音

③整理・分析 総合的に活用（ ⑥a. ）
・ファイルの形式ごとの種類や特性、ファイルの保存の設定や形式の違いによるデータ量の違いについて知る
・インタビュー動画から、必要な場面をカットするなどしてCM動画のパーツを作る

⑤a. データの保存・管理
動画の素材づくり

④まとめ・表現 総合的に活用（ ②a. ⑦a. ）
・パーツを組み合わせ、テロップを入れて編集し、CM動画で表現して発表しまとめを行う
・完成したCM動画を視聴し合い、オンライン掲示板を使って、「いいね」やコメントを伝え合う。受け手の反応からメディアの与える影響について考える。

動画の作成・発表
③a.受け取る情報の特徴

ミニ探究ユニット例❻「プログラムでオリジナルロボットを作ろう」

①課題の設定 総合的に活用（ ③a. ③b. ⑦a. ）
・自分のお掃除ロボットをデジタルで描き、プログラミングで動かすことを課題として設定する。

②情報の収集 総合的に活用（ ①a. ③c. ）
・ロボットの行動パターンを記録し、「センサなどで感知→プログラムに従って判断→モータなどで動作」という流れがあり、実際にプログラミングでロボットの動きとして再現できることを知る
・「前に進む」「もし〇〇なら」の手順やイベントなどのプログラムを設計し、ロボットの動きを再現する

③a. 手順の構想
プログラムによる創作

③整理・分析 総合的に活用（ ⑤a. ）
・オリジナルロボットの動きをフローチャートにまとめることを知り、簡単なプログラムを設計・制作する
・ロボットが進む・止まる・向きを変えるなどの動きを考え、動きを確かめながらプログラムを改良する

③b. プログラムの作成
プログラムによる創作

④まとめ・表現 総合的に活用（ ③b. ⑦a. ）
・友達のロボットを体験し合い、自分のオリジナルロボットのプログラムを評価し、改善する
・プログラムの操作や工夫、今後どのようなプログラムを作ってみたいかを考えたことをスライド動画でまとめたり発表したりして、プログラムによって身近な課題を解決できることを話し合う

③b. プログラムの作成
プログラムの評価・改善

※ミニ探究ユニットは仮のイメージであり、予算事業等を通じた教材の検討過程で具体化を図る

※メディアリテラシーに関する内容は、個別の情報ブロックで指導したうえで、すべての情報ブロックやミニ探究ユニットにおいて働かせることに留意

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年７月30日）を基に作成

第６学年

情報技術の適切な取扱い

① 法や制度

a. 情報発信に係る法や制度
・SNS投稿の拡散による炎上やプライバシー侵害、犯罪につながる事例を知り、誹謗中傷や個人情報の無断公開などが法律で問題となることを踏まえ、適切な情報社会の一員として責任ある情報発信の在り方について考える

・AIが作る文章や画像は、誰かが作った作品を学習している場合があることを知り、著作権など創作者を守る法や制度を通して、ルールを踏まえたAI活用について考える

② 倫理

a. AIを使うときのマナー
・AIで作られた文章や画像を発表・共有する際に、出典の明記やデータの安全性、差別や偏見への配慮などの責任について整理し、自分が学習や生活でAIを使う際の注意点をまとめ、社会の中でどのように活用していくか考える

③ 安全・メディア理解

a. 情報の偏りと多角的な見方
・SNSや動画投稿サイトを体験しながら、アルゴリズムによって個々の人に合わせた投稿が表示されやすいことに気付く
また、エコーチェンバーやフィルターバブルの仕組みを踏まえて、情報の受け止めに自分のバイアスがあることを自覚しつつ、多角的に情報を捉える姿勢について考える

b. 情報の信頼性を確かめる
・偽情報や誤情報の事例をもとに、複数の情報源での確認や発信元の調査など、情報の信頼性を可能な限り確かめる方法を考えながらも、誤情報や曖昧な情報は用いず拡散しないことなど、情報との向き合い方についてグループでまとめ、共有する

c. ネット利用と生活習慣の見直し
・インターネット依存の事例や影響を調べて対策をまとめるとともに、新しい手口が次々と現れ、それに合わせて対策も変わっていることを確認する。また、不正アクセスの仕組みを振り返り、IDやパスワード管理、認証方法などの安全対策について整理する

d. 不正アクセス
・サイバー犯罪の事例や影響を調べて対策をまとめるとともに、新しい手口が次々と現れ、それに合わせて対策も変わっていることを確認する。また、不正アクセスの仕組みを振り返り、IDやパスワード管理、認証方法などの安全対策について整理する

情報技術の特性の理解

① 情報及びコンピュータの原理

a. コンピュータの入出力を認識する
・コンピュータの入出力の仕組みを振り返り、身近な機器の例から「入力→処理→出力」の働きを調べてまとめる

③ アルゴリズム・プログラミング

a. アルゴリズムの工夫
・手作業とコンピュータによる並べ替えや検索を比較し、速さや正確さ、手順の違いで結果が変わることを確かめる

b. プログラムの作成
・特定の動作に反応して複数のプログラムを作る方法を知る

② AI

a. AIを体験する
・AIに質問や依頼を入力し、その応答を読み取ったり友達と比較したりして、同じ入力でも答えが異なることや対話の仕組みに気付く

b. AIの仕組みを知る
・AIに質問や画像生成を行い、入力の仕方で結果が変わることや誤情報が含まれる場合があることを確かめ、指示の工夫について考える

・AIへの様々な指示による結果を比較し、AIのハルシネーションや得意・不得意を知るとともに、人が結果を確認する大切さについて考える

④ デザイン

a. 効果的なデザインを考える
・デザインや画像編集の工夫で伝わり方が変わることを体験し、わかりやすく効果的に伝える情報の表現を考える

・情報を効果的に表現するために、AIの利点や注意点を理解し、責任に配慮しながら人とAIが協力して創作する方法を考える

⑥ コミュニケーションやメディア

a. 動画を編集する
・画像、動画・音の編集の仕方を知り、動画等の複数の表現メディアを統合した表現メディアの作成等の体験を通して情報の構成と伝わり方の関係について考える

b. メディアの特性を知る
・フィルターバブルやエコーチェンバーが生じる仕組みを知るとともに、インターネットだけでなく、身近な集団の中でも似たようなことが起こり得ることを、自分の経験と結び付けて考える。

⑤ データの扱い

a. 分析したデータの比較
・アンケート結果を共同編集で分析した後、生成AIの分析と比較し、違いや気付きを共有する

・実際に集めたデータと生成AIによる情報を比較し、データを多角的に捉える方法を知る

⑦ 社会的役割

a. 未来の社会と情報技術
・未来の社会での情報技術の役割や影響を考え、よりよい活用のあり方をまとめ発表する

※ 内の情報ブロックは、ミニ探究ユニットにおいて、探究のプロセスに位置付けて学ぶ（以下 で記載）

※情報ブロック：情報技術に関する基礎的な内容を学ぶ小さなまとまり
ミニ探究ユニット：探究のプロセスにおいて情報活用能力の諸要素を学びながら活用する小単元

情報技術の活用

適切な取扱いや特性の理解で学んだことを総合的に活用し、リアルな課題を解決しながら、生活や将来に繋がる力にする

ミニ探究ユニット例❼「生成AIの特性やリスクを理解して創作しよう」

①課題の設定 総合的に活用（ ②a. ②a. ③b. ）
・「AIを使って作品を制作するときに気をつけることは何か」を課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ②a. ）
・AIに同じ質問でも表現を変えたり、難しい質問や曖昧な指示を出したりして結果を比較する。また、AIの得意なことと苦手なことを整理し、人が確認する必要があることを知る
・検索サービス、翻訳などAIが利用されている場面を調査する
②b. 生成AIの仕組み
生成AIの入出力

③整理・分析 総合的に活用（ ②a. ）
・AIの学習元となるクリエイターの意見を調べ、作品には作者の権利があることを知る
・調査した情報を整理し、AIの使い方に留意しつつ、作りたいポスターや動画を試作する
①a. 情報発信に係る法や制度
試作的な制作

④まとめ・表現 総合的に活用（ ③b. ⑦a. ）
・AIを活用して作成したポスターや動画の発表会を通して生成AIの留意点を考える
・AIを使うと効果的な場面と注意が必要な場面（著作権、バイアス、情報の不正確さ）を知り、便利さだけでなく責任も伴う技術であることを踏まえ、AIと人が協力して創作する感覚をもつ
生成AIの活用・創作
④a. 効果的なデザイン

ミニ探究ユニット例❽「プログラムでデジタルガイドブックをつくろう」

①課題の設定 総合的に活用（ ①a. ③b. ③a. ）
・町のおすすめスポットを紹介するデジタルガイドブックをつくることを課題として設定する

②情報の収集 総合的に活用（ ②a. ③a. ②a. ）
・町のおすすめスポットの位置やその場所に関する情報をインターネット検索やAIを活用した情報収集をする
・クラスの収集した結果と生成AIの結果を比較して、多面的・多角的に捉える
インターネット検索
⑤a. データの比較

③整理・分析 総合的に活用（ ③b. ③a. ）
・画面上の特定の位置を指定したら動くプログラムなど、特定の動作に反応して複数のプログラムを作る方法を知る
・町のおすすめのスポットの紹介内容と紹介方法を考え、町のおすすめスポットの内容（説明・写真・クイズなど）を配置し、位置によってキャラクターが表示されて紹介を話してくれるプログラムを設計・制作する
③b. プログラムの作成
プログラムによる創作
評価・改善

④まとめ・表現 総合的に活用（ ①a. ⑦a. ）
・友達や保護者のウェブアンケートの結果を参考にして、デジタルガイドブックを改良する
・デジタルガイドブックを体験してもらった感想から、今後プログラミングで取り組みたいことを考える
ウェブアンケートの作成・集計
③b. プログラムの作成

※ミニ探究ユニットは仮のイメージであり、予算事業等を通じた教材の検討過程で具体化を図る

※メディアリテラシーに関する内容は、個別の情報ブロックで指導したうえで、すべての情報ブロックやミニ探究ユニットにおいて働かせることに留意【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程部会第12回情報・技術WG（令和８年７月30日）を基に作成

情報・技術WG取りまとめ案（概要）

背景・課題

- AIなどの**情報技術が社会・経済の基盤**となる一方、偽・誤情報の拡散が人々の価値観の偏りを生じさせるなど、**民主主義社会の分断を招きかねない課題も顕在化**している中、こうした**負の側面に適切に対処**し、情報技術の恩恵を最大限に生かすためには、**すべての子供たちに情報活用能力を確実に育成することが不可欠**
- 一方で、学校教育においては、**小・中・高等学校を通じた育成体系が十分整理されていない**こと、**情報モラルやメディアリテラシー等の指導に学校間の差**が見られること、**探究的な学習との連携や指導体制が十分でない**ことなどの課題
- こうした状況を踏まえ、次期学習指導要領で学ぶ子供たちが**2040年代の社会**※1**を支えるために重視すべき方向性**※2を見据え、そこからバックキャストして、「**情報活用能力の抜本的向上**」を柱とした教育課程の改善が急務

※1 AI・ロボットによる雇用構造の変化、労働市場の流動化、マルチステージ型社会への転換等による変化の激しい社会
※2 健全な民主主義社会を支える主権者、アクティブラーナー、アドバンスト・エッセンシャルワーカー、世界トップレベルのイノベーター

目指す姿

すべての子供たちに一定程度以上の情報活用能力を育み※、
- ✓ 情報技術の賢い使い手を育てる（**裾野の拡大**）とともに、
- ✓ できる限り多くの情報技術を活用したイノベーションの創り手を育てる（**頂の高まり**）

※ 具体的には、**高等学校卒業までに全ての生徒が**数理・データサイエンス・AIを「**日常の生活や仕事等の場で使いこなす**」ことができる「**リテラシーレベル**」の資質・能力を身に付けられるようにする

主な改善の方向性

Ⅰ．育成すべき資質・能力

- 2040年代の社会で**誰もが情報技術を使いこなせる**ようになるため、**情報活用能力を構成する３つの要素**を発達段階に応じて**バランスよく着実に育成**できるよう、**小学校総合的な学習の時間に「情報の領域」を付加**、**中学校に「情報・技術科」を新設**した上で、それらを踏まえた**高等学校「情報科」を充実**を図るとともに、これら**情報活用能力育成の「要」**となる教科等で育成すべき**資質・能力を体系的・系統的に整理**

情報活用能力の３要素



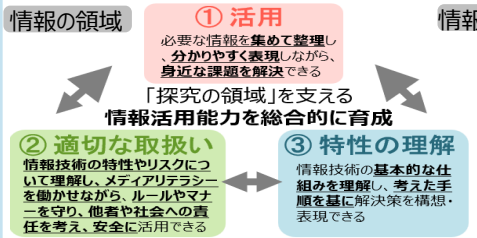
① 情報技術を活用して**探究的に課題を解決**し、**新たな価値を創造**することができる力

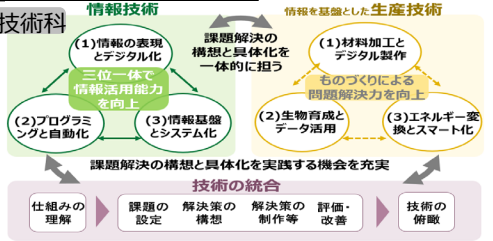
② 情報技術の**リスクを適切に判断**し、**ルールやマナーを守る**とともに、**他者や社会への責任を考えて行動**できる力

③ 情報技術の**科学的な特性を理解**し、**課題の解決策を構想・表現**できる力

Ⅱ．新教科・領域等の学習内容の整理

- 新教科・領域等は、各学校段階の特色を踏まえつつ、小学校総合「**情報の領域**」は**探究的な学びを支える情報活用能力を育成**できる、中学校「**情報・技術科**」は**情報技術と生産技術を一体的に学び技術による課題解決・価値創造を実践**できる、高等学校「**情報科**」は義務教育の基礎の上で、より**高度な情報技術による課題解決・価値創造を実践**できる構造とし、**学年毎・各コマ毎の学習内容**に至るまで整理





- また、**メディアリテラシー**、**AIを使いこなす力**、**プログラミング的思考**といった情報活用能力の中核をなす内容は、一気通貫で育成するため**個別に整理**

Ⅲ．各教科等の学びの充実と内容の精選への寄与

- 情報活用能力育成の「要」となる新教科・領域において集中的・体系的な育成を図ることで、**各教科等における端末等の活用方法や、プログラミング、タイピングを含む情報技術等に関連する内容※の精選に寄与**するとともに、**各教科等は固有の学びを深める**ことできるようになり、**教育課程全体の学びの質を向上**

※ その他、映像メディアの操作、グラフの作り方、データ活用、産業と情報の関わりや情報機器と健康との関わり等

Ⅳ．条件整備に向けた取組の加速

- 新教科・領域等の確実な実施に向け、国の責任の下、**条件整備を抜本的に推進**

- ✓ 授業でそのまま活用可能な授業動画を含む**学習者用教材の開発**や少なくとも１年に１度程度の**アップデート**
- ✓ オンラインかつ全国規模の**免許法認定講習の実施**
- ✓ 小学校・中学校・高校担当の**すべての教員**の指導力向上に資する**研修の大規模な展開**
- ✓ **3Dプリンター**等を含む**学習環境の整備策**の検討
- ✓ **PC教室の環境維持**に向けた財政措置の整理
- ✓ 情報・技術科の**特定期間での集中実施**と**複数校指導・遠隔授業**を組み合わせた実証、**免許制度の在り方**の検討　等

Ⅴ．新教科・領域の先行実施の考え方

- 経過措置は、先行実施に向けた条件整備を計画的に進めつつ、**小学校は令和10年度から、中学校は令和11年度から段階的に講ずる方向**で具体の内容等は今後精査

【出典】文部科学省,中央教育審議会教育課程部会第16回教育課程企画特別部会（令和８年８月４日）を基に作成

令 和 ８ 年 ８ 月 １８ 日 （ 火 ）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
参 考 資 料 1

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の開催について

令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日
初等中等教育局長決定

１．趣旨

「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」（令和７年９月 24 日中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ）において、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認めるようにすることとあわせて、新たな教科書の発行や採択に当たって紙又はデジタルの活用が期待される学年や教科、学習場面等についての一定の指針を国において示すことが提言されていることを踏まえ、教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資する指針の検討を行うため、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

２．主な検討事項

（１）教科書において紙又はデジタルの活用が期待される学習場面や教科、学年等について
（２）デジタルな形態を含む新たな教科書の発行や採択・使用における留意点について
（３）その他

３．構成

（１）会議の構成は、別紙のとおりとする。
（２）会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

４．検討期間

検討の実施期間は、令和８年４月１日から令和８年１２月３１日までとする。

５．その他

（１）会議の庶務は、初等中等教育局教科書課において処理する。
（２）前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議
委員名簿

	市川　裕二	全国特別支援学校長会顧問、東京都立立川学園統括校長
	内田　隆志	全国高等学校長協会顧問、東京都立青山高等学校統括校長
	岡本　章宏	一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、 教育出版株式会社 DX 事業開発本部本部長
	工藤　和志	全日本中学校長会総務副部長、東京都葛飾区立青葉中学校校長
	柴田　博仁	群馬大学大学院情報学研究科教授
	髙瀬　智子	全国連合小学校長会調査研究部長、福生市立福生第一小学校校長
	田邊　俊治	全国市町村教育委員会連合会会長
座長代理	中川　一史	放送大学教授
	野澤　祥子	東京大学大学院教育学研究科特任教授
座長	堀田　龍也	東京学芸大学副学長、教職大学院教授
	松下　妙子	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会前副会長、 特定非営利活動法人ふじみ子育てネットワーク代表、 野外保育森のいえぽっち園長
	松谷　茂	日本私立中学高等学校連合会常任理事、学校法人文化杉並学園理事長
	森　達也	一般社団法人日本図書教材協会副会長
	山口　英司	茨城県教育庁学校教育部長
	弓倉　整	公益財団法人日本学校保健会専務理事

（50 音順、15 名）

令 和 ８ 年 ８ 月 １８ 日 （ 火 ）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
参 考 資 料 ２

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の運営について

令和８年４月10日
デジタルな形態を含む教科書の発行
・採択等の指針に関する検討会議

（趣旨）

第１条　デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（検討会議）

第２条　座長は、検討会議の議長となり、議事を運営する。

２　座長がやむを得ない理由により検討会議の会議に出席できないときは、検討会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

３　座長は、欠席する委員からあらかじめ申し出があり、代理人の出席が必要と判断するときは、代理人の出席及び発言を認めることができる。

（会議の公開）

第３条　検討会議は原則として公開とする。ただし、検討会議に属する委員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要があり、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第４条　検討会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第５条　検討会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

令和８年８月18日（火）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議(第５回)
参考資料３

デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点

① 教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。

② これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。

③ 認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。

④ デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することが考えられるが、児童生徒が学習目的以外のことに使用したりすることのないよう、次期学習指導要領の検討も踏まえつつ、情報活用能力の育成強化の観点も含め、どのような対応が必要と考えるか。

⑤ 授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することにより、児童生徒が「手書き」する場面が減少するとの懸念についてどのように考えるか。

⑥ デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、児童生徒の視力低下など健康への影響をどのように考えるか。

⑦ 諸外国における教科書へのデジタル活用をめぐる動向についてどのように考えるか。

⑧ 次期学習指導要領における基本的方向性として示されている教科書の在り方（内容の精選や教材との役割分担）を実現するために、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に合わせて、教科書の発行者と採択権者双方にどのようなことを示していくか。また、その上でデジタル教材との円滑な連携をどのように確保していくか。

⑨ 教科書の制作・発行、採択、使用において、発行者や採択権者などに過度な負担が生じないよう、どのようなことに留意すべきか。

⑩ デジタルな形態を含む教科書を採択し、円滑に使用していくために学校の ICT 環境や支援体制に関してどのようなことに留意すべきか。

令和８年８月18日（火）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
参考資料４

「主な論点」とこれまでの主な御意見について

※　第１回検討会議の資料４「デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点」と、第４回検討会議までの委員及び外部有識者の御意見の対応関係を整理したもの。
※　以下に示す御意見は、適宜要約して記載しているため、正確な委員の御発言については、別途公開している議事録を参照のこと。
※　なお、委員及び外部有識者の御発表内容自体は記載していないため、それらについては各回の会議資料を参照のこと。

【論点①　教科書の形態のあり方】
教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。

○　小学校の中でも、基礎的な学力を身につけていく段階といえる低学年・中学年については、全てがデジタルな教科書のみとなるということは慎重に検討して取り扱うべきではないか。（第１回）
○　紙の教科書・デジタル教科書それぞれの良さがあるため、教科の特性や学習内容に応じて教科書が作成されることが重要。（第１回）
○　学習する児童生徒の視点に立つとともに、指導する教師の視点も踏まえて検討していくことも必要。（第１回）
○　どのような形態の教科書を選択する場合でも、デジタルか、紙かといった二項対立に陥らずに、どちらのメリットも生かしながら日常的に活用していくことが重要だと思う。（第１回）
○　同じ学級内でも、子供一人一人の実態やデジタルへの慣れの成熟度、あるいは学校の端末の活用状況によって、どの子にとってどの場面で何が適しているのかが変わってくる場合も実際見受けられるため、今後、ハイブリッドの在り方を柔軟に検討することが非常に重要となる。（第２回）
○　教科書の形態に関する意向調査については、予想以上に、紙の割合が高いものが良いという回答も含め、ハイブリッドな形態を希望する回答の割合が高かった印象。（第３回）
○　ハイブリッドな形態の教科書の在り方は、一律では考えないことが必要であり、様々な児童生徒の実態や、学校の状況に対応できる選択肢が少しでも多くなる可能性を探るべき。（第３回）
○　大枠でばっさりと紙・デジタルを固定的に分けることには慎重であるべき。

（第４回）

○　「書く」あるいは「入力する」ことに関して、紙で手書き・端末でキーボード入力という二項対立に陥るべきではなく、ハイブリッドな形態の教科書のイメージについては固定化せずに想定する必要がある。（第４回）

【論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面】

これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。

○　現行制度下において、現行のデジタル教科書と一体的に使用できるコンテンツや機能が教科ごとにあるため、これらを具体例として検討することが考えられるのではないか。（第１回）

○　学習に対しての生徒の特性は、デジタルな形態の教材を使用する際の大きなポイントであり、どういったところで効果的に使えるのか、あるいは課題が生じるのかを明確にしていくことが必要。（第１回）

○　紙については、深い読解力、一覧性、思考の定着といった面で非常に強みがあり、デジタルについては、個別最適化、可視化、試行錯誤、協働的学習の面で非常にプラスになっている。それらを適切に組み合わせて設計し、使用することが大事（第１回）

○　教材においても紙とデジタルそれぞれに適した学習場面があると認識しており、例えば書くこと、試行錯誤すること、思考を深めるような場面では、紙に価値がある。他方で、即時フィードバック、情報共有の可視化、個別最適な学びの支援では、デジタルが有効。（第１回）

○　「紙かデジタルか」のアバウトな議論の段階ではもはやなく、（教科や学習場面等で）ミクロに見ていった場合に紙・デジタルのいずれが適するか、それが子供たちにどういう影響があるのか、という議論が大事。（第２回）

○　同じ学級内でも、子供一人一人の実態やデジタルへの慣れの成熟度、あるいは学校の端末の活用状況によって、どの子にとってどの場面で何が適しているのかが変わってくる場合も実際見受けられるため、今後、ハイブリッドの在り方を柔軟に検討することが非常に重要となる。（第２回）（※再掲）

○　学習支援ソフト上で意見を共有し、お互いに参照できることには良いところもあると思うが、良い意見に引きずられてしまうとか、自由な発想を妨げてしまうといった危険なことが起こり得るのではないか。（第３回）

○　マーカーを引くことは紙でもできるが、デジタルの場合は、まずは気軽に線を引くなど試行錯誤し、最終的に形を整えることができる。（第３回）

○　他の児童生徒の意見を学習支援ソフト上で共有することの一番のメリット

として、意見が白紙になる児童生徒がいなくなったことがある。（第３回）
○　家庭学習でデジタル教材を使用する場合、紙の教材よりも学習に時間がかかる面がある。（第３回）
○　教材は答えを教えるものではなく、答えを導く力を育てるもの。デジタル教材の場合、どうしても動画やヒントを提示しやすい面があるが、ヒントを出すことそれ自体ではなく、どのタイミングでヒントを出すか、どの程度ヒントを出すかという設計がこれから重要になってくると認識。（第３回）
○　デジタル教材の作成に当たり、子供の思考を止めない設計を考えておくことが重要。（第３回）
○　道具として使うことが楽しいという理由でデジタルに傾いていくというよりは、紙・デジタルの両方を道具として使えるような、子供たちの育ちに即した方向に研究が進むことを期待する。（第３回）
○　教師自身が狙いを明確にして、デジタルを使っていくのか、紙を使っていくのか、あるいは両方を用いて子供たちに選択させていくのか、といったことが必要になると感じた。（第３回）
○　どんな道具でも、使い方次第で良いものにも悪いものにもなるということであれば、例えば学習に係るアプリケーションを提供する際に、それがどういう効果・弊害をもたらす可能性があるのかという情報も同時に提供する必要がある。（第３回）
○　英語については、テンポのいい授業が良い授業だという見方が強かったが、児童生徒一人一人が試行錯誤をし、先生がサポートをすることも重要であり、そういうときに自分でやるための 1 つのきっかけがデジタル教科書にあるのではないか。（第３回）

【論点③　児童生徒の発達段階との関係】
認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。

○　高校の学習教材や教科書については分量がかなり多いことも踏まえる必要がある。（第１回）
○　デジタル媒体の場合、画面上で何度も消せるからこそ、描くということにきれいさを求め、描くということ自体にこだわってしまうことがある。（第１回）
○　意図しない振る舞い（操作）が集中の妨げになることがある。（第１回）
○　授業そのものよりも、機能の探索やアプリケーションの可能性に没入してしまう可能性がある。（第１回）
○　タブレットを用いて協働的な学習をする場合、他の児童生徒の顔を見ず、

画面を見て会話してしまうことがある。（第１回）

○　小学校の段階では発達段階を考慮することが重要であり、低学年では学習する内容を容易に見ることができることが重要。中学年についても、同様に容易に見たり見比べたりできることが大切。（第１回）（※再掲）

○　子供の特性や得手・不得手は極めて多様であり、こうした多様性を共通の教科書に反映させていく際の範囲と程度が一番大きな課題になると思う。（第４回）

○　（子供の特性や得手・不得手の多様性に関して、）学校が共同で学ぶ場であることは押さえておく必要があり、共同注意の観点からは、特に小学校低学年ではまず紙を基盤とすることが必要と思われる。（第４回）

○　（子供の特性や得手・不得手の多様性を踏まえ、）子供たちが優越感・劣等感を抱かないように、子供同士が教え合ったり、先生がフォローする場面でデジタルコンテンツが入ってくることで、（多様性がある中でも）もう少しつながりができるのではないか。（第４回）

○　デジタルには非常にインタラクティブな機能があるところ、子供がそうした機能に頼ってしまうことで、物事をじっくり考えられなくなる可能性があるのではないか。（第４回）

○　置き換え仮説に関し、対面の相互作用が完全にデジタルに置き換わることのないような時間配分の設定や、学校生活の中でどう時間配分をするかという点は非常に重要。（第４回）

○　読みのスキルに関しては、小学校低中学年で修了するというものでもなく、小学校・中学校・高等学校でそれぞれに形成段階のスキルがあるのではないか。（第４回）

○　デジタルに頼りすぎることが子供の望ましい体験を奪ってしまうのではないかということについても総合的に検討して、指針を出していく必要がある。（第４回）

○　デジタル教科書は単に紙を置き換えるものではなく、音や映像といった紙では表現できない学びを提供できる可能性を持っており、こうした価値は発達段階にかかわらず重要ではないか。（第４回）

【論点④　目的外使用と情報活用能力】

デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することが考えられるが、児童生徒が学習目的以外のことに使用したりすることのないよう、次期学習指導要領の検討も踏まえつつ、情報活用能力の育成強化の観点も含め、どのような対応が必要と考えるか。

○　ICT 活用と情報活用能力の育成は、次期学習指導要領の検討でも示されてい

る論点であり、当該検討の中でも、情報活用能力の活用について考える必要がある。（第１回）

○　家庭だけで端末使用を管理することには限界があり、学校における教育・啓発が必要。（第３回）

【論点⑤　「手書き」が減少する懸念】

授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することにより、児童生徒が「手書き」する場面が減少するとの懸念についてどのように考えるか。

○　思考の整理、概念の定着、感情やアイデアの表現については、手書きの素晴らしい点が表れている。（第１回）

○　教材においても紙とデジタルそれぞれに適した学習場面があると認識しており、例えば書くこと、試行錯誤すること、思考を深めるような場面では、紙に価値がある。（第１回）（※再掲）

○　手書きによる学習の重要性がある一方で、書字障害のある児童生徒の場合、手書きではなくキーボード等で入力をしたほうが学習が進む子もいる。そこを教科書という考え方でやっていくのか、教材という考え方でやっていくのか、整理が必要。（第２回）

○　子供に考えさせたり、書かせたりする場面については、教科書だけでなく、教材・ノートも含めた学習活動全体で設計していくことが重要。（第４回）

○　「書く」あるいは「入力する」ことに関して、紙で手書き・端末でキーボード入力という二項対立に陥るべきではなく、ハイブリッドな形態の教科書のイメージについては固定化せずに想定する必要がある。（第４回）（※再掲）

【論点⑥　健康への影響】

デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、児童生徒の視力低下など健康への影響をどのように考えるか。

○　問題は、健康に関するガイドラインが学校現場で実行できているかであり、ガイドラインで求められているような内容を指導できる教師の育成が一つ課題。（第１回）

○　家庭学習時の教科書の使い方までは把握できないため、保護者への啓発も併せて必要。（第１回）

○　デジタル教科書の活用推進と健康配慮は両立させるべきであり、「健康被害のエビデンスがない」ことは「健康影響がない」ことではないことに留意すべき。（第３回）

○　健康配慮は、発行・採択・使用の各段階で確認することが必要。発行者においては、文字サイズや色覚への配慮等が求められ、採択権者には、教育効

果や機能だけでなく、見やすさ、操作性、色のバリアフリー等の確認が求められる。（第３回）

○　児童生徒の健康への影響の把握に当たっては、学校健診も含め、継続的なモニタリングが重要であり、姿勢や視距離のみならず、家庭学習や私的利用も含めたスクリーンタイムの把握も不可欠。（第３回）

○　継続的なモニタリングを実施する場合は、会議体を設けたり大きな予算を獲得するというよりも、学校環境・教室環境の整備、生徒指導、保護者への周知、養護教諭による児童生徒の状況の把握、健康診断等により、児童生徒の眼を守ることが必要。（第３回）

○　ゲーム利用は、脳にとってネガティブな影響だけではなくて、むしろポジティブな影響もかなり報告されているのが実情。（第４回）

○　明確なエビデンスはないものの、何となく心配だという言説が多くあることで、科学的な根拠以上のセーフティネットを張ろうとしてしまい、様々なガイドライン等が策定されているという状況があるのではないか。（第４回）

○　被験者数が数十人、数百人のデータであっても、小さなことでも実は軽微な違いが見られたという事実は重要ではないか。（第４回）

○　脳の発達等への悪影響に係る効果量は小さいながらも、そうした影響はあることを踏まえた上で、特にスクリーンタイムが長くなり過ぎないように点は指針に盛り込むことになると思う。（第４回）

○　紙・デジタルで同じ内容のものを読み書きして比較をする先行研究があるが、デジタルのよさを生かした形で比較ができているのかというと、そうではないところがある。（第４回）

【論点⑦　諸外国の動向】

諸外国における教科書へのデジタル活用をめぐる動向についてどのように考えるか。

○　フィンランドとかシンガポール等の先行国においては、学年や基礎的な学力を身につける学習指導では、紙の教科書の方がより学習効果が高い可能性があると示されていると承知。（第１回）

【論点⑧　次期学習指導要領との関係、デジタル教材との連携】

次期学習指導要領における基本的方向性として示されている教科書の在り方（内容の精選や教材との役割分担）を実現するために、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に合わせて、教科書の発行者と採択権者双方にどのようなことを示していくか。また、その上でデジタル教材との円滑な連携をどのように確保していくか。

○　内容については、質とともに膨大になり過ぎないように、適正な量というのが求められるのではないか。（第１回）
○　設計や制度の在り方によっては、現場にとっての使いやすさや教材との役割分担が曖昧になる懸念も感じている。教材は、個別最適、基礎・基本の徹底、学びに向かう多様なアプローチなど、いわゆる「どのように学ぶか」というところを支える存在であり、教科書と教材の役割分担こそがこれまで現場を支えてきた重要な構造である。（第１回）
○　教科書と教材の適切な線引き、そして連携の在り方を明確にすることが、現場の混乱を防ぎ、より質の高い学びにつながっていくのではないか。（第１回）
○　教科書の内容の精選や紙・デジタルの役割分担を検討する際には、教科書を補完する教材との役割分担や連携についても、議論する必要がある。（第４回）

【論点⑨　発行者、採択権者等の負担】
教科書の制作・発行、採択、使用において、発行者や採択権者などに過度な負担が生じないよう、どのようなことに留意すべきか。

○　教科書の採択の際、発行者として見本を提供することになっているが、制度改正後、デジタルの形態を含む見本をどのように提供するのが良いのか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書も採択の対象となることで、デジタルな素材についても十分に吟味することとなり、業務量の面で悩ましい事態に陥らないか懸念。採択に要する時間を現状よりも十分にとれるようにする必要があるのではないか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書の内容や量について制約をかける必要があるのではないか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書の採択に当たって、格納された全てのデジタルコンテンツを調査するためには、相当な時間と労力がかかる。都道府県教育委員会における調査研究の対象範囲を含め、国として方向性を示すべき。（第１回）

【論点⑩　学校の ICT 環境や支援体制】
デジタルな形態を含む教科書を採択し、円滑に使用していくために学校の ICT 環境や支援体制に関してどのようなことに留意すべきか。

○　全校一斉使用に耐え得るだけの回線速度の確保や、必要に応じた回線工事が今後の課題になると予測される。（第１回）

【その他の御意見】

○　論点③（児童生徒の発達段階との関係）について、発達段階に加えて「障害特性」も踏まえる必要がある。（第１回）

○　学校教育法附則第９条の教材は絵本を含む一般図書を指すため、デジタルな形態の学校教育法附則第９条の教材については、どういったものがそれに該当し得るのかというガイドラインが必要。（第１回）

○　文部科学省著作教科書についても、デジタル化を進めてほしい。（第１回）

○　震災等により充電が十分できない環境下では、デジタル媒体のみの教科書を見ることができず、学習が止まってしまう懸念もある。（第１回）

○　ライセンスの有効期間や対象学年の制限、予習・復習での利用可否など、今後、細かなルールを整理する必要がある。（第１回）

○　障害のある児童生徒が学習を深める視点からデジタルを活用する場合、障害の内容等に応じて（活用の在り方には）非常に幅がある。（第２回）

○　子供の特性や得手・不得手は極めて多様であり、こうした多様性を共通の教科書に反映させていく際の範囲と程度が一番大きな課題になると思う。（第４回）（※再掲）

令和８年８月１８日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議(第５回)
参考資料５

教科書のデジタル活用をめぐる状況について
（関連データ、基礎資料等）

※　本資料における「現行のデジタル教科書」は、現行法における「教科書代替教材」のみを指す。いわゆる「指導者用デジタル教科書」は含まない。
※　「デジタルな形態を含む教科書」とは、「学校教育法等の一部を改正する法律」により令和12年度から導入が見込まれている、紙だけでなくデジタルも取り入れて作成される教科書を指す。

【目次】

１．教科書制度の概要・・・

１．教科書制度の概要

我が国における教科書について

＜ 教科書とは・・・ ＞

教科書とは、**「教科の主たる教材」**として使用される、**文部科学大臣の検定を経た教科用図書**又は**文部科学省が著作の名義を有する教科用図書**のことである。**教科書は、法律により使用義務が課せられており**、義務教育段階の児童生徒には無償で給与される。

（他の教材と異なる、**教科書の位置付けと意義**）

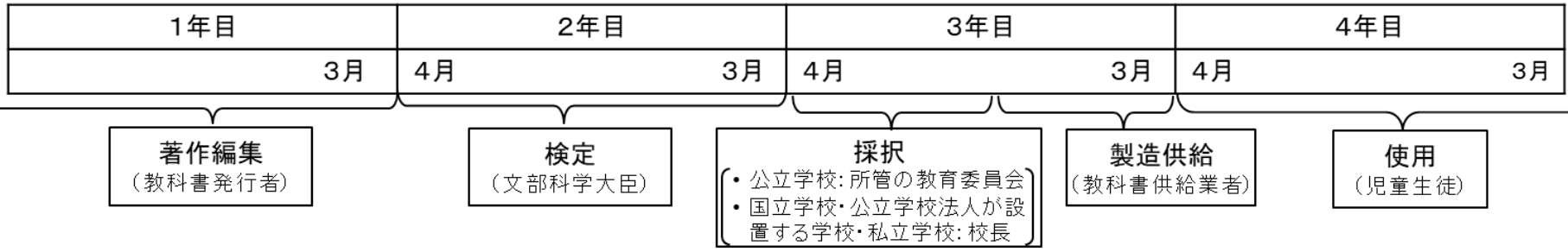
◇ 各学校において使用しなければならない　**＝「使用義務」**
◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある　**＝「質の確保」**
◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される　**＝「経済的負担軽減」**
◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等　**＝「安定供給の確保」**
◇ 著作権の権利制限が認められている　**＝「適切な著作物の利用による質の向上」**

⇒ **全国的な教育水準の向上**
教育の機会均等の保障
適正な教育内容の担保 等の実現

○「教科書の在り方について（答申）」（昭和５８年６月 中央教育審議会）

教科書は、教育課程の構成に応じて系統的に組織配列された各教科の主たる教材であり、**児童生徒に国民として必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校教育において重要な役割**を果たしている。

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ



教科書検定制度

＜ 趣　旨 ＞

国民の教育を受ける権利を実質的に保障し、

①**全国的な教育水準の維持向上**

②**教育の機会均等の保障**

③**適正な教育内容の維持**

④**教育の中立性の確保**　等の要請に応える。

学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、教科用図書検定基準に基づき、教科用図書検定調査審議会が専門的・学術的な審議を行い、その結果に基づいて文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査。これに合格したものが教科書として使用可能となる。

＜ 観　点 ＞

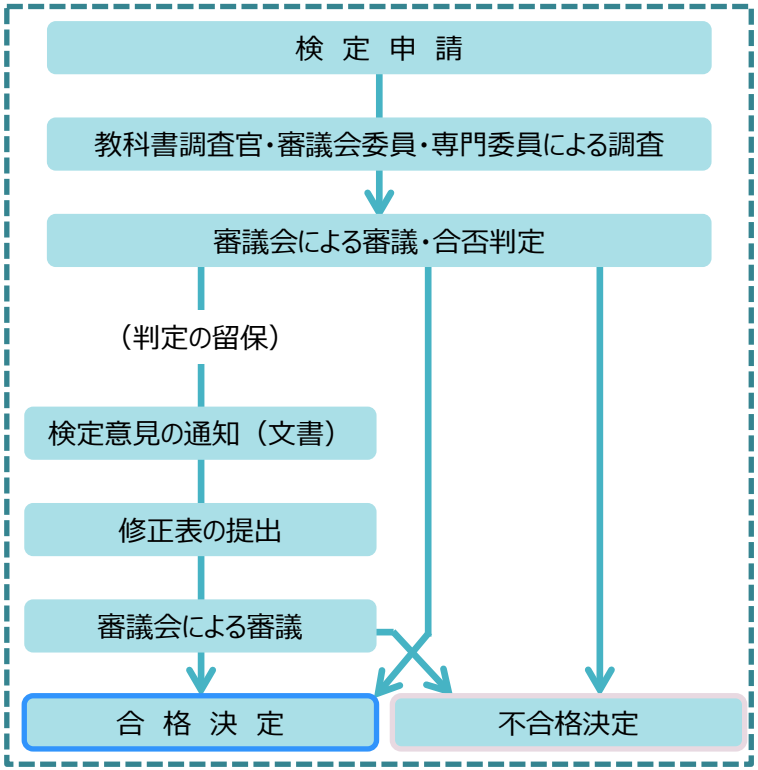
教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

① 学習指導要領等の内容に照らして適切か、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正かなどの**「準拠性及び公正性」**

② 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確かなどの**「正確性」**

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

＜ 教科書検定の流れ ＞



○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）

第1章　総則

（1）　本基準は、（中略）検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。

（2）　本基準による審査においては、（中略）知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

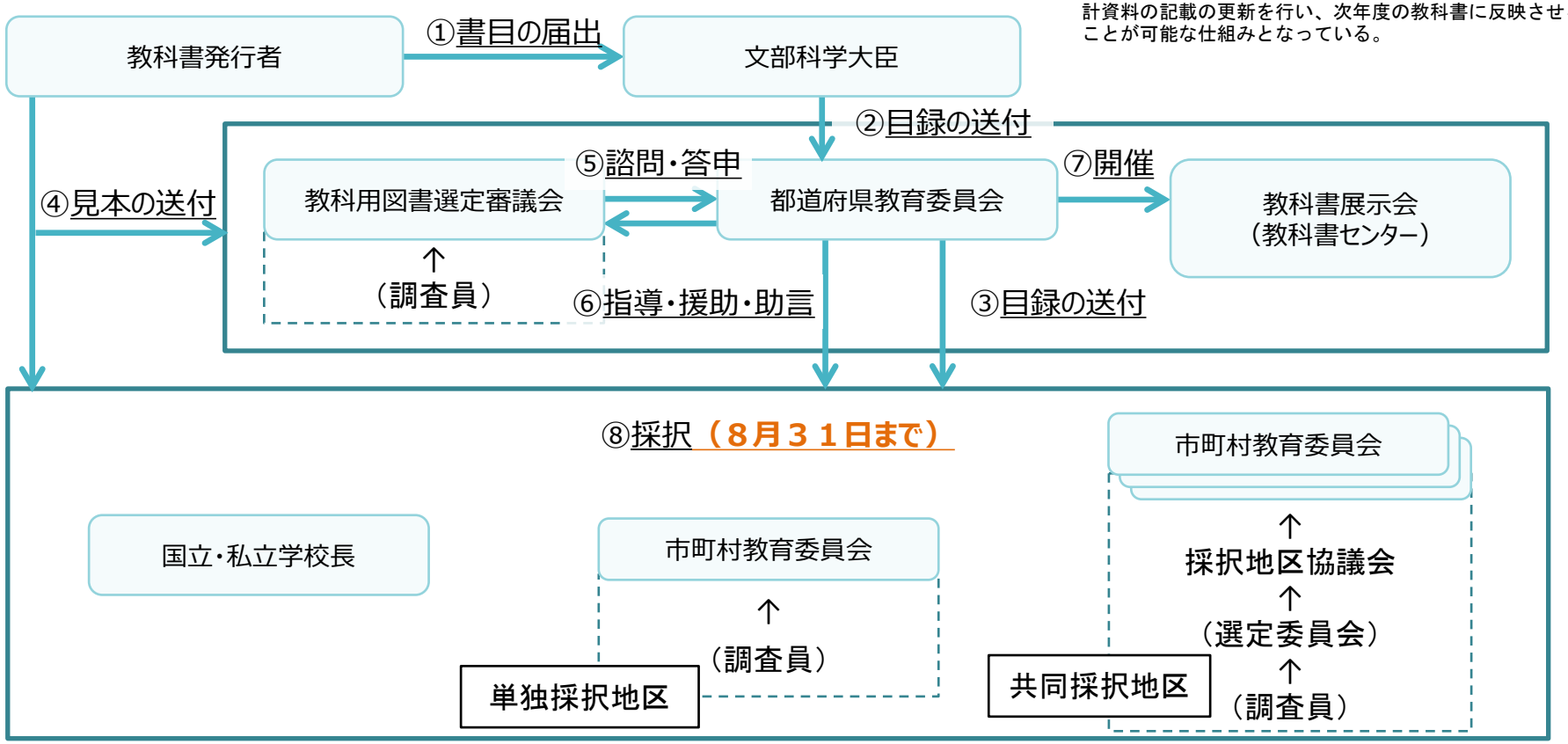
教科書採択の流れ

○ 使用される教科書の**採択権限は、公立学校については所管の教育委員会、国立学校・私立学校については学校長にあり**、域内の都道府県教育委員会の指導・助言・援助により、適切に権限を行使することが必要。

○ このうち、**公立の義務教育諸学校については、各教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない（学校教育法第71条に規定する中高一貫校や中等教育学校は学校単位の採択が可能。）。
また、都道府県が設定する採択地区が2以上の市町村の区域で構成されている場合には、**当該採択地区における協議の結果に基づいて、各市町村教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない。

○ 義務教育諸学校において使用する教科書は、**原則として4年間同一のものを採択**することとされている(※)。

※最新の社会情勢に合わせて、教科書発行者が事実関係や統計資料の記載の更新を行い、次年度の教科書に反映させることが可能な仕組みとなっている。



小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

学校種別等区分 ＼ 年度（西暦）			H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
小学校		検　定	◎				◎				◎	
		採　択	△	△				△				△
		使用開始	●	○	○				○			
中学校		検　定	◎	◎				◎				◎
		採　択	▲	△	△				△			
		使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として低学年用	検　定		◎	◎				◎			
		採　択			△	△				△		
		使用開始				○	○				○	
	主として中学年用	検　定			◎	◎				◎		
		採　択				△	△				△	
		使用開始	○				○	○				○
	主として高学年用	検　定				◎	◎				◎	
		採　択	△				△	△				△
		使用開始		○				○	○			

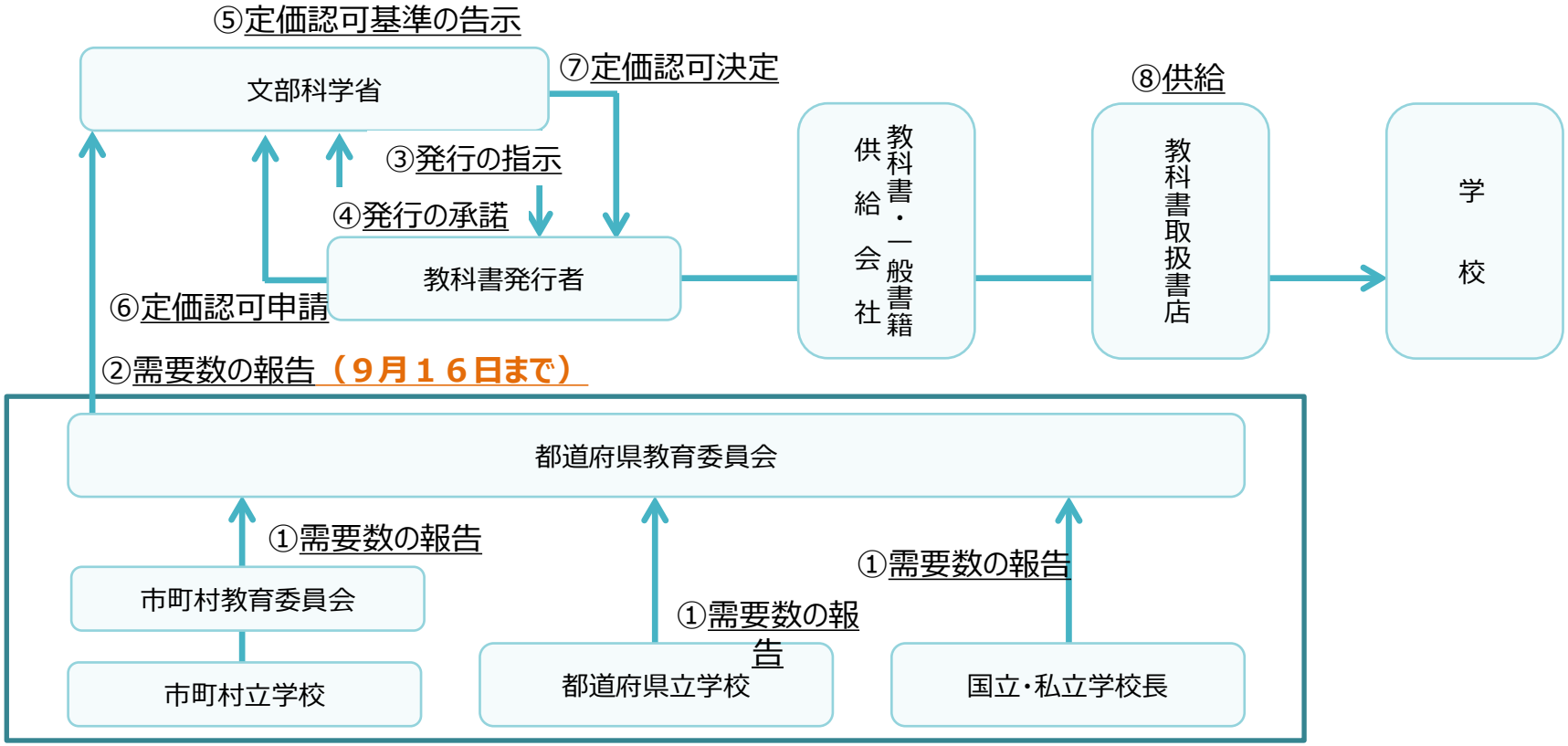
◎：検定年度
△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
▲：前年度の検定で合格した「特別の教科　道徳」の教科書の初めての採択が行われた年度
●：「特別の教科　道徳」の教科書の使用開始年度
※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科　道徳」
　を除く各教科の教科書について採択が行われた。
※太線以降が、現行学習指導要領の教育課程に係る教科書についてである。

教科書の発行・供給

○　採択権者による教科書の採択結果に基づいて、必要となる教科書の見込み数が都道府県教育委員会に報告された後、都道府県教育委員会から文部科学省に対して、**9月16日までに教科書需要集計一覧表を提出**。

○　その後、「発行の指示」→「発行の承諾」→「定価認可基準（上限額）の告示」→「定価認可申請」→「定価認可決定」を経た後、発行者の責任のもと、供給会社・教科書取扱書店等を通じて、各学校に教科書が供給される。

○　また、**義務教育諸学校用の教科書の発行者については**、教科書をより安定的に発行する必要性から、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、**発行者の指定制度**が採られている。



教科書の発行・無償給与に関する状況（令和８年度）

【教科書の発行状況】

＜ 教科書の種類数・点数 ＞（令和8年度使用）

区分		種類数（種）	点数（点）
小学校用教科書（検定済教科書）		54	259
中学校用教科書（検定済教科書）		71	142
高等学校用教科書			
	第１部：H30文科省告示第68号に基づく		
	検定済教科書	681	711
	著作教科書	50	52
	小計（第１部）	731	763
	第２部：H21文科省告示第34号に基づく		
	検定済教科書	6	6
	著作教科書	0	0
	小計（第２部）	6	6
	計（第１部＋第２部）	737	769
特別支援学校用教科書（著作教科書）		26	319
合計		888	1,489

※種類数とは、教科・種目別に、例えば、小学校用国語教科書１年生用から６年生用までの１シリーズを１種と数えたもの。
※点数とは、種目・学年・巻別に、例えば、上・下巻２冊は２点と数えたもの。

【義務教育教科書の無償給与状況】

○　義務教育諸学校で使用される教科書は、国が購入し、児童生徒に無償で給与される。
☆義務教育教科書購入費(令和8年度予算)：約470億円

＜ 児童生徒１人当たりの平均教科書費 ＞（令和8年度使用）

（円）

小　学　校	
学　年　区　分	金額
第１学年用	4,424
第２学年用	2,479
第３学年用	5,389
第４学年用	4,059
第５学年用	5,632
第６学年用	4,672
各学年の平均	4,443

（円）

中　学　校	
学　年　区　分	金額
第１学年用	9,661
第２学年用	4,572
第３学年用	4,179
各学年の平均	6,137

＜ 児童生徒１人当たりの平均教科書費の推移 ＞

（円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小学校用	4,083	4,083	4,083	4,140	4,266	4,376	4, 443
中学校用	5,467	5,647	5,647	5,727	5,899	6,048	6,137

義務教育教科書購入費

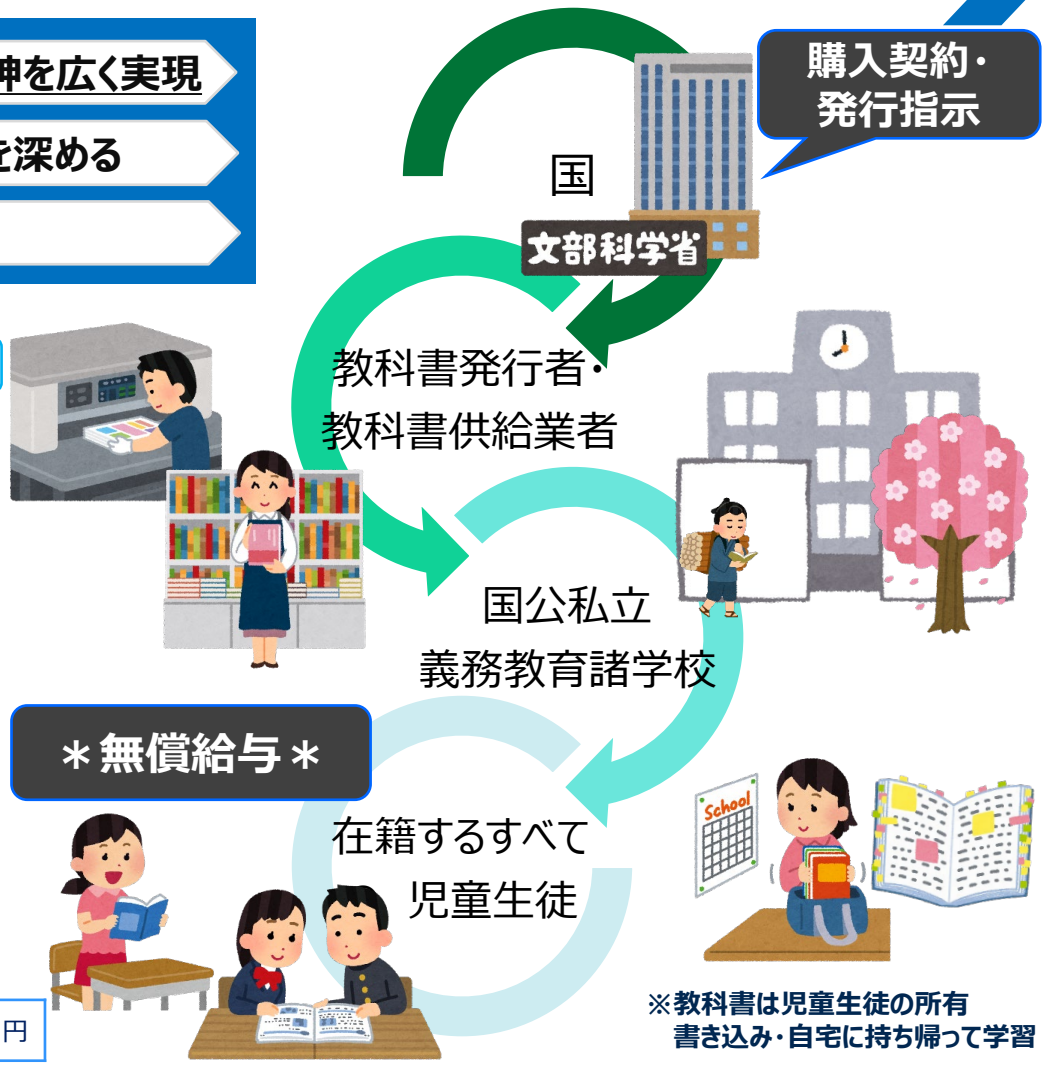
令和８年度予算額　470億円
（前年度予算額　472億円）

文部科学省

昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

- 憲法第26条の**義務教育無償の精神を広く実現**
- 次代を担う**子供たちの国民的自覚を深める**
- 教育費の**保護者負担軽減**



【予算額推移】

適正な教科書価格を維持

	予算額（億円）	定価改定率（%）
R8（案）	470	＋ 1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

【参考：R8児童生徒１人あたり平均教科書費】

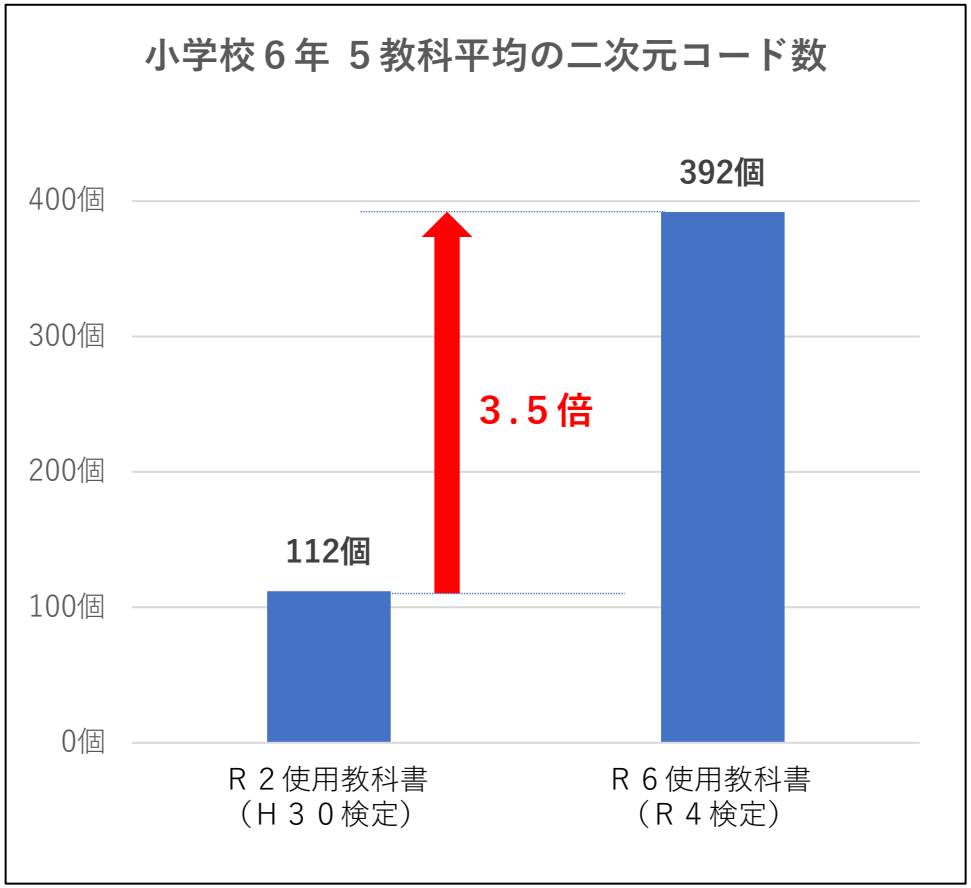
小学校用	4,443　円	中学校用	6,137　円

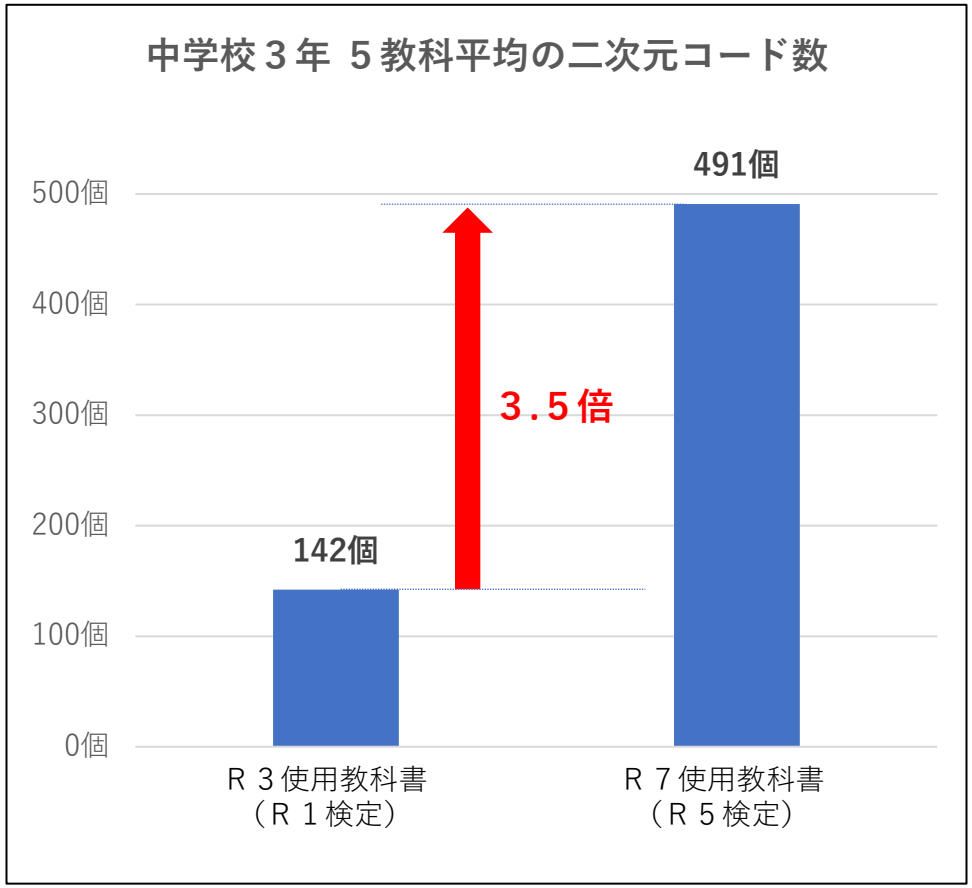
※教科書は児童生徒の所有
書き込み・自宅に持ち帰って学習

（担当：初等中等教育局 教科書課）

教科書の二次元コード数の状況

○小学校６年、中学校３年の教科書に掲載された二次元コード数は、４年前（前回検定時）に比べて**３.５倍に増加**
（※二次元コードの参照先は教科書ではなく「教材」という扱い）





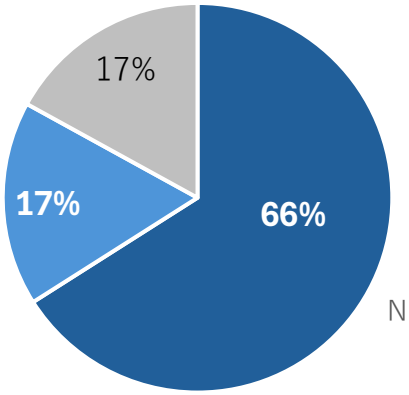
【出典】検定申請資料から文部科学省作成

（注）
・５教科：国語、社会、算数/数学、理科、英語
・検定申請時に図書に掲載されている二次元コード、ＵＲＬ、参考情報ありますマークのあるページ数をカウント（同一ページに二次元コード等が複数ある場合は１としてカウント）

教科書採択のプロセスにおける二次元コードの扱いについて

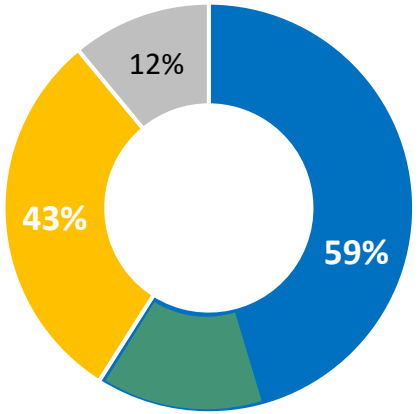
○**令和６年度の教科書採択のプロセス**において、二次元コードについて
- 指導助言等する**都道府県教育委員会の約８割が教科書調査研究の対象**とし、**約７割が選定資料に掲載**
- 採択権者である**市町村教育委員会では約６割が教科書採択の考慮事項**とし、**約４割が補助教材として確認**。**約９割がいずれかの確認**をしている。

都道府県教育委員会



■調査研究のうえ、選定資料に掲載した
■調査研究したが、選定資料には掲載していない
■調査研究していない

市町村教育委員会



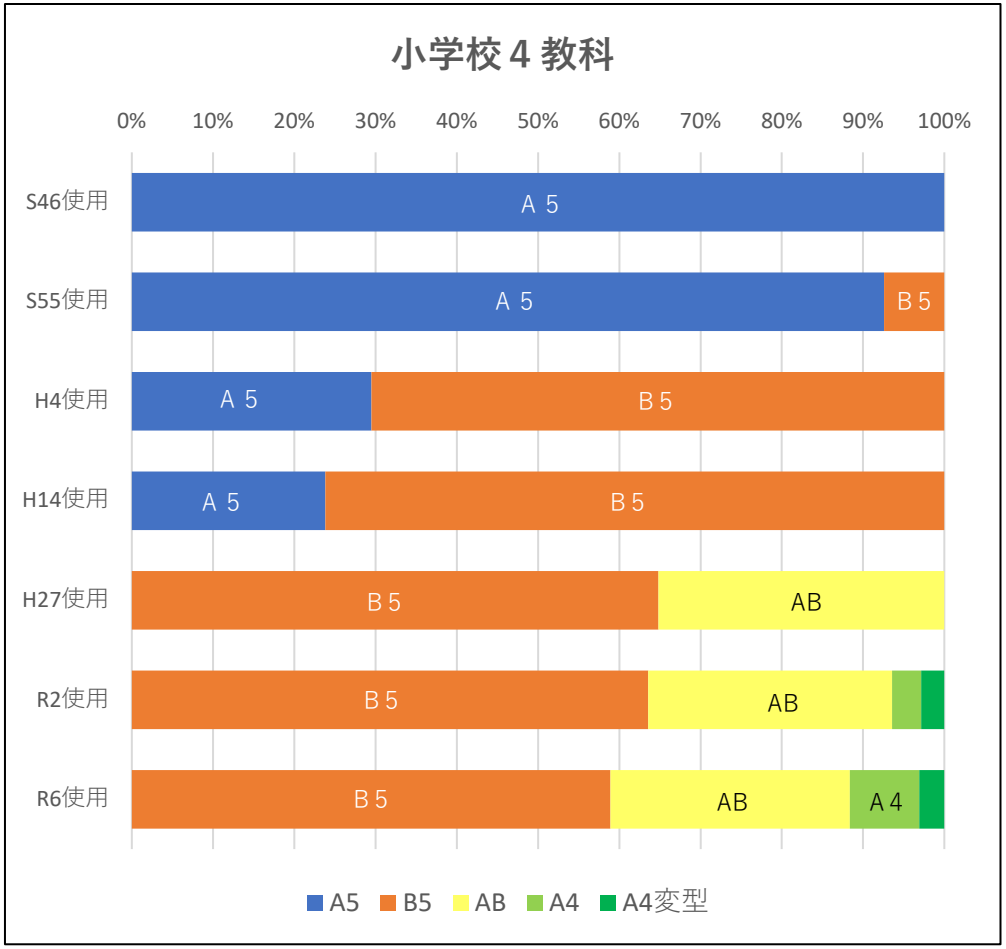
■教科書採択の考慮の一事項とした
■補助教材としての有益性・適切性を確認した
■重複部分
■いずれも当てはまらない

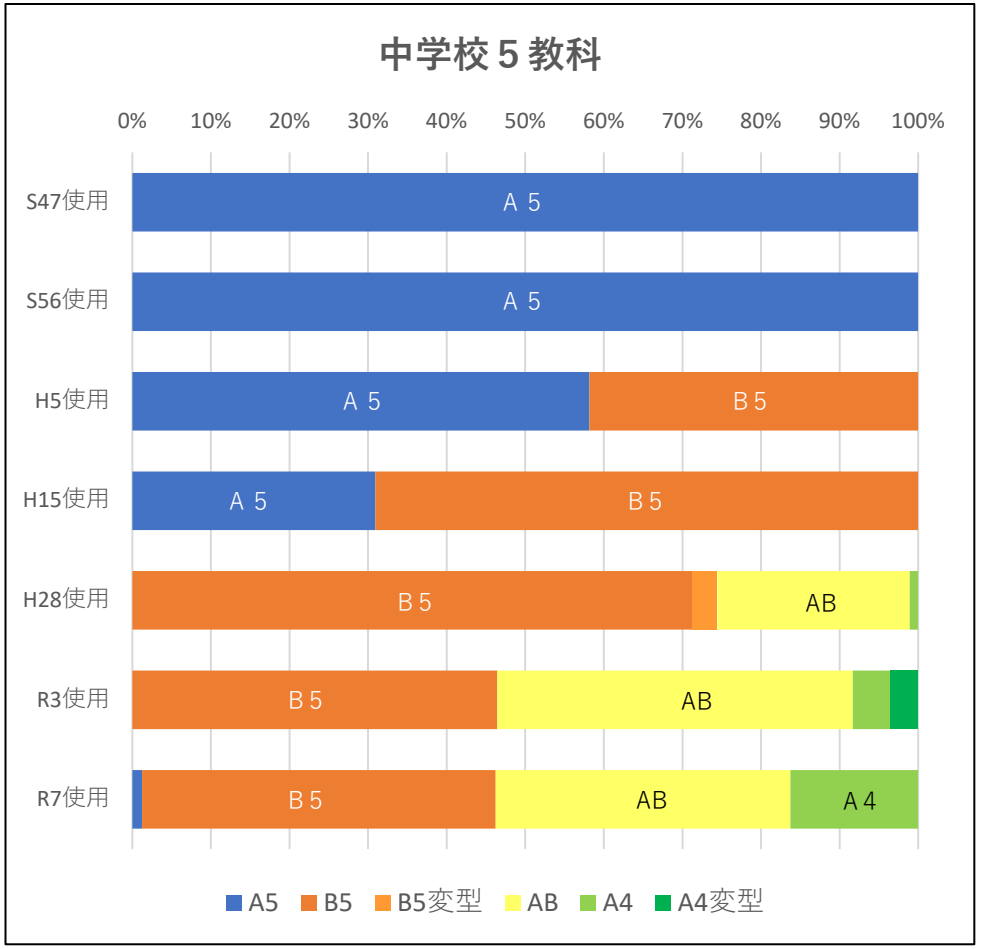
【出典】令和６年度採択関係状況調査

教科書の大判化について

○　約５０年前と比べ、
- 小学校４教科の教科書は、**約４割の教科書が1.7倍以上、約６割の教科書が1.5倍程度に大判化**
- 中学校５教科の教科書は、**約６割の教科書が1.7倍以上、約４割の教科書が1.5倍程度に大判化**

（※Ａ５判の面積に比してＢ５判は1.5 倍、ＡＢ判は約1.7 倍、Ａ４判は約２倍）



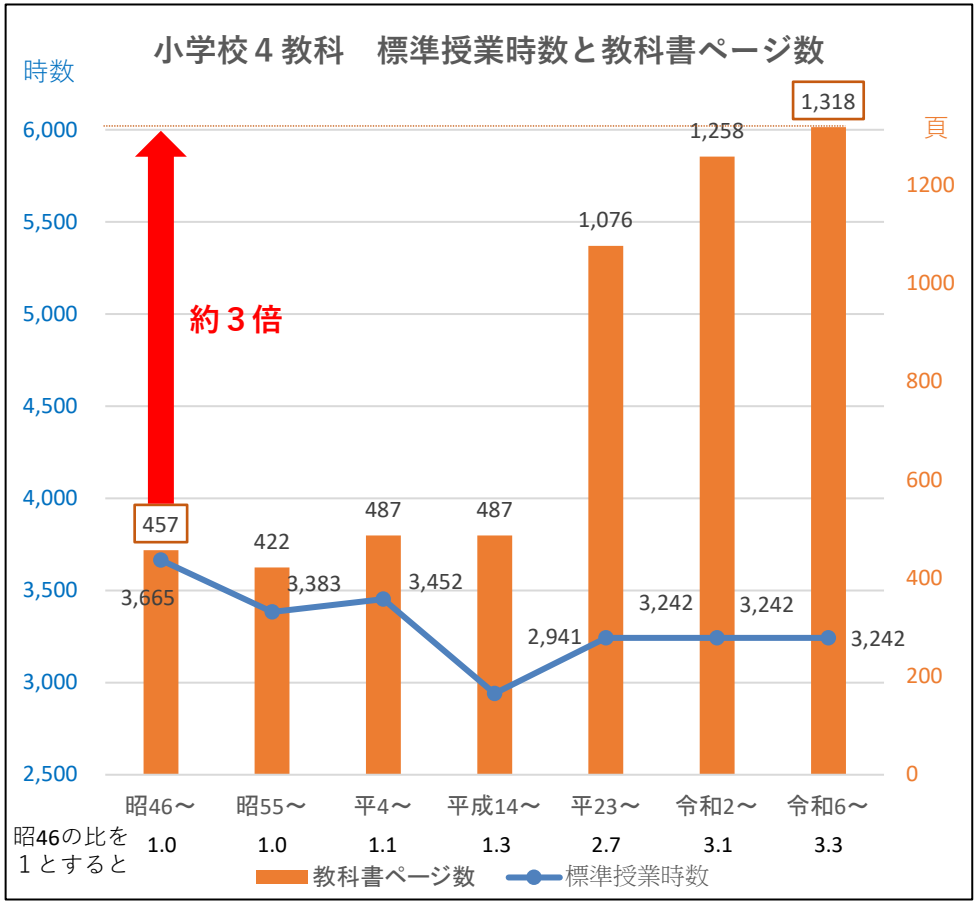


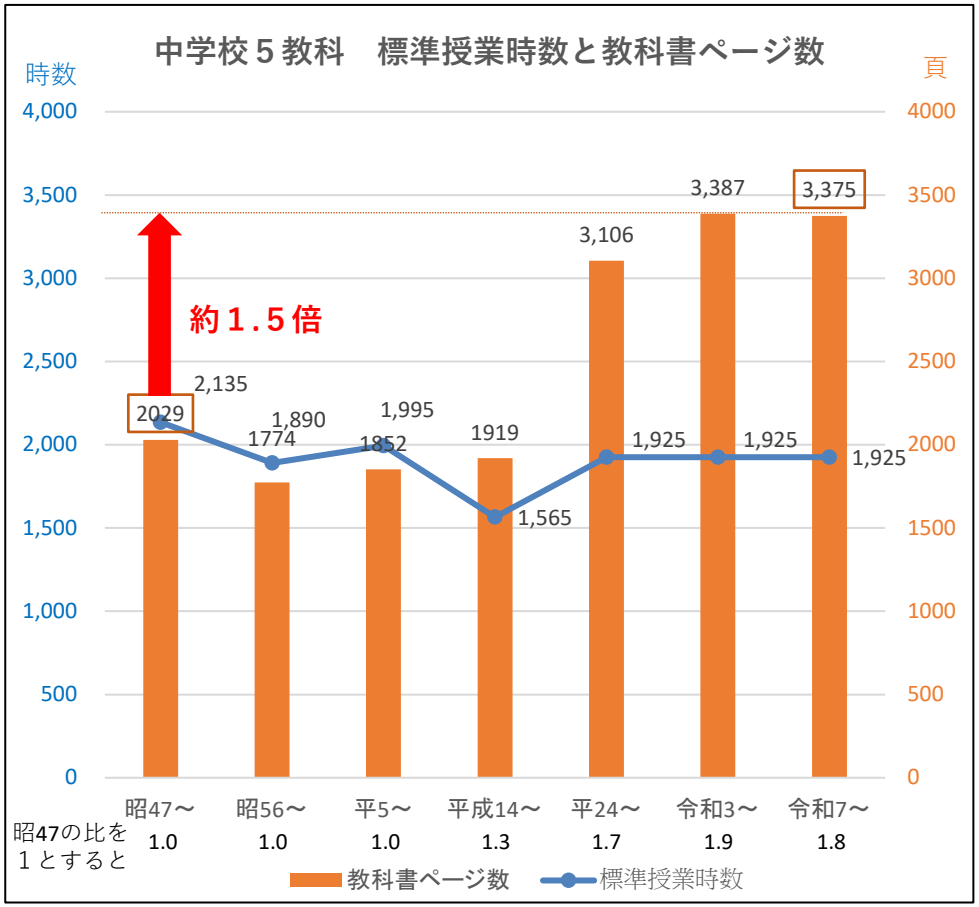
※小学校４教科：国語・社会・算数・理科、中学校５教科：国語、社会、数学、理科、外国語
※平成４年の生活科創設に伴い小学校１，２年生の社会と理科がなくなったため、社会と理科は小学校３～６年生の数値としている。

【出典】教科書目録から文部科学省において算出

教科書のページ数の推移について

○　約５０年前から、小学校４教科・中学校５教科について、
- **標準授業時数は減少**しているものの、
- **教科書ページ数**（Ａ５換算）は**小学校で約３倍、中学校で約１.５倍に増加**。





※小学校４教科：国語・社会・算数・理科、中学校５教科：国語、社会、数学、理科、外国語
※教科書ページ数は、各教科の教科書の平均ページ数を足し上げたものであり、Ａ５換算。
※Ａ５換算ページ数は、Ａ５判との面積比を踏まえ、Ｂ５判は１.５倍、ＡＢ判は１.７４倍、Ａ４判は２.０１倍して算出。
※平成４年の生活科創設に伴い小学校１，２年生の社会と理科がなくなったため、標準授業時数・教科書ページ数ともに社会と理科は小学校３～６年生の数値としている。

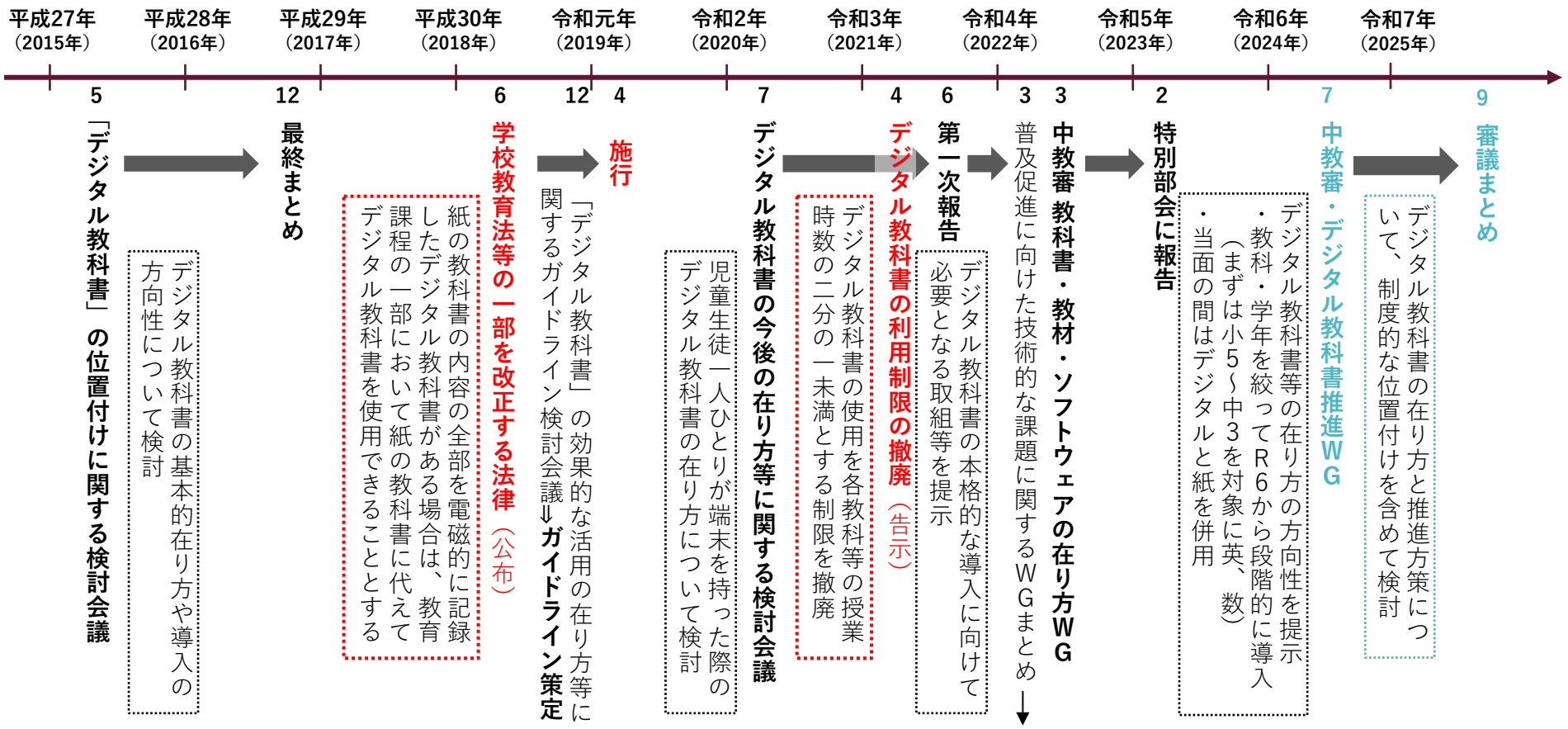
【出典】学校教育法施行規則及び教科書目録から文部科学省において算出

２．現行のデジタル教科書

現行のデジタル教科書に係るこれまでの主な議論・制度改正

○ **平成３１年４月から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書**がある場合には、**教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能に**（学校教育法等の一部改正）

○ **令和３年４月**から、デジタル教科書の**使用を各教科等の授業時数の２分の１未満とする制限を撤廃**



現行制度における教科書と現行のデジタル教科書の概要

教科書の意義及び位置付け

◇ 各学校において使用しなければならない　**＝「使用義務」**
◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある　**＝「質の確保」**
◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される　**＝「経済的負担軽減」**
◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等　**＝「安定供給の確保」**
◇ 著作権の権利制限が認められている　**＝「適切な著作物の利用による質の向上」**

⇒ **全国的な教育水準の向上**
教育の機会均等の保障
適正な教育内容の担保 等の実現

「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議最終まとめ」より

	教科書	現行のデジタル教科書
定義	小中高等学校等において、**教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材**として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの	教科書発行者が、**紙の教科書の内容の全部をそのまま記録**した**電磁的記録である教材**（教科書ではなく教材）
使用義務	有　**使用しなければならない。代わりにデジタル教科書を使用することで使用義務の履行が認められる**（※教育課程の一部）	無　使用義務はない
検定	有　文部科学大臣による**検定を経る必要**がある	無　**内容が紙の教科書と同一であるため、**改めて検定を経る必要がない
無償給与	有　**義務教育段階**において児童生徒に**無償で給与**される	無　無償給与の**対象外**。購入に係る経費は原則として**学校設置者や保護者が負担**
発行指示定価認可	有　国から発行者に対する**発行の指示、定価の認可**等が行われる	無　発行指示や定価認可等なし
著作権の権利制限	有　**教科書への掲載について著作権の権利制限**が設けられている	有　同左

（注）学校教育法、教科書の発行に関する臨時措置法、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、著作権法等に基づき記載

現行のデジタル教科書の児童生徒への提供状況（国提供分）

○　小学校５年生から中学校３年生を対象に、令和３～５年度は実証事業において、令和６年度からは購入費として、現行のデジタル教科書を国から提供。

<table>
<tr><th>学年</th><th>教科</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th colspan="2">令和６～８年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（原則）
小５～中３</td><td>英語</td><td rowspan="3">任意の１教科で
約４０％
うち
英語：
約７％
算数/数学：
約１２％</td><td colspan="4">１００％</td></tr>
<tr><td>算数/数学</td><td rowspan="2">任意の１教科で
約７０％
うち
算数/数学：
約２０％</td><td>約５０％</td><td colspan="2">約５５％</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

デジタルな形態を含む教科書の導入に向けた実証研究（全体像）

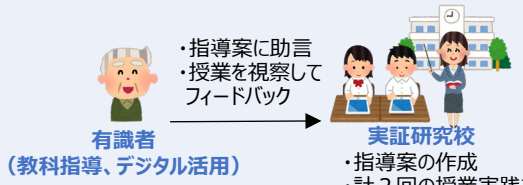
○　令和元(2019)年度の現行のデジタル教科書の導入以降、効果・影響の把握や好事例の創出・横展開を目的とした実証研究を継続的に実施。
○　令和12(2030)年度のデジタルな形態を含む教科書の導入に向けて、引き続き、多角的な観点から効果・影響を分析する。

学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業

令和８年度予算額　約1.7億円
（前年度予算額　約1.3億円）

実証研究校による授業実践

・主体的・対話的で深い学びの実現のため、学校種・教科ごとに**実証研究校を選定**の上、有識者の助言も得つつ、**現行のデジタル教科書を使用した授業実践**を行う。
・創出された先進事例から**「実践事例集」や研修動画**を作成し、**全国的な横展開**を図る。



【対象学校種・教科】
○小学校、中学校等
国語、社会、算数・数学、理科、英語

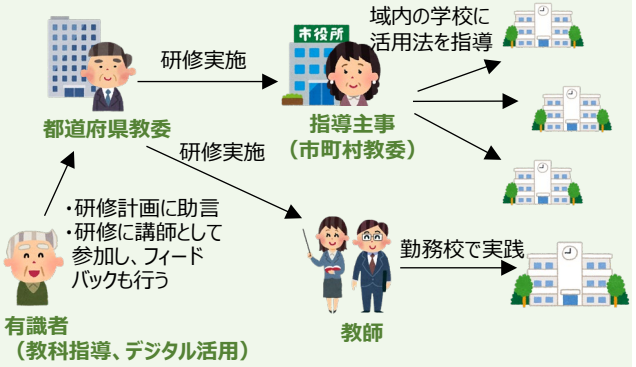
○高等学校（R8）
数学、理科、英語

※実証研究校（R8）
・斑鳩町立斑鳩小学校（英語）
・霧島市国分南中学校（英語）
・御所市立掖上小学校（国語）
・鹿児島市立石谷小学校（理科）

※実証研究校（R8）
・東京都立八王子東高等学校（英語、理科）
・大阪府立みどり清朋高等学校（数学）

都道府県教委による教師・指導主事向け研修

・デジタルを活用した教師の指導力向上のため、有識者の助言を得つつ、都道府県教委による、**教師や市町村教委の指導主事を対象とした研修**の実施を**伴走支援**する。
・指導主事を通じて**県内で横展開**を図るほか、**「実践事例集」**により**全国的にも横展開**。



【対象都道府県】
・R６年度　群馬県、埼玉県、富山県、山梨県、福岡県
・R７年度　埼玉県、福井県、奈良県、熊本県、鹿児島県
・R８年度　奈良県、鹿児島県

大規模アンケート調査

・「デジタル教科書購入費」で提供する小５～中３の英語等に加え、他の教科も提供した上で、**全国の児童生徒・教師に対して標本抽出によるアンケート調査**を実施。

主な設問

児童生徒向け調査
・使用頻度
・デジタル、紙の使用感
・授業理解
・主体的な学びの取組
・健康への影響

教師向け調査
・使用頻度
・デジタル、紙が適する学習活動
・教師目線の課題感
・研修の受講歴

確認された主な成果（R7）
・使用頻度は増加傾向にあり、**約７割の教師が４回に１回以上の授業で活用**
・**「いつも使う」**児童生徒は、**「授業理解」等で肯定的な回答**の割合が高い
・**健康上の留意点を意識**する児童生徒が**前年度比で増加**

【対象者数（R7）】※回答者数の実数

小学校	児童（小１～６）	15,927人
	教師	5,754人
中学校	生徒（中１～３）	26,439人
	教師	3,283人

【対象教科】
全教科（小学校低中学年は一部教科）

※このほか、関連する国内外の先行研究の分析をあわせて実施している。

現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【取組状況①】

（出典）令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

制度が始まった令和元年度以降、以下のような取組を実施

○**ガイドラインの策定**（平成30年12月策定、令和３年３月改訂）
・デジタル教科書の場面（個別学習/グループ学習/一斉学習）別の活用方法の例などについて提示





○**実践事例集の作成**（平成30年からこれまで計５冊）
・H30：**小学校**（国語、社会、**算数**、理科）
（R3追補）**中学校**（国語、**数学**、**英語**）、
高校（生物、**英語**）、
特別支援（発達障害、視覚障害、日本語指導が必要な児童）　における活用事例
・Ｒ３：**小学校・中学校**（国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**）、
特別支援（発達障害、視覚障害、日本語指導が必要な児童）における実践事例
・Ｒ４：**小学校・中学校**（国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**）における授業改善事例
校内研修事例（**小学校**国語、**中学校英語**）
効果的な活用Tips集（**小学校**：**英語**、**算数**、国語、理科、**中学校**：**英語**、**数学**）
を盛り込んだガイドブック形式
・Ｒ５：**小学校・中学校**（**算数・数学**、**英語**）における授業改善事例
・Ｒ６：**小学校・中学校**（**算数・数学**、**英語**）における授業改善事例
・Ｒ７：**小学校・中学校**（国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**）における授業改善事例

現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【取組状況②】

○**研修動画の作成**（令和３年度からこれまで22本）
- 令和３年度：12本（総論、**小学校・中学校**：国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**、特別支援での実践事例）
- 令和４年度：1本（**小学校・中学校**：**算数・数学**、**英語**での実践事例）、
- 令和５年度：４本（**小学校**：**英語**、**中学校**：**数学**での実践事例、
  小学校での活用法（教科共通）、**中学校**での活用法（教科共通））
- 令和６年度：３本（研修講義型動画（デジタル教科書の活用意義、効果など）、
  小学校・中学校：**英語**、**算数・数学**での実践事例）
- 令和７年度：２本（研修講義型動画（デジタル教科書の活用意義、効果など）、
  小学校・中学校：社会、**算数・数学**、理科、国語での実践事例）

○**研修モデルづくり**（令和４年度～）
- 令和４年度：校内研修事例（２校）
- 令和５年度：地域内展開事例（５市町村、１校）
- 令和６・７年度：地域内展開事例（２市町村）、
  県レベルでの広域研修事例（５県）



令和７年度実践事例動画

○**大規模アンケート調査**（令和３年度～）
- 教師、児童生徒を対象とした抽出調査。使用頻度、使用感、課題感などを調査。

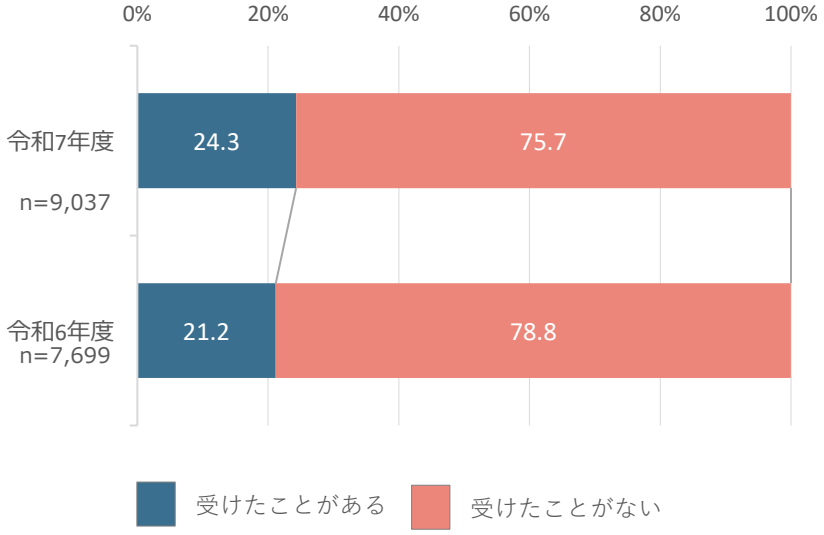
○**学校DX戦略アドバイザーによる支援**（令和６年度～）
- アドバイザーの対応項目に「デジタル教科書の活用」を追加。（令和６年度は11名のアドバイザーを登録し、本項目に対応できるようにした）

現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

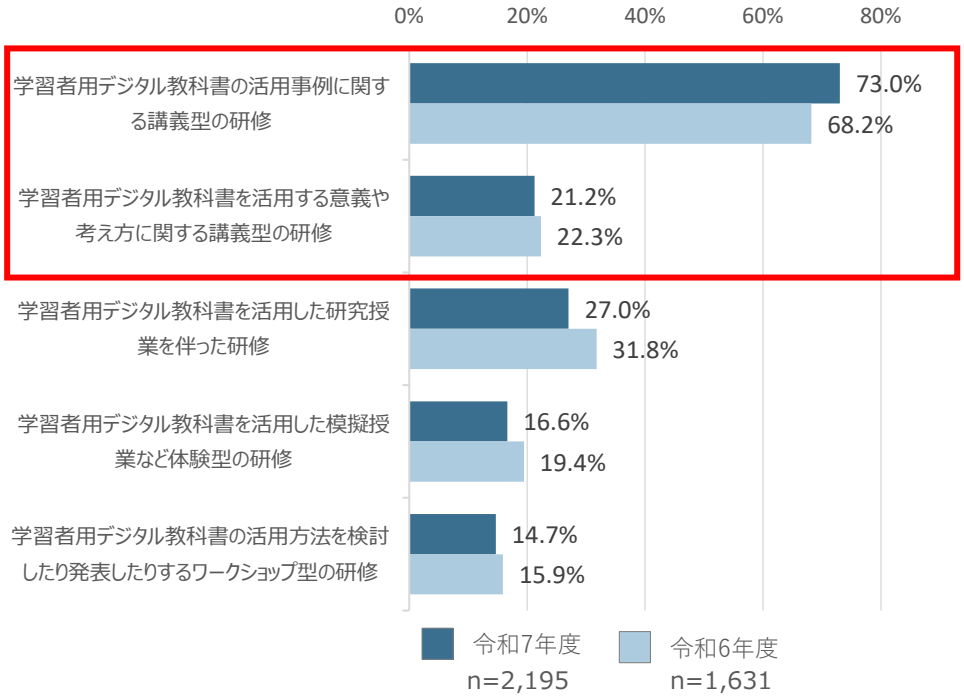
【現行のデジタル教科書に関する教員研修に係る状況】

現行のデジタル教科書に関する**研修を受けたことがある教師の割合は増加**しているが、**約２割**と少ない。
また、受けたことがある研修としては、多くが講義型の研修となっている。

学習者用デジタル教科書に関する研修を受けたことがあるか



どのような研修を受けたことがあるか



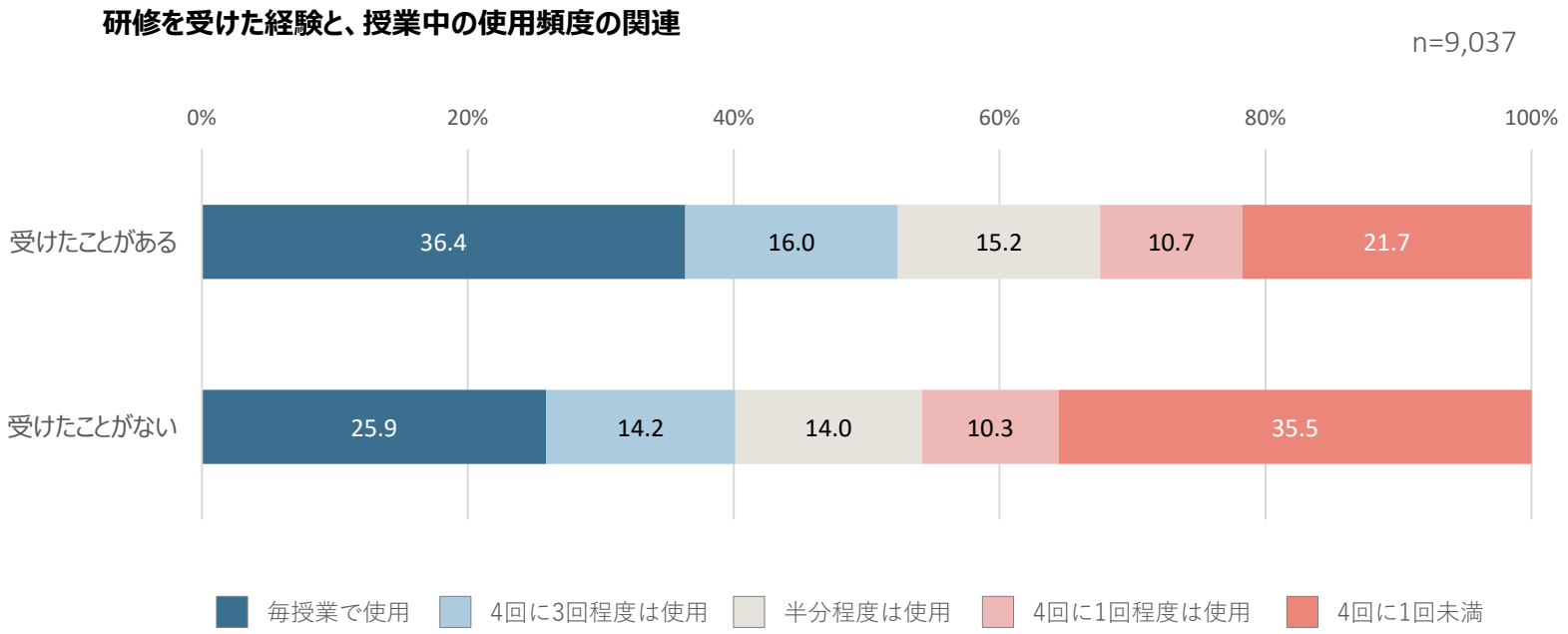
（注）アンケートにおいて、『学習者用デジタル教科書に関する研修』の定義は回答者の任意としたため、他の主題に関する研修でデジタル教科書が扱われた場合はカウントされていない可能性がある。

（出典）令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修と現行のデジタル教科書の活用状況の関係】

現行のデジタル教科書に関する**研修を受けたことがある教師の方が**、受けたことがない教師よりも、現行のデジタル教科書の**使用頻度が高い傾向**がある。

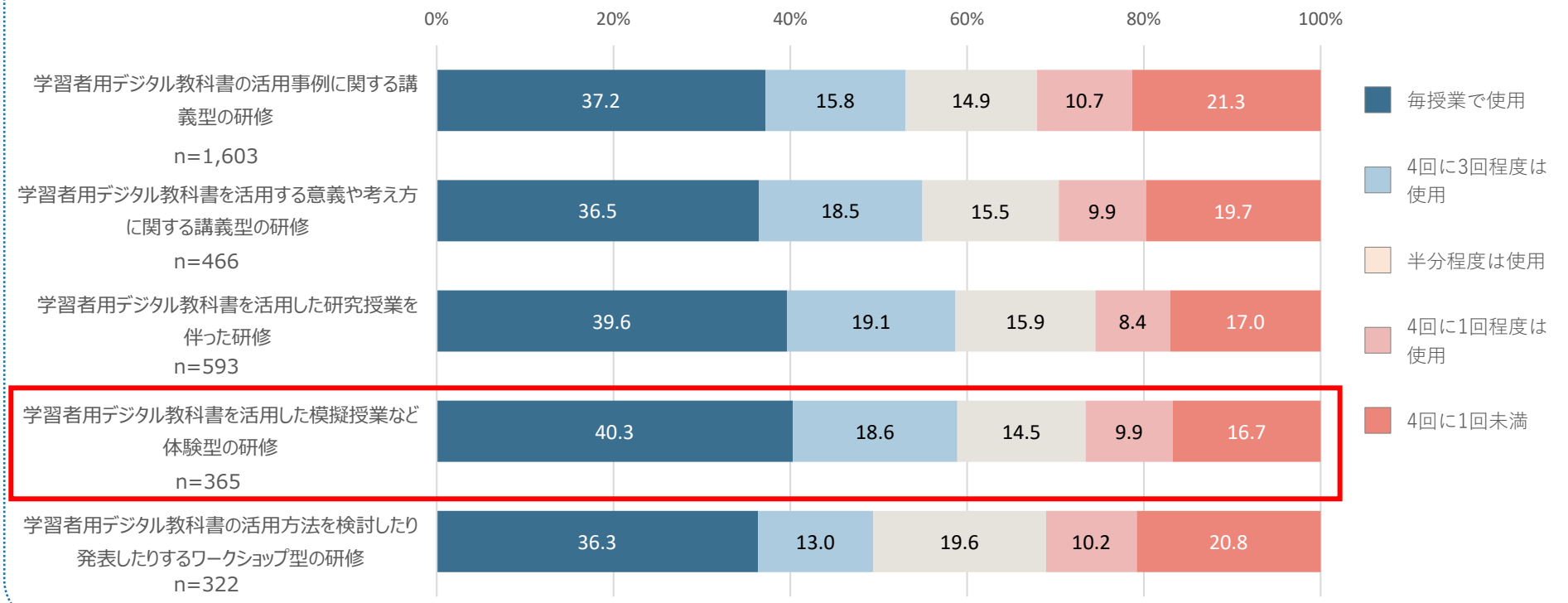


（出典）令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修と現行のデジタル教科書の活用状況の関係】

模擬授業など体験型の研修を受けた教師の方が、講義型・ワークショップ型の研修を受けた教師よりも、**現行のデジタル教科書の使用頻度がやや高い傾向**がある。



（出典）令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

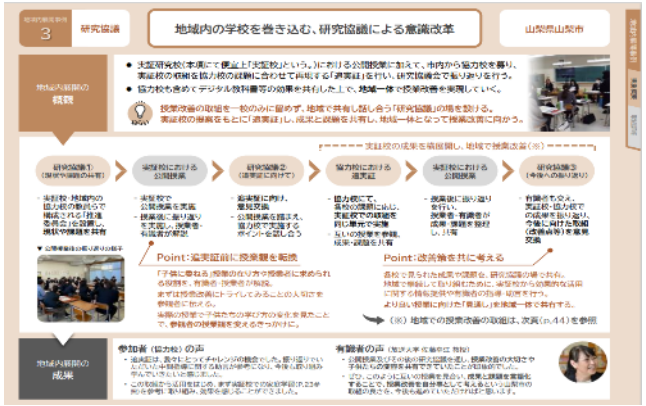
現行のデジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修に係る取組】

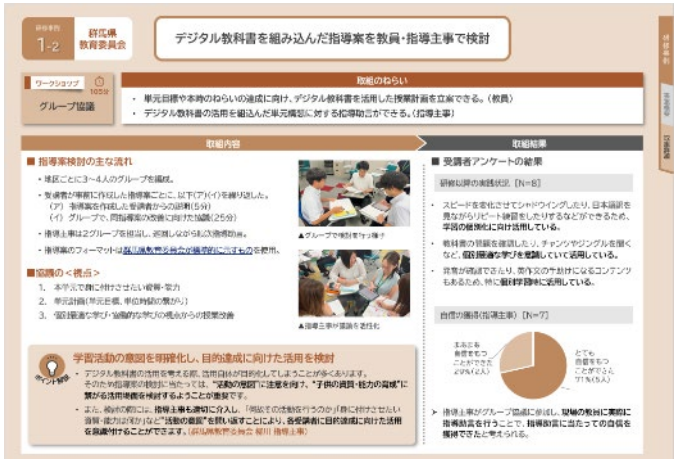
令和４年度から**校内研修**や**地域内展開のための公開授業**などの取組、県レベルの**広域研修事例**を創出。
令和６年度は、**デジタル教科書の活用意義や効果に関する講義型動画**も作成。



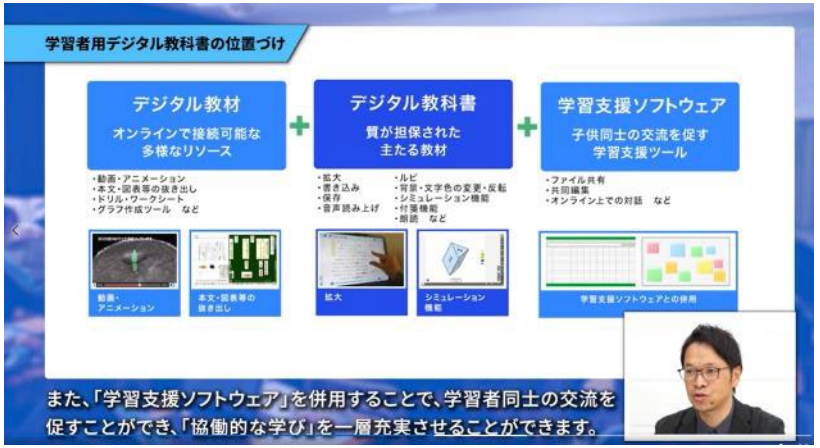
令和４年度　校内研修事例



令和５年度　地域内展開（公開授業＆研究協議）事例



令和６年度　県による教員・指導主事向け研修
（デジタル教科書を組み込んだ指導案検討のWS）事例



令和６年度デジタル教科書の活用意義等に関する講義型動画（約10分）
ワークショップ型の研修などの冒頭や参加者への事前課題として活用が可能。

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（H30.12、R３.３改訂　文部科学省）概要

平成30年6月～12月に、「「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議」を開催し、検討。

1. ガイドラインの趣旨等

各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容へのアクセシビリティを高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することを目指す。

2. 学習者用デジタル教科書の制度概要

（１）学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要
（２）学習者用デジタル教科書の定義　　等

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

（１）新学習指導要領におけるＩＣＴの活用の在り方

新学習指導要領の実施を見据え、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が示され、さらに現在、ＧＩＧＡスクール構想により児童生徒１人１台端末環境等の整備を推進。

（２）学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例

○学習者用コンピュータで使用することにより可能となる学習方法
（拡大表示、書き込み、保存・表示、機械音声読み上げ、背景色・文字色の変更・反転、ルビ　等）
○他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる学習方法
（文章や図表等の抜き出し、動画・アニメーション、ドリル・ワークシート　等）
○他のＩＣＴ機器等と一体的に使用することにより可能となる学習方法
（大型提示装置等に画面表示、ネットワーク環境を利用して書き込み等を共有　等）

（３）学習者用デジタル教科書の活用方法の例

○個別学習の場面
（試行錯誤する、写真やイラストを細部まで見る、学習内容の習熟の程度に応じた学習を行う）
○グループ学習の場面
（自分の考えを見せ合い共有・協働する）
○一斉学習の場面
（前回授業や既習事項の振り返りを行う、必要な情報のみを見せる、自分の考えを発表する）
○特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減
（教科書の内容へのアクセスを容易にする）
○その他
（学習内容の理解を深めたり興味関心を高めたりする、教師の教材準備や黒板への板書の時間を削減し児童生徒に向き合う時間を増やす、児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する）

4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

（１）学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点
（２）学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点
（３）児童生徒の健康に関する留意点
（４）特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点
（５）学習者用デジタル教材についての留意点
（６）ＩＣＴ環境についての留意点

学習者用デジタル教科書の導入

令和8年度予算額	17億円
（前年度予算額	17億円）
令和7年度補正予算額	2億円

文部科学省

背景・課題

（注１）
・デジタル教科書については、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。 （注１）紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示する「教科書代替教材」を指す。
・一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和６年度時点では約６割という状況。
・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

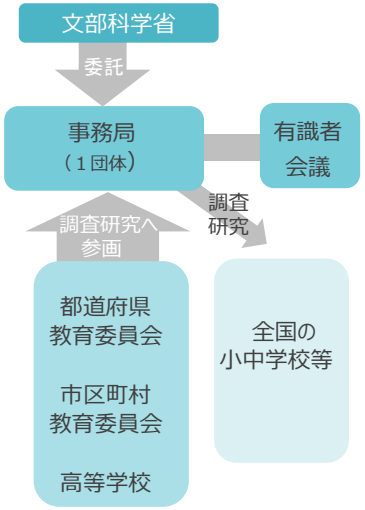
①学習者用デジタル教科書購入費
1,529百万円（1,545百万円）

・全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、英語のデジタル教科書を提供する。
・一部の小・中学校等の小学校５年生～中学校３年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供す

対象校種・学年	国・公・私立の小学校５・６年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業
168百万円（127百万円）

・デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。【拡充】
・都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための研修モデルについて調査研究を実施する。



（注２）
③デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業
189百万円（新規）【令和７年度補正予算】

・教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の標準仕様を定めるとともに、実際のテスト開発を通じた検証を行う。

（注２）中教審の審議まとめを踏まえ、教科書の形態としてデジタルも取り入れることを可能とした場合の、新たな教科書を指す。

（担当：初等中等教育局教科書課）

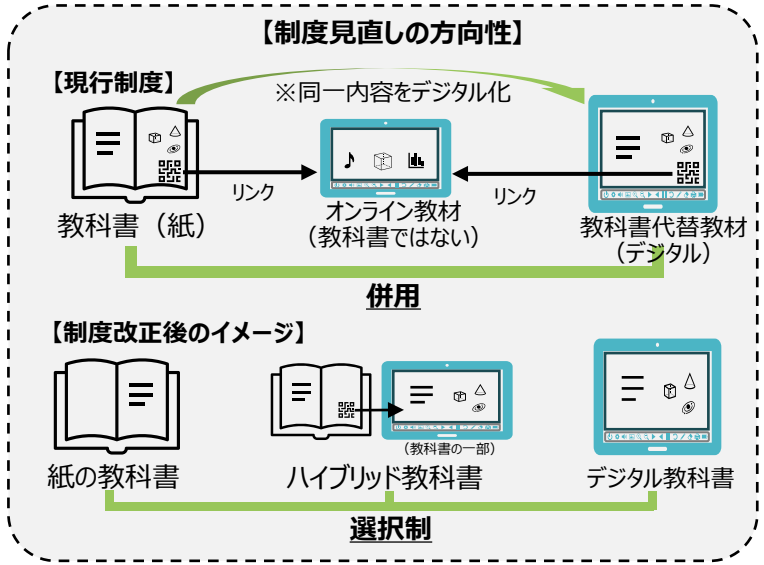
デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

令和7年度補正予算額　2億円

文部科学省

現状・課題

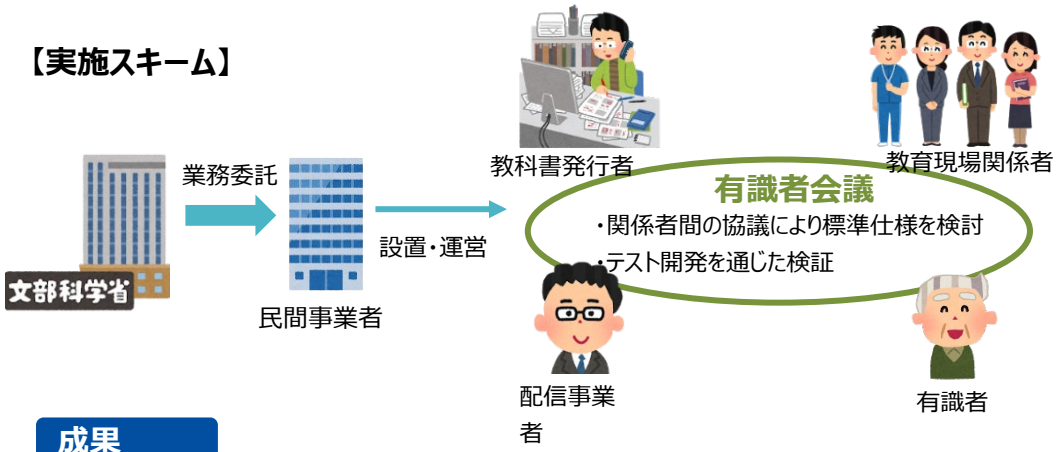
- 教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、**デジタルな形態も含む教科書が標準的に実装すべき機能（標準仕様）等について検討**する必要がある。
- デジタルな形態を含む教科書は、所要の制度改正を前提として令和12（2030）年度の導入が見込まれるところ、**令和８年度の早期から教科書発行者が著作・編集の企画に取り組めるよう、できるだけ早期に環境整備を行う必要がある。**



事業内容

本事業で**新たに設置する検討会議**において、**教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議**を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の**標準仕様を定める**とともに、実際の**テスト開発を通じた検証**を行う。

【実施スキーム】



標準仕様として検討する機能（イメージ）

- **アクセシビリティ確保のための機能**
  ルビ、色反転、音声読上げ、ナビメニューのUI標準化等
- **コンテンツの表示、操作等に関する機能**
  画像サイズ最適化、動的表示、動画再生、グラフ・図形の操作等
- **ユーザー管理に関する機能**
  アカウント管理、ライセンス管理、SSO認証等
- **通信障害発生時やライセンス期間終了後の閲覧のための機能**
  印刷、ダウンロード等
- **コンテンツの拡散防止のための機能**
  電子透かしによる利用者情報の付与等　**等**

成果

デジタルな形態を含む教科書が必要な機能を含むかたちで発行されることにより、**個別最適で協働的な学びが広く実施**され、予測困難な時代における**「生きる力」の育成に資する**こととなる。

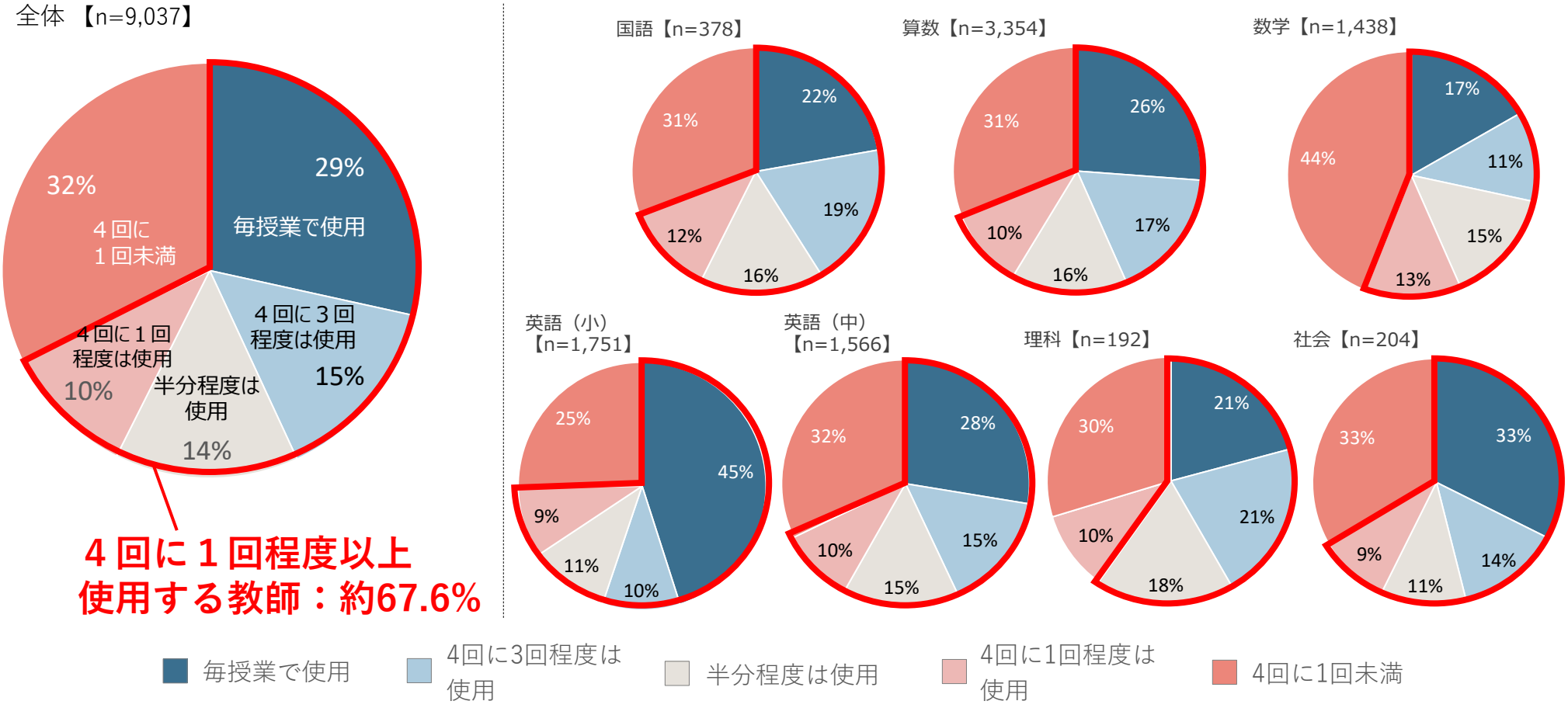
（担当：初等中等教育局教科書課）

３．実証研究の成果（大規模アンケート）、先行研究等

現行のデジタル教科書の活用状況（教師）

○　現行のデジタル教科書を提供している小中学校の教師を対象にした調査において、教科全体では、**約７割の教師が４回に１回程度以上の授業で現行のデジタル教科書を使用**していると回答。

教師の授業での現行のデジタル教科書の使用頻度

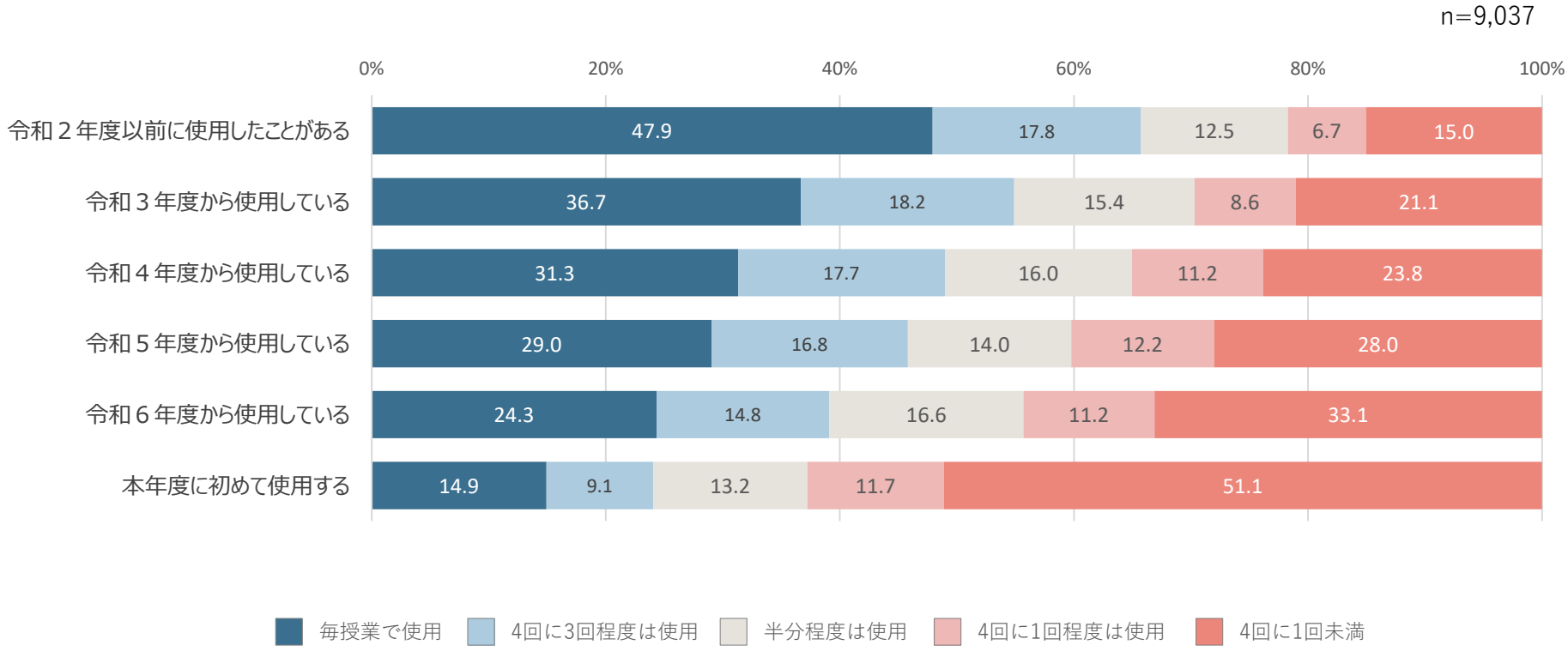


【出典】令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の活用状況（教師）

○　現行のデジタル教科書の**使用歴が長く、使用経験が重なるほど、使用頻度が高まっている**。

教師の現行のデジタル教科書の使用歴と、授業での使用頻度の関係



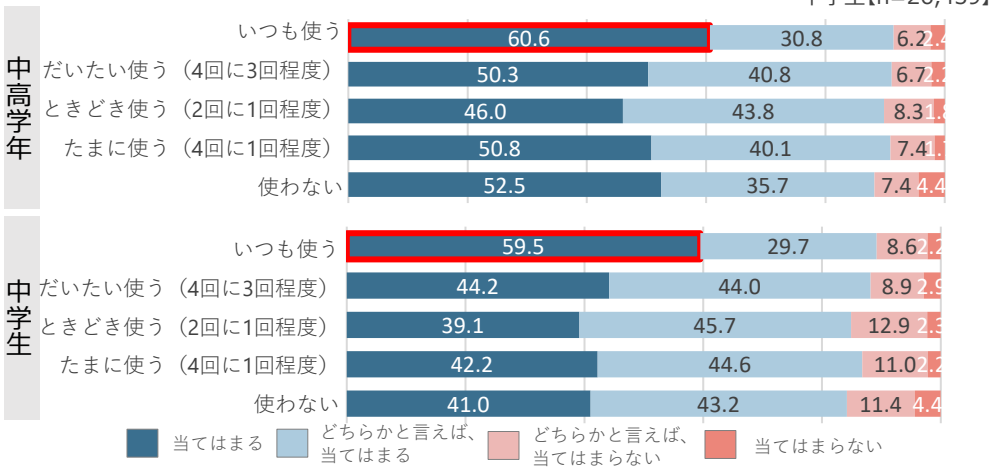
【出典】令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の使用頻度と学びとの関連

○　現行のデジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究によると、「いつも使う」児童生徒ほど、授業理解や主体的な学び・協働的な学びに関して肯定的な回答が多いほか、デジタル教科書を使うようになってからその教科を好きになったと回答している。

「授業内容の理解」との関連

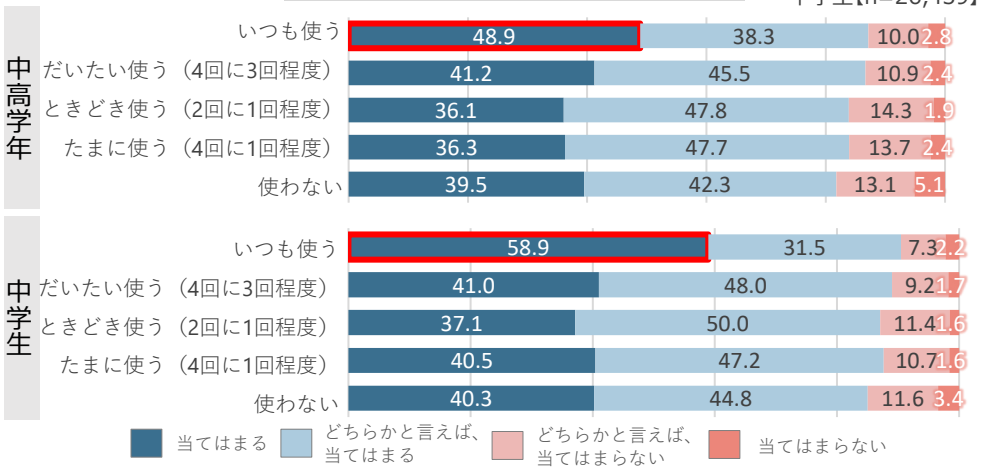
中高学年【n=15,785】
中学生【n=26,439】



（※）回答教科の授業において、授業の内容がよく分かっているかを回答

「主体的な学び」との関連

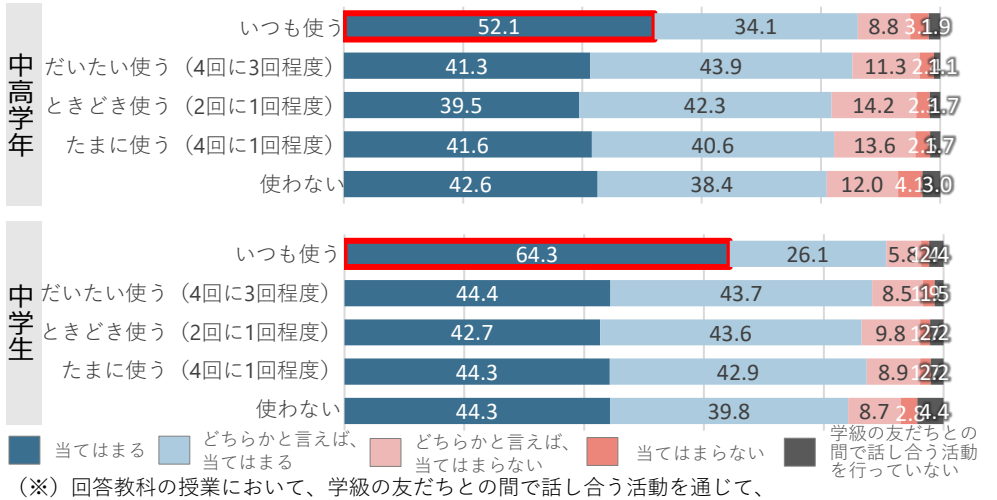
中高学年【n=15,785】
中学生【n=26,439】



（※）回答教科の授業において、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるかを回答

「協働的な学び」との関連

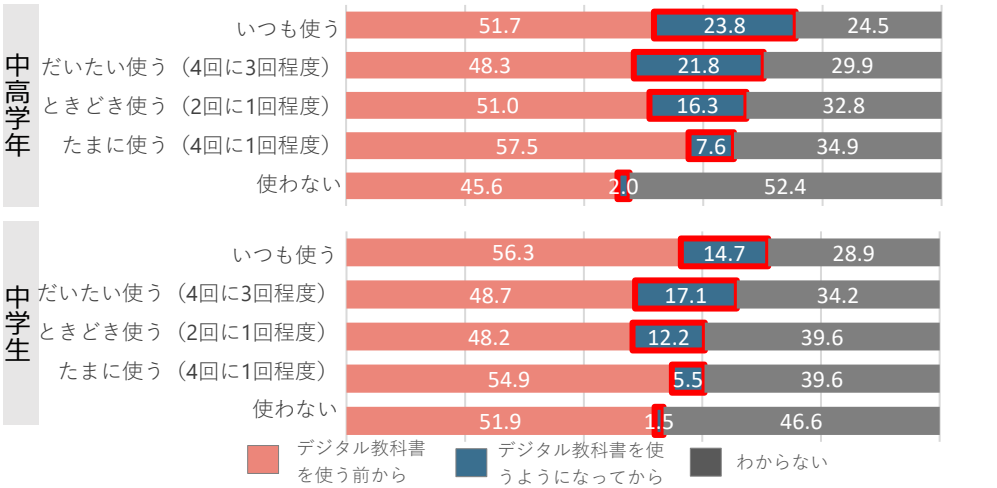
中高学年【n=15,785】
中学生【n=26,439】



（※）回答教科の授業において、学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているかを回答

「教科を好きになった時期」との関連

中高学年【n=10,275】
中学生【n=17,550】



【出典】令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

地域における学力調査の分析（概要）

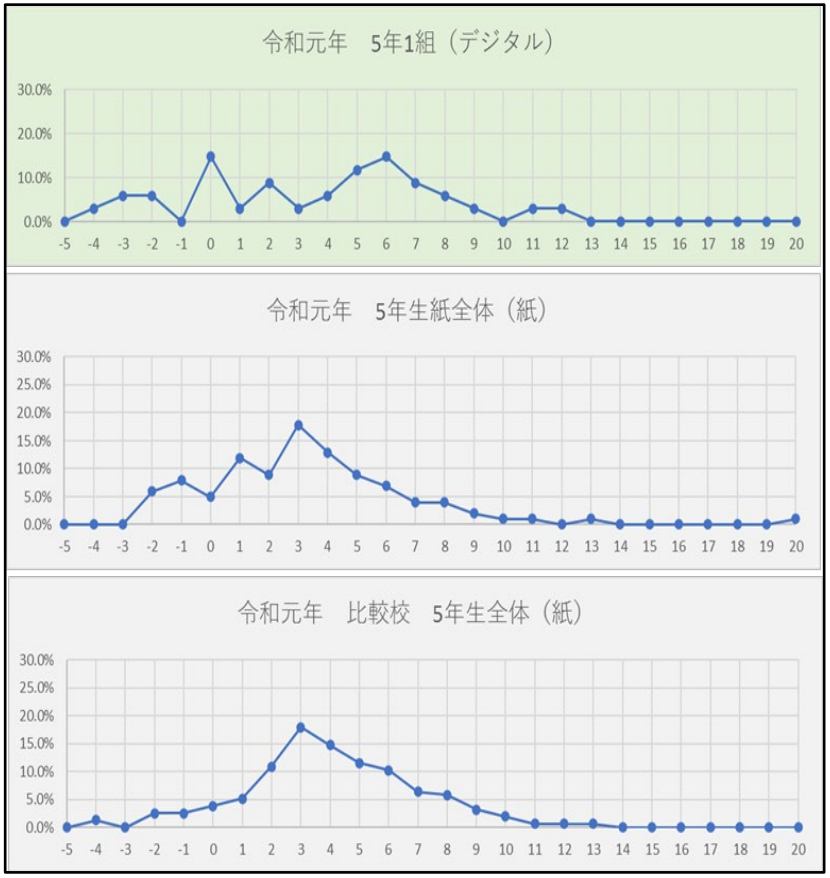
○埼玉県学力・学習状況調査の結果データ（令和元年度初め～令和2年度末までの国語の調査結果）を使用して分析した。

○学力調査では、学力を「学力のレベル」として提示し、年度間の学力のレベルの差を「学力の伸び」と捉えており、「学力のレベル」は、１－Ｃから１２－Ａまで３６段階（１２レベル×３層）で設定している。

○現行のデジタル教科書を使用して授業を行った５年１組（34名）の学力の伸びは３．６ポイント上昇となっており、紙の教科書で授業を行った同じ学校の５年生（101名）の学力の伸びは３．３ポイント、紙の教科書で授業を行った比較校の５年生（156名）の学力の伸びは４．１ポイントとなっており、**学力への影響は、デジタル教科書を用いても、同等程度の効果が得られていると考えられる**。

教科書	令和元年度	学力レベル		伸び
		令和元年度	令和2年度	
ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	5年1組 (34名)	6-C⁺(16.5)	7-B(20.1)	＋3.6
紙	5年生　紙全体 (101名)	6-B⁺(17.7)	7-A(21.0)	＋3.3
紙	比較校　5年生 (156名)	6-B(17.1)	7-A(21.1)	＋4.1
混合	5年生 (埼玉県全体)	6-B(17)	7-B(20)	＋3

※丸め誤差あり



◆　学力の伸びの比較（全体）まとめ

同じ学校内で比較した場合、デジタル教科書を使用した5年1組の方が、紙の教科書を使用した5年生紙全体より伸びが0.3ポイント大きい。

令和元年度の5年生（埼玉県全体）は参考値ではあるが、5年1組と5年生紙全体と比較しても、伸びに特別な差はないと考えられる。

学力の伸びの分布図において、令和元年度の5年1組は若干、くし歯型の傾向が見られるが、大きくは一般型（山形）となっている。令和元年度5年生紙全体と、令和元年度比較校5年生全体についても一般型（山形）の傾向がみられる。

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

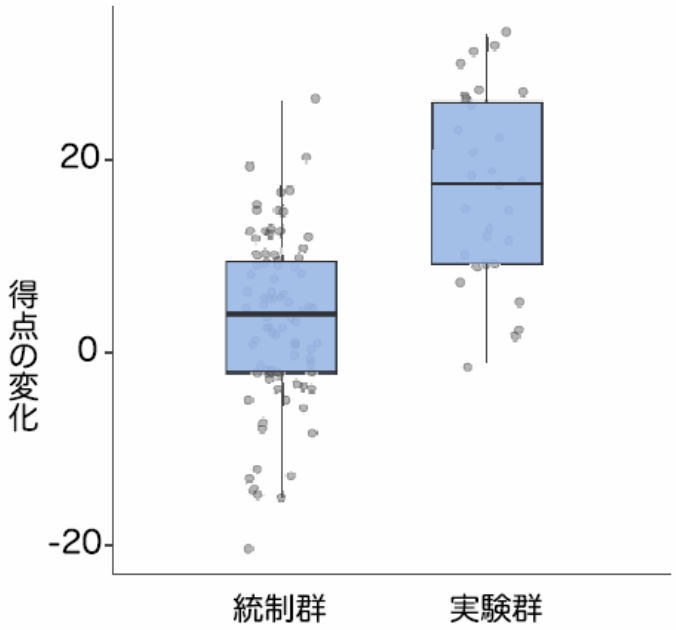
小学校国語科における現行のデジタル教科書活用による学力変化

○　2018年度に行われた現行のデジタル教科書を使った場合と使わなかった場合の小学校国語科における児童の学力変化検証によると、**１年間に渡ってデジタル教科書を使った場合**、使わなかった場合に比べ、**学力調査の得点の変化が大きくなる（得点が向上する）結果**が得られた（統計的に有意）。

学力調査（国語）の総合得点の平均と標準偏差

	人数	得点の平均（標準偏差）	
		4 月	3 月
実験群	30	55.9 (15.9)	73.1 (13.2)
統制群	87	64.3 (16.0)	67.7 (15.3)
全国		65.2	71.2

実験群：５月から国語の授業において日常的に児童一人一台環境による**デジタル教科書の活用を行った**。
統制群：児童と教師はデジタル教科書を用いていない。



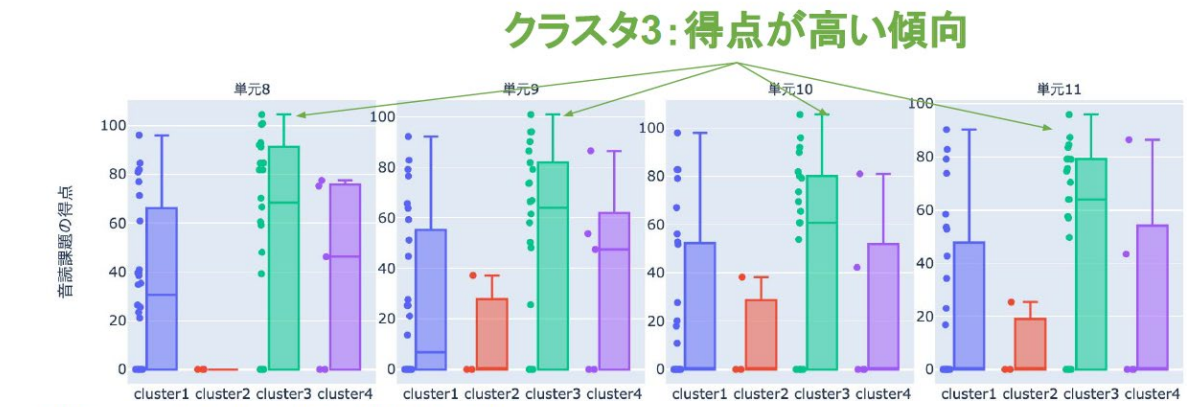
学力調査（国語）の総合得点の変化についての四分位図

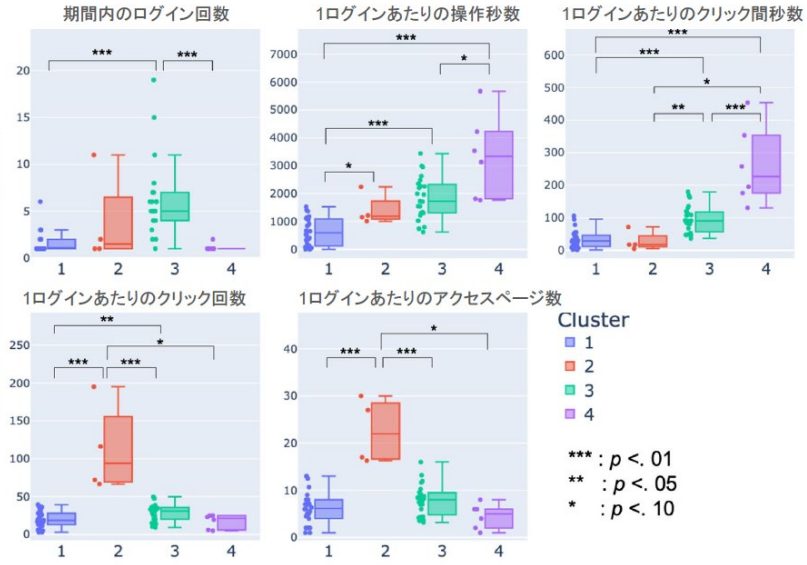
【出典】「小学校国語科における“学習者用デジタル教科書”活用による学力変化」（2024年２月、谷川航、加藤直樹、鷹野昌秋）

デジタル教科書の利用実態と学習傾向

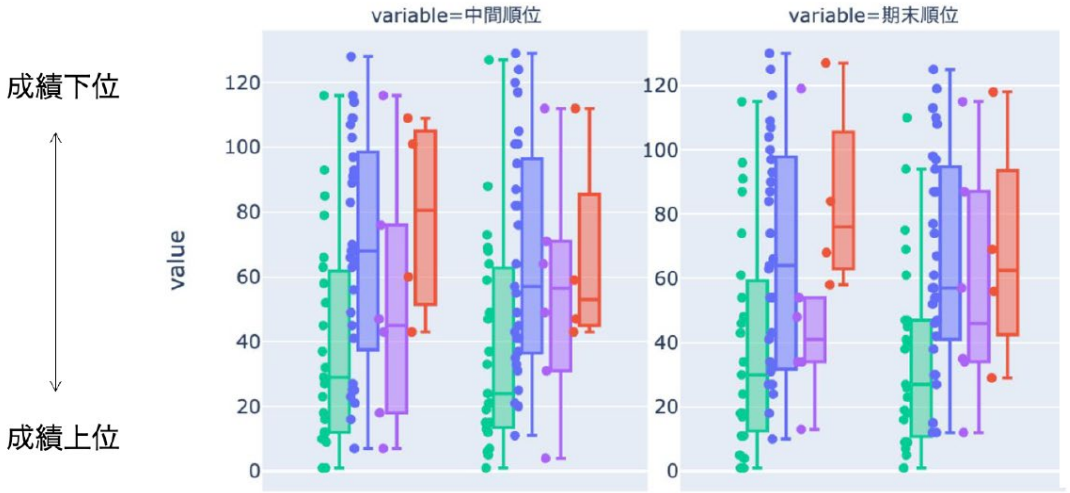
○　令和５年度に行われた東北大学、つくば市等の共同研究によると、家庭学習において、学習者用デジタル教科書を学習上意味のある形で操作をしていたと推測される生徒は、音読課題の得点や定期テストの成績が高い。

- 家庭学習における**音読課題の得点**





- 定期テストにおける成績順位



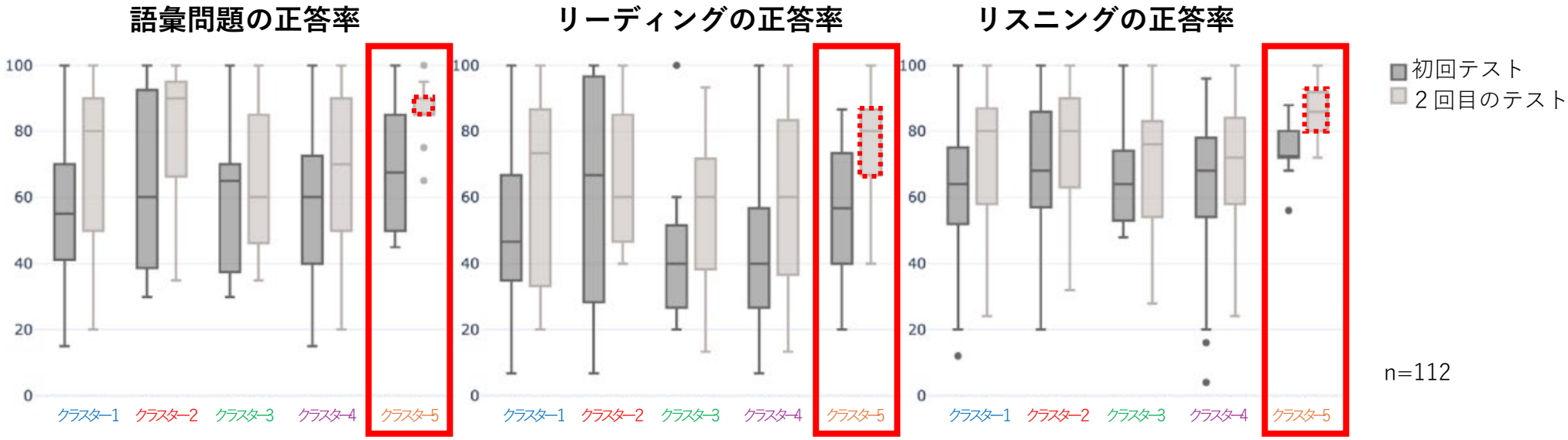
クラスタ１（非活用傾向群）（青）：あまりデジタル教科書を活用していないグループ
クラスタ２（流し見傾向群）（赤）：流し見をしていたと推測されるグループ
クラスタ３（積極活用傾向群）（緑）：学習上意味のある（学習の強度が高い）操作をしていたと推測されるグループ
クラスタ４（放置傾向群）（紫）：デジタル教科書を開きっぱなしで放置していたと推測されるグループ

【出典】「学習履歴データの分析によって見えてきたデジタル教科書の利用実態と学習傾向」（2024年2月、東北大学大学院情報科学研究科　宮西祐香子、長濱澄、堀田龍也）

現行のデジタル教科書（英語）の使用方法と英検IBAの正答率の関係

○　つくば市の中学校１年生を対象とした実証研究では、**現行のデジタル教科書（英語）**を用いた授業での学習・自宅学習で音声コンテンツを適度に使用したグループの生徒は、（１）１回目・２回目ともに英検IBA（４・５級相当）の正答率が高く、かつ、（２）**特に２回目の正答率が他グループより有意に高かった。**

英検IBAの正答率（クラスター別、初回・２回目のテスト）



※　生徒のデジタル教科書の操作ログを解析し、使用方法に応じて、以下５つのグループに分類して英検IBAの正答率を分析。
クラスター１（n=27）：デジタル教科書の使用時間が少ないグループ
クラスター２（n=12）：デジタル教科書を自宅学習で長時間使うグループ
クラスター３（n=11）：デジタル教科書を頻繁にクリックするが、各操作時間は短いグループ
クラスター４（n=48）：デジタル教科書の自宅学習の使用時間が短いグループ
クラスター５（n=14）：授業での学習・自宅学習の両方で音声コンテンツを適度に使用するグループ

※　令和３（2021）年10月から令和４（2022）年３月の半年間にわたって、授業での学習時・自宅学習時の各生徒の操作ログを収集。実証開始時の10月・終了間際の２月のそれぞれのタイミングで、生徒が英検IBAを受験。

※　実証研究校では、令和３（2021）年から現行のデジタル教科書の導入を開始。

【出典】Yukako Miyanishi, Toru Nagahama, Satoshi Nakagawa, Tatsuya Horita(2025). Usage of Junior High School English Digital Textbooks Based on Operation Logs and Its Influence on Learning Performances, Information and Technology in Education and Learning VOL.5, NO.1 Reg.p001-018

低学力層に対するデジタル教科書の効果に関する先行研究（韓国）

○　韓国教育省による小学３～５年生に対するデジタル教科書の試行配布（2014年～2016年）のパネルデータを用いた先行研究によると、**低学力層ほど、デジタル教科書の利用頻度が①学業成績や②学習経験に対して有する効果が大きい**ことが分かった（統計的に有意）。

○　デジタル教科書の活用は、**児童生徒一人一人の到達度に応じた学習を容易にする**ことで、**個別最適な学びの実現に資する**ものと考えられる。

①デジタル教科書の利用頻度と実験後の学業成績の関係

	学業成績	
	社会	理科
デジタル教科書の利用×低学力層	**0.224**** (0.0795)	**0.136*** (0.0779)
デジタル教科書の利用	0.00205 (0.0658)	0.0113 (0.0619)

②デジタル教科書の利用頻度と学習経験の関係

	学習経験	
	分かりやすくなった	楽しくなった
デジタル教科書の利用×低学力層	**0.503***** (0.167)	**0.480***** (0.168)
デジタル教科書の利用	0.356*** (0.113)	0.336*** (0.111)

※１　表中の値は回帰係数の推計値、（）内は標準誤差を表す。
※２　「*」は有意水準10%、「**」は有意水準５%、「***」は有意水準１%で統計的に有意であることを表す。
※３　2014年～2016年にパイロット校としてデジタル教科書の試行配布を受けた81校の小学校から無作為抽出された35校・1,927人についてパネル調査を実施し、実験開始当初の学力別に、デジタル教科書の利用頻度と学業成績等との関係性を分析。
※４　試行配布されたデジタル教科書は、動画・音声等の再生機能、辞書機能、外部教材へのハイパーリンク、クイズ等の自己評価ツール、オンライン上で教師や他の児童と協働する機能を含むものであり、韓国の「教育課程」（※日本の学習指導要領に相当）上に位置づけられたもの。
※５　目的変数のうち「学業成績」は社会又は理科の試験の成績であり、「学習経験」は、「デジタル教科書で学習する方が学習が楽しい」「デジタル教科書で学習する方が内容が分かりやすい」という２つのアンケート項目に係る５段階の回答を変数化したもの。
※６　説明変数のうち「デジタル教科書の利用」は、実現値を１（デジタル教科書をより頻繁に利用している・デジタル教科書のみを利用している）or 0（紙の教科書をより頻繁に利用している）とする２値変数であり、「低学力層」は、実現値を１（最初の社会又は理科の試験で得点が平均よりも低かった）or 0（最初の社会又は理科の試験で得点が平均以上だった）とする２値変数となる。
※７　図表①は一般的な最小二乗法のモデルによる分析結果、図表②は操作変数法のモデルによる分析結果となる。

【出典】Lee, S., Lee, J.-H., & Jeong, Y. (2023). The Effects of Digital Textbooks on Students' Academic Performance, Academic Interest, and Learning Skills. Journal of Marketing Research, 60(4), 792-811. https://doi.org/10.1177/00222437221130712 (Original work published 2023) Table5, 6を基に文部科学省作成。

韓国におけるデジタル教科書に関する効果検証

研究対象

2008年から2012年にかけて韓国教育省が実施したデジタル教科書の実証研究に関して、
メタ分析（※）を実施して一般的な傾向を分析

学校数：715校（理科141校、韓国語159校、社会182校、数学164校、英語69校）
児童生徒数：54,723名（実験群21,562名、対照群33,161名）

※　複数の論文等の成果を統合する手法。本論文のメタ分析では、実験群と対照群が分けられている研究だけを対象とするといった、一定の抽出基準を設けることで、知見の妥当性を担保している。

研究結果

実験群（デジタル教科書DT）と対照群（紙の教科書PT）を比較すると、
紙の教科書を使った指導に比べ、デジタル教科書を使った指導は学業成績の向上により効果的

全体	理科	韓国語	社会	算数・数学	英語
59.10（※２）	60.26	59.10	59.48	59.32	59.10

※2：対照群（PT）の学業成績が50%である場合、実験群(DT)の学業成績は対照群よりも9.1%高いことを示している

【出典】JEONGWON CHOI（2017）"THE EFFECT OF DIGITAL TEXTBOOK ON ACADEMIC ACHIEVEMENT IN KOREA" Journal of Theoretical and Applied Information Technologyに基づき作成

補足

- 本実証研究で使用されたデジタル教科書は、動画・音声の再生機能、辞書機能、ハイパーリンク、自己評価ツールや他者と協働する機能を含むが、韓国の「教育課程」（※日本の学習指導要領に相当）上の位置づけまでは有しないもの。
- デジタル教科書の活用は、**都市部よりも農村部において、より多くの教科において効果的**との研究結果も紹介されている

【出典】
H. S. Byeon, J. H. Seo, J. H. Ryu, S. H. Uang, S. Y. Choi, M. S. Jeong, J. S. Bang, J. Y. Lee, S. S. Seo, G. B. Choi, and M. H. Park, "The analysis on effectiveness of digital textbook, Research Report CR 2008-13", Korea Education and Research Information Service, Seoul(South Korea), 2008.
H. S. Byeon, J. C. Kim, Y. H. Song, and W. H. Lee, "The analysis on effectiveness of digital textbook, Research Report CR 2010-5", Korea Education and Research Information Service, Seoul(South Korea), 2010.

ドイツにおける先行研究（紙とデジタルの比較）

○　高校１年生の数学を対象としたドイツの先行研究では、ラッシュモデル及び混合分散分析（ANOVA）の手法により、デジタル教科書で学習したグループ（n=154）・紙の教科書で学習したグループ（n=160）の間で学習前後のテスト結果を比較。

○　**デジタル教科書で学習したグループは、紙の教科書で学習したグループと比較して、より高い成績を獲得**することができた。

図表：学習の前後におけるテスト結果の比較

	学習**前**テスト		学習**後**テスト		標本数
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
全体	-0.66	1.00	-0.32	1.02	314
デジタル教科書のグループ	**-0.65**	1.08	**-0.20**	1.00	154
紙の教科書のグループ	**-0.67**	0.93	**-0.44**	1.02	160

※　表の平均値は、テスト得点から変換されたロジット単位で推定能力値を示している。
ロジット単位のスコアが高いほど、テストにおけるより高い達成度を持っていることを意味する。
一般に、ロジット変換により、より多くの統計分析手法を利用できるようになる。

※　グループと学習前後の間の交互作用については、統計的な有意差が確認された（p=0.02）。

※　デジタル教科書のグループは、動的な視覚化（dynamic visualization）・機械的フィードバック（computer-based feedback）の機能を備えたデジタル教科書を学習に使用した。

【出典】Brnic, M., Greefrath, G. & Reinhold, F. Working with digital textbooks or printed materials: A study with boys and girls on conditional probability. ZDM Mathematics Education 56, 559–572 (2024). https://doi.org/10.1007/s11858-023-01543-x. Table 2を基に文部科学省作成。

紙媒体と電子媒体の比較　ー記憶、理解度についてー

- 令和３年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、紙媒体とデジタル媒体の違いに着目した学習者の集中、記録、意欲、理解度及び思考力に対する効果や影響を研究した先行研究について調査し、その調査結果を踏まえて、一部の児童生徒に対する実証研究を行った。
- 先行研究の調査結果を以下に示す。なお、先行研究では被験者の多くが大学生であり、児童生徒を対象とした調査研究は少ない。

紙媒体とデジタル媒体の違いに関する国内の先行研究の調査結果

先行研究における実験結果（右図参照）では、試験成績では「記憶」は同等若しくは紙媒体が優位、「理解度」は紙媒体が優位、思考力は条件によって異なる結果となっている。

ただし、いずれも被験者は大学生であり、柳沢（#2）が述べているとおり「学習スタイルに対する慣れ」の影響も少なからずあると考えられる。

被験者へのアンケート調査による主観評価では、「集中力」は紙媒体が優位であった一方、**「意欲」についてはデジタル媒体が優位な傾向**にある。

P＝紙、D＝デジタル（タブレット端末）

先行研究 ＼ 観点		集中力	記憶	意欲	理解度	思考力
1	表示媒体が文章理解と記憶に及ぼす影響	主観評価 P優位	試験成績 P優位		試験成績 P優位	
2	電子教科書使用時の紙ノートの必要性		試験成績 同等			試験成績 P優位
3	学習教材としてのデバイスの特性		試験成績 P優位	主観評価 D優位	試験成績 P優位	試験成績 D優位
4	デジタル教科書の活用実態			主観評価 D優位	客観評価 D優位	客観評価 P優位

小学4年生が対象

1：小林亮太・池内 淳「表示媒体が文章理解と記憶に及ぼす影響―電子書籍端末と紙媒体の比較―」研究報告ヒュ ーマンコンピュータインタラクション（HCI）2012-HCI-147(29), 1-7, 2012
2：柳沢 昌義「電子教科書使用時の紙ノートの必要性に関する比較研究」日本教育工学会研究報告集 2012(1), 229- 236, 2012-03-03
3：赤堀 侃司・和田 泰宜「学習教材のデバイスとしての iPad・紙・PC の特性比較」白鴎大学教育学部論集 6(1), 15- 34, 2012-04
4：望月 之美「ICT 活用の授業その実態と課題 － 小学校におけるデジタル教科書の活用実態 －」東京福祉大学・大学院紀要 = Bulletin of Tokyo University and Graduate School of Social Welfare 9(1・2), 95-103, 2019-03

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

紙媒体と電子媒体の比較　ー記憶、理解度についてー

＜調査方法の概要＞

対象：１人１台端末環境が実証以前より整備されており、デジタル教科書を活用している小学校
５年生２クラス（各30名）
※１クラス**（Dクラス）はタブレットや現行のデジタル教科書を併用して学習**
１クラス**（Pクラス）は紙の教科書と紙のワークシートで学習**

方法：教科・国語で以下を実施。
①記憶テスト（教科書の説明文から作成した空所補充問題）
②理解テスト（既存のテストを活用。思考・判断・表現の観点での記述式。）

＜結果＞

結果（平均点）	Dクラス	Pクラス	備考
①記憶テスト	3.96点	3.83点	8点満点
②理解テスト	88.3点	89.5点	100点満点

＜まとめ＞

記憶テスト、理解テストいずれも、現行のデジタル教科書で学習したDクラス、紙の教科書で学習したPクラスの結果は同等であった。

これは、大学生の被験者を対象とした先行研究の結果（紙優位）とは異なる結果であり、デジタルでの学習に慣れた児童を被験者としたことが影響していると考えらえる。

また、今回の実証においては、現行のデジタル教科書の使用方法について特に指定はなく、紙の教科書ではできない現行のデジタル教科書ならではの機能を効果的に活用した授業を設計し実施することで、デジタル優位になる可能性も推測される。

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

「深い読み」における紙とデジタルの比較調査

○　科研費による研究において、**小学校国語**で「深く読む」設問についての紙とデジタル端末の読解比較を実施。
○　結論：**「深く読む」ことにおいて、小学校段階では、紙とデジタルとの間に読解調査における差はなかった**。
学年が上がるにつれ、デジタルの点数が紙と逆転したり差を広げたりする傾向が全ての学校で見られた。

説明文

N小学校（中規模校）

	正解率（全体）	低学年（102名）	中学年（87名）	高学年（93名）
紙	３９.４％	２８.５％	５５.４％	５９.７％
デジタル	３９.１％	２６.２％	５２.０％	６４.０％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体では紙の方がわずかに高く、低中学年では紙、高学年ではデジタルが高かった。			

X小学校（中規模校）※台湾

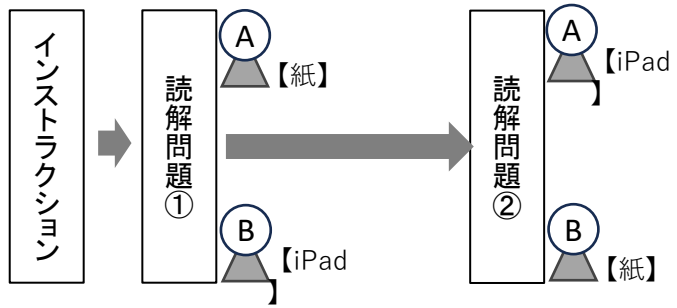
	正解率（全体）	下学年（190名）	上学年（259名）
紙	２５.４％	１５.２％	３２.８％
デジタル	２６.７％	１５.４％	３５.１％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体でも上下学年とも、デジタルが高く、上学年では差が開いた。		

文学

M小学校（中規模校）

	正解率（全体）	下学年（190名）	上学年（259名）
紙	２８.９％	２４.３％	３５.６％
デジタル	２８.５％	２２.８％	３６.７％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体では紙の方がわずかに高く、下学年では紙、上学年ではデジタルが高かった。		

読解調査の実施方式



【出典】「デジタル時代の児童の読解力　紙とデジタル比較読解調査からみえること」（難波博孝、2024）

紙媒体と電子媒体の比較　ー理解度・閲読時間ついてー

＜調査方法の概要＞

対象：若年層（20代）、中年層（30～50代）、高齢層（60～70代）　各10名

方法：7パターンの文章・図を含む原稿を、紙とディスプレーのそれぞれで提示し、**理解度**と**閲読時間**を測定。

※紙での提示とディスプレーでの提示とで、内容・体裁は同様。

※理解度は、提示した原稿の内容に関する設問（4～5問）の正答率によって判断。

＜結果＞

理解度（正答率）	紙	ディスプレー（電子媒体）
若年層	59.0%	71.0%
中年層	54.3%	53.0%
高齢層	55.7%	60.9%

閲読時間	紙	ディスプレー（電子媒体）
若年層	101.5 秒	74.1 秒
中年層	98.5 秒	72.8 秒
高齢層	105.8 秒	115.0 秒

＜まとめ＞

理解度については、若年層では電子媒体の方が11%ほど高いものの、中年層・高齢層では差が見られなかった。

閲読時間については、若年層・中年層では電子媒体で短くなり、高齢層では紙媒体で短い傾向にある。

以上より、若年層・中年層では電子媒体の方が閲読時間が短く、理解度も高いもしくは同程度であることから、電子媒体の方が紙媒体よりも情報伝達効率が高かったと言える。

併せて実施したアンケート調査において、若年層と中年層では「日常的によく使い、慣れている媒体は電子媒体である」と回答した割合が高かったことから、紙媒体と電子媒体のどちらが情報提供に属しているかは、**年齢や媒体自体の性質よりも、利用者と媒体の関係性の方が影響度が高いとの結論**に至った。

（出典）中央大学、トッパン・フォームズ株式会社「中央大学とトッパン・フォームズ、紙媒体と電子媒体の情報伝達効率の差異に関する共同研究を実施ー理解度と閲読時間には媒体への「慣れ」が影響ー」2021年10月29日、https://www.edge.toppan.com/news/pdf/2021/1029.pdf。

情報活用能力と学業成績の関係に関するメタ分析

○　Lei et al (2021)では、1998年～2020年の間に投稿された先行研究50件（対象児童生徒数計70,350人）を基に、**情報活用能力と学業成績の関係等に関するメタ分析**を実施した。

○　分析対象となった**先行研究50件のうち32件（64%）において、情報活用能力と学業成績の間に一定程度の正の相関があり**、かつ、**明確な負の相関を示す先行研究はなかった**ことが確認された。

先行研究における
情報活用能力と学業成績の間の相関係数の分布

	相関係数						
	-1.0~-0.7 強い負の 相関	-0.7~-0.4 中程度の 負の相関	-0.4~-0.2 弱い負の 相関	-0.2~0.2 ほとんど 相関なし	0.2~0.4 弱い正の 相関	0.4~0.7 中程度の 正の相関	0.7~1.0 強い正の 相関
先行研究の件数（%）	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	18件 (36.0%)	19件 (38.0%)	10件 (20.0%)	3件 (6.0%)

明確な負の相関を示す先行研究はない

一定程度の正の相関
50件中32件（64.0%）

※１　本論文では、「情報活用能力（ICT Literacy）」を「デジタル技術、コミュニケーションツール又はネットワークの適切な使用を通じて問題を理解し、解決する能力」「情報にアクセスし、整理し、評価し、及び伝達するために情報機器を使用する能力」と定義している。

※２　平成10（1998）年～令和２（2020）年の間に投稿された論文のうち、Web of Science, PubMed等の論文データベースで関連する用語を入力してヒットした465本について、①情報活用能力と学業成績の関係を分析したものであるか、②評価ツールと研究の方法は明確に報告されているか、③詳細な統計情報（標本数、平均値、標準偏差等）が示されているか等の観点に基づき、45本（分析の単位としては50件、対象児童生徒数計70,350人）に絞り込んでいる。

※３　50件の先行研究が示す相関係数を相関の強さに応じて７つの階級に分け、各階級に該当する先行研究の件数を示した。

【出典】Hao Lei, Ying Xiong, Ming Ming Chiu, Jing Zhang, Zhihui Cai, The relationship between ICT literacy and academic achievement among students: A meta-analysis, Children and Youth Services Review, Volume 127, 2021, 106123, ISSN 0190-7409, https://doi.org/10.1016/j.childyouth.2021.106123. Table2 を基に文部科学省作成。

発達段階に関する教育関係団体・有識者からの主な御意見

○中教審WG中間まとめに関する教育関係団体からの御意見【発達段階関係】

【全日本中学校長会】発達段階における対応が必要である。
・**小学校低学年は、「デジタル教科書に慣れ親しむ」**授業を展開する。
・**小学校中学年は、「デジタル教科書の機能を活用した学習」**を展開する。
・**小学校高学年は、「デジタル教科書を活用した主体的な学習」**を展開する。
・**中学校では、「デジタル教科書を基盤とした個別最適な学び」**の学習を展開する
などの**系統性をもったデジタル教科書使用のガイドラインが不可欠**である。**小・中学校では基礎的な学力定着が重要なため、デジタルに偏ることなく、紙とのバランスを取る必要がある**。

【日本私立小学校連合会】紙かデジタル化の二項対立ではなく、ハイブリットの形に賛成である。4種のイメージの中だと、**高学年期は児童の持ち物を軽減する観点からも「デジタル媒体中心」**、**低学年は「紙媒体中心」**の考えである。

【全国都道府県教育委員会連合会】「対象教科や学校種は、学習指導要領の議論を踏まえつつ、教科特性や児童生徒の発達段階、学校の実態に応じた検討が重要」という中間まとめに同意する。特に個人差が大きいと考えられる**小学校低学年や特別な配慮が必要な児童生徒への影響を考慮しながら、国において検討を進めていただきたい**。

【全国市町村教育委員会連合会】**小中学校段階での活用が適切**であり、児童生徒の「発達段階」や「教科の特質」に応じて、柔軟に活用する必要がある。学年ごとの発達段階に応じた適切な導入が必要であり、**小学校低学年ではICT機器の扱いに慣れておらず、紙媒体の方が学習方法を身に付けるのに適している**。**小学校低学年から１日中デジタル教科書を使うことに不安**がある（健康面。身体的負担）

【全国町村教育長会】**小学校低学年**については、リアルとデジタルのバランスを考えたときに、**よりリアルな学び方を工夫したほうがよい**と考える。**指で紙をめくる、鉛筆で線をひくなど、身体性も重視したい**。

【一般社団法人日本教材備品協会】
・**小学校低学年**：**紙を主体とし、デジタルは補助的に使用**。タブレット活用時には操作の簡便さを重視し、直感的な操作が可能な環境を整備する。
・**小学校高学年**：**段階的にデジタル活用の範囲を拡大**し、デジタル教科書とリアル教材の組み合わせを取り入れる
・**中　学　校**：ICT スキルの向上に伴い、**デジタル活用の範囲を広げる**。
・**特別支援学校**：音声読み上げ、拡大文字機能、色覚調整機能など、**デジタルの特性が大きく貢献**すると考えられる

○有識者からの御意見【発達段階関係】

【ペンシルバニア大学バトラー後藤裕子氏】　※令和６年11月21日デジタル教科書推進WG第3回御発表資料より

○**小学校低学年では 認知処理能力との兼ね合いが重要**

- 絵やイラストなどの視覚情報がテクストの内容と一致しているか
- 音響効果やバックグランド・ミュージックも子どもの注意を惹き過ぎては逆効果
- ホットスポットやゲームも、ストーリー理解にはマイナス影響も ありうる(Piotrowski & Krcmar, 2017)
- ハイパーリンクはアクティブな読みを促進する一方、リンクの数が多かったり、階層化されていないと、読みに時間がかかったり、理解度が低下してしまう可能性も
- 小学生を対象に階層型ハイパーリングを活用し、テクスト全体の 構造を明確化することで、理解度を上げたという例 (Paulucci, 1998)

４．諸外国の動向

諸外国の状況

○ **諸外国**においては、教科書制度自体が、定義や使用義務の有無などの点で状況は様々であるが、我が国のように**教科書として紙の図書のみを認める制度となっている国は、主要国ではほとんど見られない**。

○ **スウェーデン**について、学力の低下等により教科書をデジタルから紙に戻す動きがあるとの指摘があるが、

✓2010年頃からのデジタル教育の推進以降も、**国際学力調査のTIMSSでは過去３回とも成績が向上**し、**PISAでは2015年、18年と向上**し、**直近の22年でのみ低下**している状況。

✓**スウェーデン教育庁は**、PISA2022に関する報告書において、**PISAの成績と学習以外でのICT機器の使用との間に負の相関関係がある一方**で、**学校での学習のためのICT機器の使用との相関関係は明確ではないと分析**。

✓日本と異なり**教科書の定義や検定による質保証の仕組みがない中**で、**広告のようなものが入った教材を使う学校が問題になっていたため、専門的な出版社による印刷出版物を対象として、その購入を補助金を設けて支援**することで、**質の高い教材へのアクセスを保障しようとするものであり、デジタル教材の使用を制限するものではない**というのが専門家の分析。

○ **フィンランド**については、教科書の定義や使用義務はなく、元々、「**デジタル教科書に特化した政策は、特に取り組まれていない**」（「海外教科書制度調査研究報告書」（令和2年３月 公益財団法人教科書研究センター）より）

○ 一方、デジタル教科書を推進している**韓国**や**エストニア**はいずれも国際学力調査でトップクラスの成績。

【韓国】2015年から全学校でデジタル教科書の使用を解禁　（TIMSS 2023）算数・数学**３位**　（PISA 2022）読解力**３位**、数学的ﾘﾃﾗｼｰ**２位**

【エストニア】2018年に全小中学校でデジタル教科書等の無償使用が可能に　（PISA 2022）読解力**４位**、数学的ﾘﾃﾗｼｰ**３位**

※PISA成績はOECD加盟国中のもの。エストニアはTIMSSには不参加

＜スウェーデンにおけるデジタル教育の経緯＞

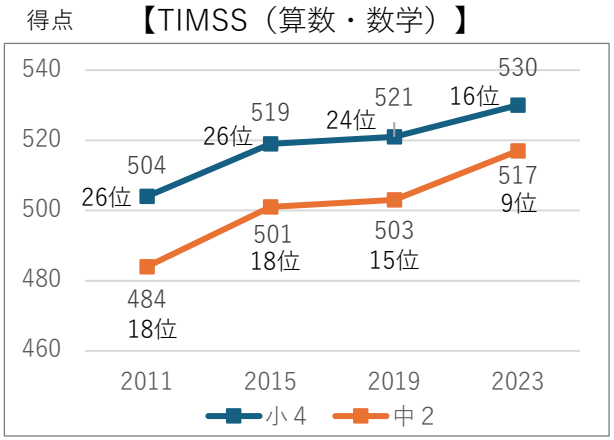
【教科書制度】
教科書は自由発行制、学校採択制、使用義務なし

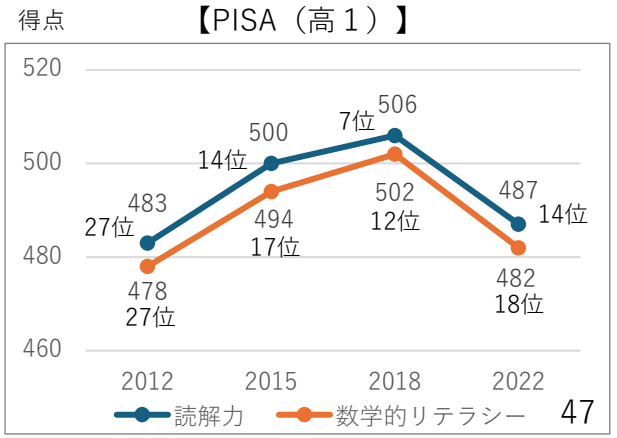
2010～2014　ソレントゥナ市が１人１台端末を整備、教科書等は全てPDF配布、紙媒体を廃止
⇒学力向上：18位(2009)→4位(2014)
⇒他の自治体にも波及

2011　ナショナルカリキュラムにデジタル・コンピテンスを明記

2022　10月の政権交代でデジタル化を見直し

＜スウェーデンの国際学力調査の結果＞





スウェーデンの政策動向

全体的な動向

○　1990年代以降の**自治体間の教育格差拡大による学力の低下**（PISA2006: 10位→PISA2012: 36位, 読解力）や、2010年代の移民受入れによる**社会経済状況（SES）の格差拡大**を背景に、**教育の質・平等を確保するための政策**を推進。

○　2010年代から教育におけるデジタル化を推進。

教科書・教材に関する動向

○　検定等の教科書の**質保証の仕組み**や、**法的な使用義務はない**。

○　また、企業等による**広告入りの冊子等が教科書として使われていた事例**もあった。

○　**教科書**に法律上の定義がなく、一人一冊分提供されていなかったが、2023年の法改正で専門的な出版社による**印刷出版物として法律で定義**。**国費で購入を補助**することで、スウェーデン政府は**教科書・教材への平等なアクセスを保障**することを目指している。

Q.デジタル化の見直しは学力低下と関連しているのか？

⇒　2010年代の教育のデジタル化を推進後も、国際学力調査（PISA・TIMSS）の順位はPISA2022を除いて上昇。

　また、**OECDによる調査**では、上記のような直近の政策動向は、**教育の質や生徒の年齢に応じたデジタル活用のバランスを追求**した改革であると分析。

※OECDによる分析では、スウェーデンのスコアの解釈の際は、移民受け入れによる人種構成の変化を考慮すべきとしている。

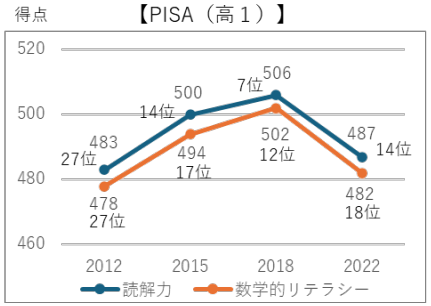
⇒　なお、2024年に**デジタル端末等を使う義務が撤廃されたのはプレスクール（日本の幼稚園に相当）**であり、義務教育・高校段階では撤廃されていない。

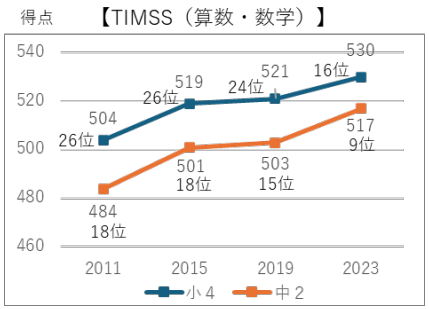
【関連データ・日本との比較】

・検定等の**教科書の質保証の仕組みや、法的な使用義務はない。**
⇔日本では教科書検定で質を担保。法律上、学校における使用義務がある。

・**学校でPCを使用できる生徒**は93.8%であり、**OECD平均以下**（PISA2022）
⇔日本ではGIGAスクール構想により１人１台端末環境を実現

【参考】スウェーデンの国際学力調査の結果





【出典】OECD (2026), *Education in Sweden: A Diagnostic Review with Analysis of PISA 2022 Results*, Reviews of National Policies for Education, OECD Publishing, Paris,ほか

フィンランドにおける学習教材をめぐる状況

フィンランドの教育制度

- 1990年代以降、教育の提供について、国がこと細かに規制することを避け、自治体の裁量に委ねる方針をとる。
- この改革の流れの中で教科書検定制度も廃止され、現在は、教科書の定義や使用義務はなく、**「教科書」を用いるか否かという選択も含め、自治体や学校は、自由に教材を選ぶことができる**状況。

近年の動向

- 教育のデジタル化へのスタンスは**各自治体によって様々**。
  - ✓ **【リーヒマキ市】**教育のデジタル化に先進的に取り組み、基礎学校6～9年生（日本の小学校6年生～中学校3年生に相当）には、1人1台のパソコンを配布するとともに、デジタル教科書・教材を広く用いてきたが、2024年8月以降、一部の教科でデジタル教科書から紙の教科書に切り替え
  - ✓ **【ヘルシンキ市】**2024年10月23日、市議会が、教育の平等性の観点から、デジタル教科書を使用している場合でも、紙の教科書にアクセスする機会を児童生徒に保障しようとするために、「市内の学校において、デジタル教科書の代替として紙の教科書を提供する可能性を検討する決議」を全会一致で採択
  - ✓ **【イカーリネン市】**目標とするデジタル教材の比率（40%）を自治体として定め、それに基づいて教科書採択・使用の方針を立てている
  - ✓ **【タンペレ市】**基礎学校の教科である「環境」や「健康教育」において、地域の実情を踏まえた紙の教材が少ないことやICTリテラシー育成の観点から、近隣自治体と共同でデジタル教材を開発。それをオンライン学習プラットフォームで共有し、活用を試みている

- 2025年に基礎教育法が改正され、**基礎学校**（日本の小中学校に相当）**の授業中に、教師の許可を得た学習以外で、携帯電話、タブレット、スマートウォッチ等の電子機器を使用することが禁止**されることとなったが、この改正は**学習を妨げる携帯電話等の使用を制限する権限を学校・教師に与えるもの**であり、**学習目的や健康上の理由での電子機器の活用は引き続き認められている**。

- **フィンランド政府としては、デジタルと紙のそれぞれの良さを生かす方針。**

アンデルス・アドゥレルクロイツ教育大臣

『（前略）もちろん、世の中には優れたデジタルの教材もたくさんあります。（中略）現状の「アナログ回帰」の動きは、デジタルツールを捨てて紙の印刷物に戻るのではなく、デジタルとアナログ、それぞれの良さを生かして学ぶしくみを整えることが目的です。（後略）』

※デジタル教育先進国・フィンランドで広がる“アナログ回帰” 「小中学校でスマホを原則禁止にし、にぎやかさが戻った」（AERA with Kids Plus）（2025年11月20日配信）

ノルウェーにおける学習教材をめぐる状況

教科書制度

- **「教科書」の定義はなく、教材の定義のみが存在**。
  > 「教材とは、教育のために開発され、教育において定期的に使用され、教科のカリキュラムの重要な部分を網羅する、すべての印刷物、非印刷物、デジタルな要素のことを意味する（教育法§15-3）」
- **教科書・教材の検定・認定制度はない**。
  > 教育の実施方法について自治体・学校・教師の裁量をより増やすべきだということ、学校で複数の資料を用いて学習をすべきだということ、また教材の出版社・執筆者が自ら質のコントロールを行うべきだということを理由に、検定制度は2000年に廃止。

デジタル教材の使用の状況

- ノルウェー政府は、**2020年のカリキュラム改定の時期にデジタル教材の開発・購入を推進**。
  - 2018～2019年度：デジタル教材開発プロジェクトへの補助金を拠出
  - 2020年度から数年間に渡り、自治体によるデジタル教材購入への補助金を提供
- その結果、**デジタル教材の購入は増加**し、 複数の教科においてデジタル教材を主要な教材として使用し、それを補完する形で紙の教科書を利用している学校も多く見られる。
  一方、学校向けに開発されたものではない**広告収入型のデジタルリソースが使用されている事例も数多く指摘**されている。
- 近年は、**「全ての生徒に対するデジタル教材及びデジタルサービスの公平な提供」**の目標の下、**市場として成立しにくい分野**（専門性の高い小規模分野や特別な支援を要する生徒のための教材等）**の教材の開発・制作への予算補助を実施中**。

政府のスタンス

- ノルウェー政府としては、**学校におけるデジタルとアナログの適切なバランスの確保**を重視するスタンス。
  > 小学校第１～４学年のデジタル機器使用に関しては特に慎重に行われるべきこと等を内容とするカリキュラム改訂を実施（2026年６月）
  - 教育現場における**デジタル活用に関してより高度で体系的な研究**を行い、その研究成果の普及を強化していく方針。

    ※先行研究では、デジタル機器や教材の利用が児童生徒の学習に対して全体的に中程度の正の効果をもたらし、その効果は年齢が高くなればなるほど大きくなる傾向が指摘されているものの、各学年や個別教科、特に初期の学習段階における影響などについては、まだ十分な知見が不足しているとの認識。
  - また、**子どものスクリーンタイム**については、2023 年に調査委員会を設置。同委員会による報告書(2024年）では、**バランスのとれた利用が提唱され、年齢段階ごとの推奨事項**も発表されている。

シンガポールの政策動向

教科書制度

（出典）特段注記のないものは池田充裕（2023）「各国の概要：シンガポール共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』を基に作成

教科書の定義	• 法律による定義はない。 • 毎年教育省が翌年度の使用を認可した教科書・教材のリスト（Approved Textbook List: ATL）を公示。
国定・検定・認定制度	• 国定、検定の制度あり。
発行主体	• 多くの教科：民間出版社。 • 「民族語」「社会」「歴史」「体育」「人格・シチズンシップ教育」：教育省が執筆し民間出版社が発行。 • 2024 年度版 ATL で認可された出版社は 7 社。
採択・選定制度	• 学校長・教科主任等がATLをもとに選定。 ※学校長が各校で行う教育に関して大きな裁量を持っているため、デジタル教科書の使用状況は学校により異なる。
使用義務	• 法的な使用義務はないが、授業での使用・参照頻度は高い。
有償・無償/給与・貸与の別	• 有償。給与・貸与はない。
教育省認可の教科書・教材リスト（ATL）におけるデジタル教科書の状況 ※シンガポール教育省からの回答内容を基に作成	• 教育省は、2023年より上級中等教育レベルの社会科、歴史、地理、理科において、インタラクティブ・デジタル教科書（IDT）※１の試験運用を実施中。 • 他の教科が今後数年かけて IDT の開発を検討している間の暫定措置として、2024年から生徒に提供されている、教育省認可のデジタル教科書※２も存在。 ※１　インタラクティブ・デジタル教科書（IDT）：マルチモード型で、動画やクイズなどの豊富なインタラクティブ学習機能を備える。 ※２　教育省認可のデジタル教科書：デジタルメディアによる拡張機能を含まない紙の教科書をデジタル化したもの。

教育のデジタル化に関する動向

（出典）ストレーツ・タイムズ紙（2023年10月1日午前発行、2024年11月13日更新）及びシンガポール教育省への聞き取りを基に作成

- 中学校段階については、当初2028年までに一人一台端末（PLD）を配布する予定だったが、コロナ禍の影響もあり、前倒しして**2021年に全ての中学生へのPLDの配布が完了**。
- 小学校段階については、2021年～2022年に５つの小学校で試行を行い、調査・検証の結果、「悪影響の方が大きい」「発達段階に見合わない」ということで、**当面小学生にはPLDは配布しないことを2023年に決定**。
- 教育省のスタンスとしては、**テクノロジーは目的に適合し、教育的に妥当で、年齢に応じた形で使用され、学習成果を高めるものであるべき**だというもの。
- **中学校段階**では**PLDの導入を契機にデジタル学習への大きな移行**が進み、教育省のオンライン学習ポータル「シンガポール学生学習スペース（SLS）」で実施される授業が増加。**小学校ではデジタル学習を段階的に導入**（※）。

※例えばパークビュー小学校では、小学1年生では、端末やSLSへのログイン方法、在宅学習用Zoomビデオ会議ソフトの操作といった基礎を学び、小学6年生になる頃には、PowerPointやGoogleでのスライド作成、自身のGoogleサイト設定方法を習得している。

５．GIGAスクール構想関係

学校における主なＩＣＴ環境の整備状況（学校種別）

R7年3月1日現在

	全学校種	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校数	32,048	18,271	8,945	232	3,439	35	1,126
児童生徒数	10,895,258	5,825,949	2,867,856	75,951	1,951,282	23,853	150,367
普通教室数	488,127	277,211	114,880	4,287	60,401	730	30,618
学習者用コンピュータ台数	11,847,256	6,172,728	3,096,888	82,345	2,293,304	27,066	174,925
校務用コンピュータ台数	1,155,782	523,376	290,702	10,294	226,761	2,267	102,382
指導者用コンピュータ台数	1,200,217	555,935	306,833	10,779	232,543	2,932	91,195
児童生徒1人当たりの学習用コンピューター台数	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.2台/人	1.1台/人	1.2台/人
無線LANまたは移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.3%	99.4%	99.3%	99.8%	99.6%	100.0%	98.1%
普通教室の無線LANの整備率	97.1%	96.7%	96.9%	99.4%	99.4%	100.0%	97.5%
普通教室の大型提示装置整備率	91.0%	93.3%	91.5%	92.0%	93.1%	97.4%	64.2%
教員の校務用コンピュータ整備率	131.2%	130.1%	128.4%	131.0%	142.1%	123.5%	123.8%
教員の指導者用コンピュータ整備率	136.3%	138.2%	135.5%	137.1%	145.8%	159.8%	110.3%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	94.7%	94.2%	86.2%	99.3%	94.3%	89.3%

（出典）学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値（令和7年10月）より一部加工抜粋

必要なネットワーク速度の確保状況

学校のネットワークの状況について
（令和８年３月）の調査結果より抜粋

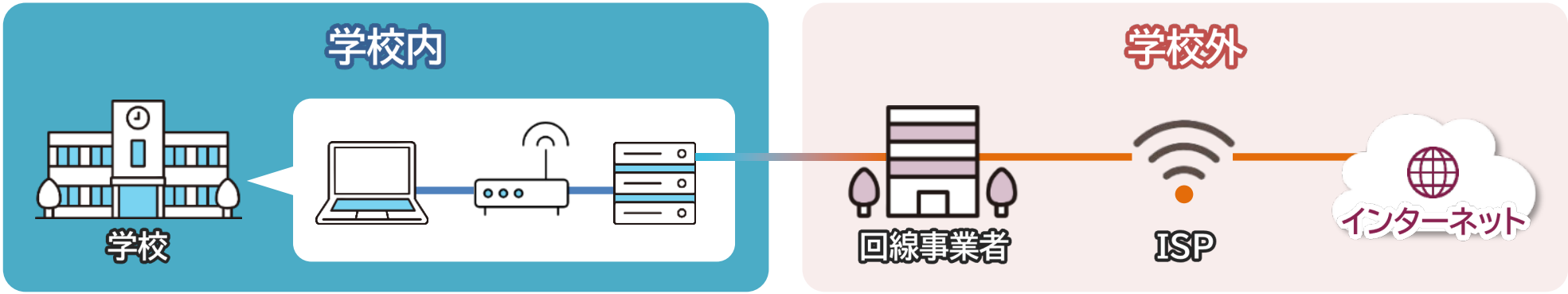
- 「必要なネットワーク速度」を確保済み※の学校は、令和５年度実施の**前回調査に比べて約40ポイント上昇の63.9%となり、大幅に増加**した。

【前回調査：「学校のネットワークの現状について」（調査期間：令和５年11月～12月）では、固定回線においてネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準である「当面の推奨帯域」を満たす学校は**21.6%**（6,503/30,089校）。】

児童生徒数	「必要なネットワーク速度」の確保状況		【内数】固定回線		【内数】モバイル回線	
	回答学校数（割合）	「必要なネットワーク速度」を満たす学校数（割合）	回答学校数（割合）	「当面の推奨帯域」を満たす学校数（割合）	回答学校数（割合）	「必要なネットワーク速度」を満たす学校数（割合）
～６０人	4,170校(13.1%)	3,727校(89.4%)	3,864校(12.7%)	3,447校(89.2%)	306校(21.1%)	280校(91.5%)
６１人～１２０人	3,630校(11.4%)	2,698校(74.3%)	3,475校(11.4%)	2,553校(73.5%)	155校(10.7%)	145校(93.5%)
１２１人～１８０人	2,963校 (9.3%)	1,906校(64.3%)	2,841校(9.4%)	1,807校(63.6%)	122校(8.4%)	99校(81.1%)
１８１人～２４５人	2,886校 (9.1%)	1,692校(58.6%)	2,777校(9.1%)	1,594校(57.4%)	109校(7.5%)	98校(89.9%)
２４６人～３１５人	3,097校 (9.7%)	1,786校(57.7%)	2,945校(9.7%)	1,666校(56.6%)	152校(10.5%)	120校(78.9%)
３１６人～３８５人	3,034校 (9.5%)	1,786校(58.9%)	2,907校(9.6%)	1,674校(57.6%)	127校(8.7%)	112校(88.2%)
３８６人～４５５人	2,711校 (8.5%)	1,550校(57.2%)	2,581校(8.5%)	1,446校(56.0%)	130校(9.0%)	104校(80.0%)
４５６人～５６０人	3,235校(10.2%)	1,824校(56.4%)	3,106校(10.2%)	1,717校(55.3%)	129校(8.9%)	107校(82.9%)
５６１人～７００人	2,922校 (9.2%)	1,655校(56.6%)	2,797校(9.2%)	1,554校(55.6%)	125校(8.6%)	101校(80.8%)
７０１人～８４０人	1,750校 (5.5%)	977校(55.8%)	1,685校(5.5%)	920校(54.6%)	65校(4.5%)	57校(87.7%)
８４１人～	1,420校 (4.5%)	717校(50.5%)	1,388校(4.6%)	689校(49.6%)	32校(2.2%)	28校(87.5%)
	31,818校	**20,318校 (63.9%)**	30,366校	**19,067校 (62.8%)**	1,452校	**1,251校 (86.2%)**

※：「必要なネットワーク速度」を確保できているかの判断は、以下のとおり。
・固定回線：「当面の推奨帯域」を満たすこと。　・モバイル回線：１回線当たりの実効帯域が２Mbps以上であること。
このうち「当面の推奨帯域」とは、同時に全ての授業において、多数の児童生徒が高頻度で端末を活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準であり、端末活用の日常化に向けて、まずは全ての学校が目指すべき水準(ただし、この水準を下回る場合でも授業で全く活用できないというものではない)。

学校のネットワークの課題の全体像



課題1 不具合の原因特定が不十分

学校のネットワークが繋がりにくい原因は、**学校内が原因の場合**と、**学校外が原因の場合**に大別されるが、**具体的には様々であり、その特定が改善の前提**

課題2 校内ネットワークに課題がある

機器の設定・設置場所に課題がある、**機器が最新でない、相性の悪い機器**が組み合わされている 等

課題3 通信契約の内容が十分なものなっていない

インターネットに接続するまでの**回線契約が不十分**な場合が多い

※９割超の自治体において、学校のインターネット通信費は、家庭のインターネットと同程度しか措置されていないと推測される。

課題4 自治体において専門性のある職員の確保が難しく、交渉力が不足

ネットワークアセスメントの発注や、通信契約の変更等について事業者と適切に交渉していくためには、**ネットワークについての一定の知識が必要。**教育委員会においては、ネットワーク整備に深い知見を有する職員の確保が難しい場合もある。

学校のネットワークの課題と改善に向けた対応

対応①ネットワークアセスメントによる不具合の特定

- R6補正予算及びR7当初予算では、**ネットワークアセスメント実施に対する引き続きの支援**に加え、**アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る費用**に係る補助事業を計上
- R7補正予算及びR8当初予算案では、**アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る費用**に係る補助事業を計上

対応②校内ネットワークの改善

- 校内ネットワーク環境を整備するための**工事に要する費用を国庫補助**
  - ✓ 国庫補助割合：原則1/3、国庫補助対象：1校400万円以上
- 上述のとおり、**アセスメント結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る補助事業を計上**

対応③通信契約の見直し

- **文部科学大臣、総務大臣、デジタル大臣の3大臣連名で、電気通信事業関連4団体に対し**、学校規模等に対応した広帯域の通信サービスが適切に選択可能となるよう**協力を要請**（R6年8月）

要請で例示した広帯域通信サービス

- **10Gbps**などの従前よりも広帯域のベストエフォート型サービス
- **回線を共有する利用者数が少ない**ベストエフォート型サービス
- **別系統の設備により提供**されるベストエフォート型サービスの**複数利用**
- **ギャランティ型**のサービス

- 地域で提供される通信サービスの比較可能できるよう、デジタル庁と連携し、**「当面の推奨帯域」を満たすための通信サービスのカタログ化**（「教育DXサービスマップ」に通信分野を追加）（R7年2月）
- 登録されたサービスをプレゼンする場として、**「学校ネットワーク自治体ピッチ」を開催**（R7年2月）
- **通信費**については、**学校のICT環境整備に係る地方財政措置**が講じられている（学校のICT環境整備3か年計画（2025-2027年度））

※「当面の推奨帯域」を満たすなど必要なネットワークを確保している学校100%とした計画を新たに策定

対応④自治体担当者の専門性向上

- 教育委員会の担当者向けに**「学校のネットワーク改善ガイドブック」**を提示し、通信契約の見直しの観点など、ネットワークの改善に必要な事項を分かりやすく解説（R6年4月公開）
- 各自治体のアセスメントにより判明した課題と解決策を概括的にまとめた内容を追加（R7年6月改訂）

学校のネットワーク改善に係る取組の例

- ネットワークの改善には一定の知識が必要なことから、学校のネットワークの改善に関する概括的な解説を行うものとして、「学校のネットワーク改善ガイドブック」を公開（令和7年6月改訂）。
- 令和7年2月に電気通信事業者が学校向けの通信サービスを登録・公開する場として「教育DXサービスマップ」に通信分野を追加するとともに、登録されたサービスを説明する場として「学校ネットワーク自治体ピッチ」を開催。

学校のネットワーク改善ガイドブック

学校のネットワークの仕組みや課題、その解決策等について、**概括的に解説**



教育DXサービスマップ

提供されている通信サービスを**地域ごとに一覧化して表示可能**

記載項目が標準化されており（サービス種別、速度、価格、導入事例等）、**各社のサービスを比較可能**



学校ネットワーク自治体ピッチ

文部科学省等からの説明に加え、教育DXサービスマップに登録した内容について**各社が教育委員会向けに説明**



紹介されたサービスの一例（概要）

- 1Gbpsのギャランティ型について、月額約3万円～10万円のサービスが数社から提案された。
  ※従来、1Gbpsのギャランティ型は、定価ベースで月額50～150万円であった。
- 10Gbpsのベストエフォート型について、全国規模や複数県域・様々な地域で利用できるサービスが活発に提案された。
  ※従来、10Gbpsベストエフォート型は、安価であるものの提供地域がわかりにくく、比較検討が困難であった。
- 提案されたISP一体型のサービスは、多数の同時接続に強い構成となるよう固定IPアドレスが付帯されていた。

GIGAスクール構想の推進
～１人１台端末の着実な更新～

令和8年度予算額　3億円
（前年度予算額　3億円）
令和7年度補正予算額　685億円

文部科学省

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び２年度補正予算において「１人１台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第２期においては、第１期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**５年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備**も一体的に推進。
- 引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応**し、**着実な端末更新を進めることが必要**。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備　　**令和７年度補正予算額　676億円**

- 都道府県に設置した**基金（５年間）**により、**５年間同等の条件で支援を継続**。
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

＜１人１台端末・補助単価等＞

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： ３分の２

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

＜入出力支援装置＞

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備を支援。

- 補助率： 10分の10

（基金のイメージ）

文部科学省
↓ 基金造成経費を交付
都道府県（基金）
↓ 補助金交付
市町村

※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備　予算額（案）　3億円(私立)
令和７年度補正予算額　9億円(国立・日本人学校等)

- **更新に必要な経費**を**補助事業**により支援。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も推進。

＜１人１台端末・補助単価等＞

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： 国立　10分の10
  私立　３分の２
  日本人学校等　３分の２

※入出力支援装置についても補助対象。
※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度予算額　3億円
（前年度予算額　5億円 ）
令和7年度補正予算額　33億円

文部科学省

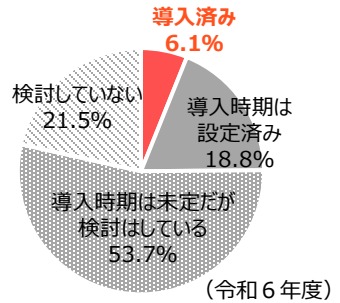
現状・課題

○DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から４年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっており、抜本的な拡充が必要。

○また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

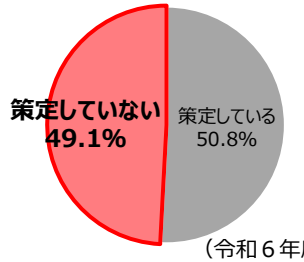
○加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第２期を強力に推進するための基盤整備が急務。

次世代型校務支援システムの導入状況



（令和６年度）

教育情報セキュリティポリシーの策定状況



（令和６年度）

事業内容

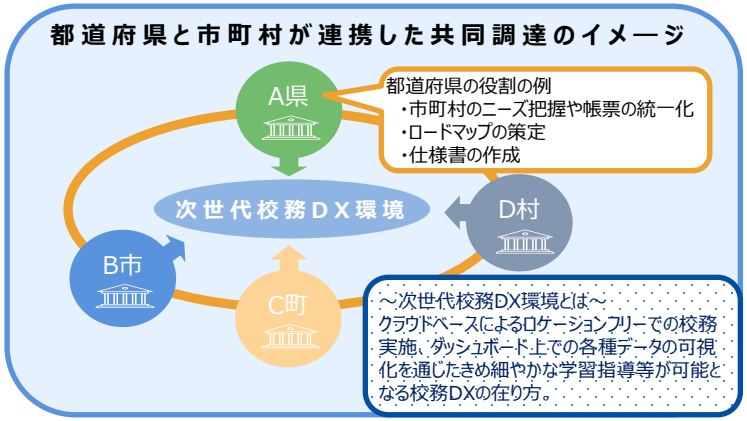
（１）次世代校務DX環境の全国的な整備

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



（２）学校の通信ネットワーク速度の改善

学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント・・・学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

（３）学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村
補助割合等：３分の１
予算単価（事業費ベース）：
(1)：6,800千円/校、 (2)：2,400千円/校
(3)：200千円/校※
※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想第２期の基盤整備を強力に推進

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、**「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」**を策定
- 必要な事業費は**単年度で1,464億円**とし、所要の**地方財政措置**



学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債の対象

計画において措置されているICT環境の水準



■ **学校のネットワーク**
- 「当面の推奨帯域」を満たすなど必要なネットワークを確保している学校 ：**100%**
- 無線LAN ：**100%整備**

■ **高校生の学習者用端末** ：**生徒数の3分の１程度**
※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等

■ **教師の端末等**
- 指導者用端末★及び校務用端末 ：**1人1台整備**
- 業務用ディスプレイ ：**1人1台整備**
- 次世代型校務支援システム 又は統合型校務支援システム ：**100%整備** ※次世代型校務支援システムへ順次移行



■ **学校のニーズに応じたICT支援体制** ：**ICT支援員4校に1人配置**
：**ヘルプデスクの設置**
※複数の自治体が共同設置することも考えられる

■ **教室のICT機器**
- 電子黒板等の大型提示装置★／実物投影機 ：**各普通教室1台**
特別教室用として各学校に６台
※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備

上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリ)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備
※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例：教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

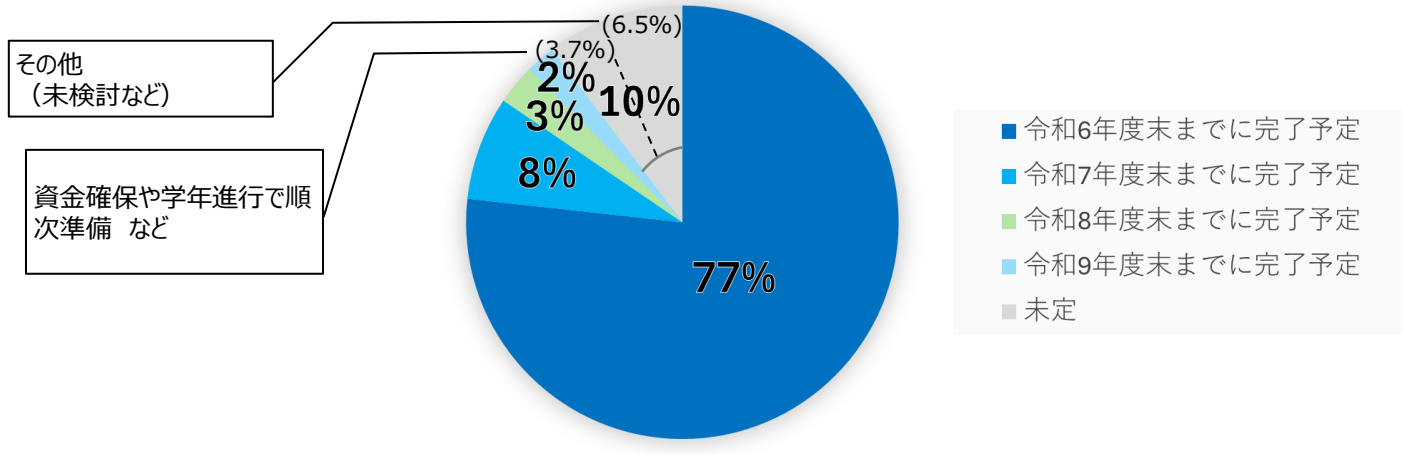
※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI
- ●必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- ●次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- ●教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

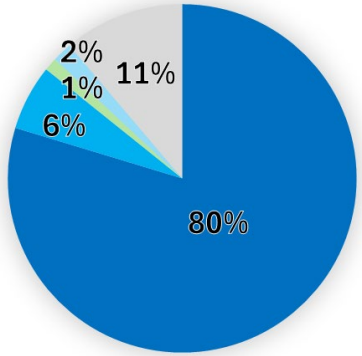
私立学校における児童生徒１人１台端末の整備状況について

○私立学校における児童生徒１人１台端末は、保護者等購入を含め、令和６年度末までに、**約８割の学校**において整備が完了。引き続き、**約１割の学校**が完了に向け整備を進めている。残る**約１割の学校**は整備完了時期が未定となっている。
○なお、児童生徒１人１台端末の達成手段としては、概ね以下のとおり。
　義務教育段階においては、学校購入：28%、保護者等購入：62% 、両方の併用：10%
　高等学校段階においては、学校購入：16%、保護者等購入：78% 、両方の併用：　7%

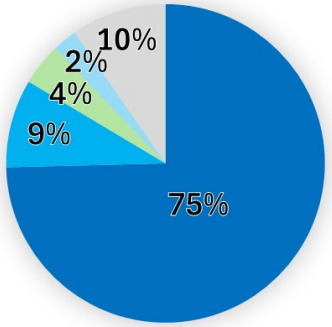
１－１．私立学校全体の児童生徒１人１台端末の整備状況（回答校数1,960校）



２－１．小･中･義務･中等（前期）･特支（回答校数822校）



２－２．高等学校（全日･定時）･中等（後期）（回答校数1,138校）

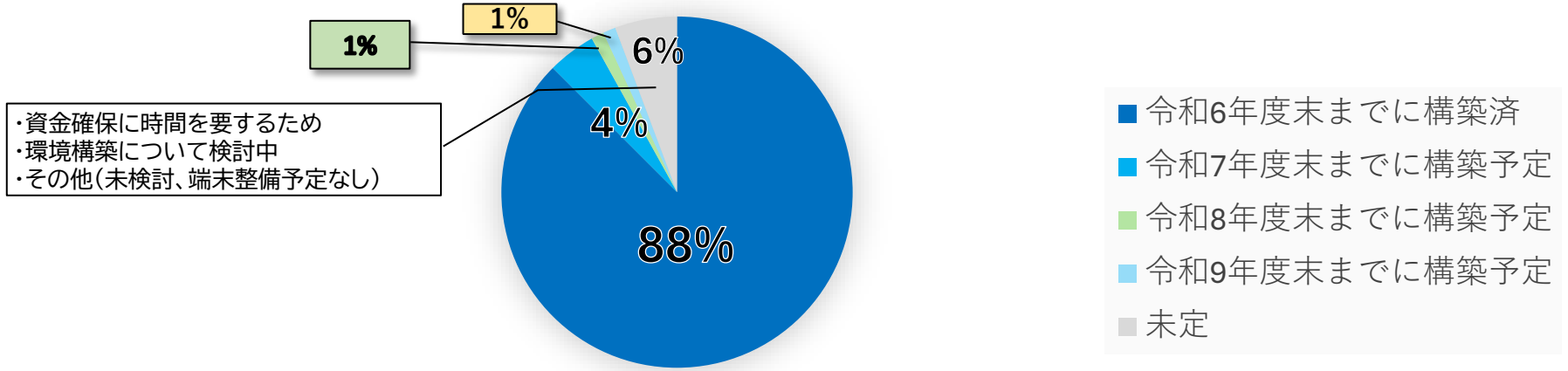


「私立高等学校等におけるICT環境の整備状況調査」を基に文部科学省において作成（令和7年６月）
端数未満四捨五入により合計は一致しない場合がある

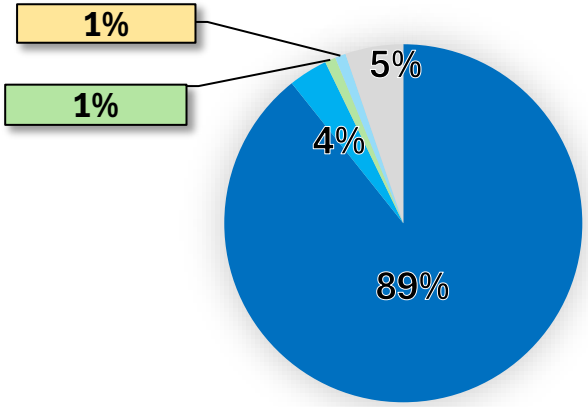
私立学校における児童生徒１人１台端末の実現に向けた校内通信ネットワーク環境の整備状況について

○ 私立学校における児童生徒１人１台端末への対応に必要な校内通信ネットワーク環境については、令和６年度末までに、**約９割の学校**において整備が完了。
○ 残る**一部の学校**は整備完了時期が未定となっている。

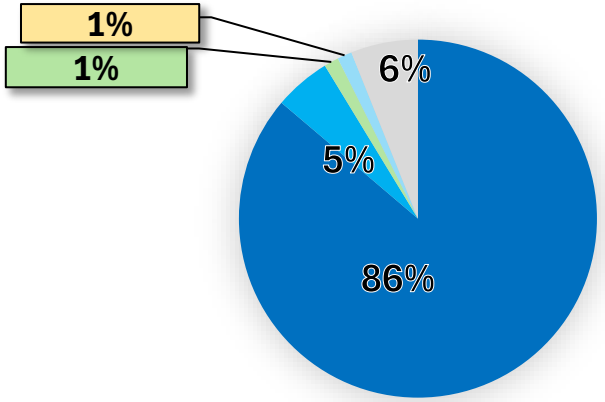
１－１．私立学校における児童生徒１人１台端末への対応に必要な校内通信ネットワーク環境の整備状況（回答校数2,146校）



２－１．小･中･義務･中等（前期）･特支（回答校数935校）



２－２．高等学校（全日･定時）･中等（後期）（回答校数1,211校）



「私立高等学校等におけるICT環境の整備状況調査」を基に文部科学省において作成（令和７年６月）
端数未満四捨五入により合計は一致しない場合がある

令　和　８　年　８　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第５回）
参　　考　　資　　料　　6

情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン

（令和８年７月３０日時点）

情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン

令和７年９月25日作成
令和８年７月３０日時点
文　部　科　学　省

■ 我が国を担う全ての子供たちの情報活用能力を抜本的に向上するためには、その「要」となる小学校総合の「**情報の領域**」、中学校「**情報・技術科**」を**全国の学校で確実に実施**するとともに、**高校情報科の内容の高度化**に対応していくことが不可欠である

■ 一方で、これらは**教師に新たな専門性が求められる学習内容**であるにもかかわらず、現状、地域によっては**担当教員の不足をはじめとする指導体制上の課題**があるほか、情報・技術WGでの検討を通じて、**更なる条件整備を直ちに進める必要性**が明らかとなった

■ このため、**国は、学校現場に対応を委ねるのではなく、必要な教材開発、研修等の条件整備を責任を持って進める**。本プランを道標として、次期学習指導要領の全面実施まで、国が先頭に立って教育委員会、学校、関係機関等と緊密に連携し、**具体的なスケジュールを前もって明確にして各教育委員会、学校等が着実に実行できるようキャパシティの確保をしながら施策を確実に推進**する。また、学校現場の状況や進捗を踏まえて**必要な施策を順次追加し、本プランを継続的に改定**することにより、**全国どの学校でも、教師が安心して指導できる体制の実現**を目指す

（上記の課題等を踏まえた主な取組）※その他の取組及び取組の詳細は次ページ以降参照

Ⅰ すべての担当教員の指導力向上に資する研修等の充実

■ 指導力向上のための研修コンテンツの作成と研修の充実

- ✓ **小：令和９年度末、中：10年度末まで**に、新課程の授業実践のための**研修コンテンツを作成・提供**
- ✓ 令和９年度末までに、国・教育委員会が連携し、教育委員会による**すべての小学校担当教員への研修を促進・充実**
- ✓ 令和10年度末までに、教育委員会と連携し、**国がすべての中学校担当教員を対象に研修を実施**

■ 次期学習指導要領に即したICT環境整備

- ✓ **新内容を指導するための環境整備**として、いわゆるPC教室の在り方等について、**学校のICT環境整備３か年計画**（令和７～９年度）**期間中に整理**
- ✓ **３Dプリンター等の教材の整備状況把握**、可視化を踏まえた多様な整備の工夫、**整備促進策**を検討



Ⅱ 効果的・効率的な指導体制の確立

■ 学習者用教材開発・実践事例創出

- ✓ **令和８年度から**、教師が授業でそのまま活用可能な授業動画を含めた**学習者用教材を開発**（実践・検証を踏まえ、随時アップデートする）

■ 複数校指導・遠隔授業に係る実証・伴走支援

- ✓ 情報・技術科の**特定期間での集中実施**と**複数校指導・遠隔授業を組み合わせた実証**、成果の横展開や教育委員会への伴走支援を検討

■ 高校情報科の充実に向けた支援

- ✓ **柔軟な教育課程編成**に資する**工夫や事例の周知・啓発、伴走支援**等を検討

■ AIの利活用に関するガイドラインの改定

- ✓ 「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」について、**令和8年度中に改定**



Ⅲ 中学校技術分野・高校情報 担当教員の免許状所有状況の改善

■ 免許法認定講習の大規模な実施

- ✓ **教員の負担なく**免許を取得できる機会を確保するため、**令和８年度から**国による**全国どこでも受講可能なオンラインでの免許法認定講習を実施**
- ※ **R8年度受講者：656名が受講予定**

■ 中学校情報・技術科の創設に対応した教員免許制度等の在り方の検討

- ✓ 中学校「情報・技術科」について、高校「情報科」創設時の取組も参考に、**教員の計画的な養成・確保に資する免許制度の在り方等**について検討



指導体制改善プラン ～To-Be～

目指す姿

- 次期学習指導要領の**全面実施(※)までに**、教員の負担を減らしつつ、質の高い授業を展開するための**総合的な支援が充実**している　(※)小学校：R12年度～、中学校：R13年度～全面実施、高校：R14年度～入学生から順次進行で実施（今後変更の可能性がありうる。各施策は移行期間中も含めて取り組む）
- **令和10年度までに**、中学校技術分野・高校情報科担当教員における**臨時免許状所有者・免許外教科担任がゼロ**となっている

Ⅰ すべての担当教員の指導力向上に資する研修等の充実



文部科学省作成
研修動画シリーズ

- **令和８年度から**体系的・系統的な**研修動画等の整備・普及**を進めるとともに、**全面実施までに研修コンテンツの更なる充実**を通じて**教員の指導力を向上**
- **PC教室の在り方の整理や３Dプリンター等の教材整備の促進**が進み、**全国の学校で新課程を支える環境が着実に整備**



Ⅱ 効果的・効率的な指導体制の確立

- 情報活用能力の育成について、**開発された学習者用教材**等に基づいた**効果的・効率的な指導が可能に**
- 専門性を有する**外部人材の活用や複数校指導・遠隔授業等の手法が普及**し適切な人材配置が可能に
- 高校情報科における教育課程編成の事例の収集・周知啓発により**各学校が柔軟な教育課程を編成・実施**



開発教材のイメージ

Ⅲ 中学校技術分野・高校情報担当教員の免許状所有状況の改善

- **免許法認定講習等を受けやすくなる**ことで**免許取得者が増加**するとともに、**免許取得が可能な養成課程の設置推進**により**取得希望者の選択肢が増加**
- 民間企業等の質の高い外部人材が、**特別免許状を取得の上**、教育現場に
- **令和10年度**には、すべての自治体で**臨時免許・免許外教科担任がゼロに**
- さらに、**免許制度の在り方の改善等により、中学校情報・技術科及び高校情報科の免許を有し授業を担う人材の裾野が拡大**

全自治体における令和10年度目標

臨時免許状所有者・免許外教科担任数：**0**

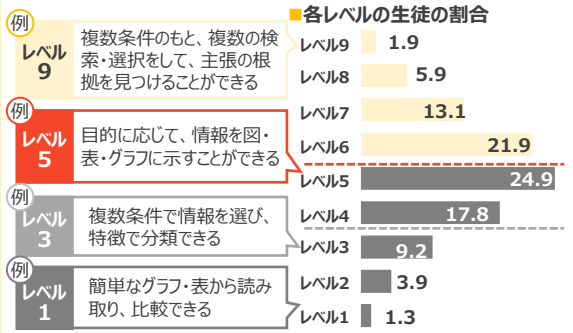
※中学校技術分野担当教員

	R7	R8	R9	R10
臨時免許状所有者 免許外教科担任	2,406	1,604	802	**0**

Ⅰ　すべての担当教員の指導力向上に資する研修等の充実

❶ 現状・課題　※中学校の現状を例示

政府のKPI　中学校の**レベル5以下の割合**をR8年までに**20%以下**に　⇔　**現状 57.1%**

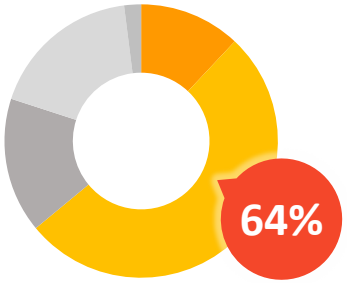


生徒の情報活用能力は**いまだ十分な水準ではない**
（令和3年度情報活用能力調査）

情報活用能力の向上を支える
教員の指導力の向上が不可欠



■プログラミング教育に関する指導について「課題がある」「やや課題がある」と回答した都道府県教育委員会の割合



指摘された課題例

- 生徒が問題を見出して、課題を設定しプログラミングで解決する学習が十分に行われていない
- 文書作成や表計算などのソフトウェア操作の指導が中心になっている　等

課題が生じる理由に関する回答例

- **研修の機会が十分ではない**
- **教材が十分にそろっていない**

等



中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制及びプログラミング教育の現状及び課題に関する実態調査（令和5年2月）の結果を基に作成（非公表）

❷ 改革のための主な施策

■体系性・系統性を意識した各教科内容に対応する研修動画の作成　小学校　中学校　高校

- 学習指導要領の改訂を待つことなく、すべての担当教員の指導力の向上が図られるよう、**体系性・系統性が意識**された中学校技術科・高校情報科における**指導方法に関する授業実践動画**を網羅的に作成中　**【R8一部（中学）実施】**
- すべての担当教員が充実した指導が行えるよう、小学校・中学校技術科・高校情報科における**指導のポイント等を解説する研修動画**や、文部科学省作成の**各種研修動画に関する研修コンテンツ**を作成中　**【R8一部（中学）実施】**

追加

- 中学校情報・技術科の**「技術の統合（仮称）」**については特定の技術にとらわれず目的に応じて技術を学び組み合わせる授業を展開することから、すべての教員が不安を感じることなく**趣旨を理解し、確実に実施できるような指導計画や授業の具体的なイメージとともに実践ができるような研修用動画等の作成**を検討中
- 次期学習指導要領に対応した**研修動画集の作成**を検討中



■最新の情報技術に関する課題等へ対応できる研修動画等の作成　小学校　中学校　高校

追加

- **新たな技術の出現やそれに伴う新たな課題**（例：SNS上における誹謗中傷や犯罪など）などが生じた際にすべての学校で活用できる、**最新の情報技術に関するトピックを扱う**教員向け研修教材の作成やオンライン**研修**の実施、児童生徒向け**教材**を作成中　**【R8実施】**



Ⅰ　すべての担当教員の指導力向上に資する研修等の充実

❷ 改革のための主な施策

■教員や指導主事の指導力向上支援コンテンツの作成 ★

小学校　中学校　高校

- 指導主事などの、地域における**中核を担う人材を育成**し、継続的にすべての教員の指導力向上に向けた研修が行える環境を整備するため、**文部科学省が主催する対面を含む研修の充実**、研修のオンデマンド動画の配信、教員や指導主事が**地域における教員研修等で活用できるコンテンツを作成中**　**【R８一部（中学）実施】**

◆R8年度中学校技術科　夏季学習会：
現地参加約400名、オンライン参加約1,000名、総計約1,400名が参加予定
※7月29日時点

追加

- 教員や指導主事がいつでも情報活用能力に関する教材や研修情報にアクセスし、一元的に閲覧・活用できるよう、各種研修動画等も掲載された**情報活用能力の抜本的な向上に関する総合的なサイトの構築を検討中**



■次期学習指導要領に即した環境整備

小学校　中学校　高校

追加

- **３Ｄプリンター等の教材の各自治体での整備状況把握、**可視化を踏まえた多様な整備の工夫、**整備促進策を検討中**

追加

- 新内容を指導するための環境整備として、**いわゆるＰＣ教室の在り方等について**、学校のICT環境整備３か年計画（令和７～９年度）期間中に**整理**

追加

- PC教室の環境の維持に向けた周知・啓発を行うとともに、活用可能な**財政措置等についても整理、検討中**



■教員同士の連携強化による研鑽

中学校　高校

- 中学技術の教員、高校情報の**教員同士の“横のつながり”を醸成**し、教員同士による指導力向上等の研鑽機会を設けるとともに、**密な情報共有を可能とするためのプラットフォームの構築に取組み**、すべての担当教員が主体的に自らの指導力向上に励むことができる**環境の整備を推進中**
【R8一部（中学）実施】



改革のための主な施策のうち、★ が付された研修等に係る取組は、以下のことが図られるように実施する

① 作成中の情報の領域に係る教材を指導できるよう、**すべての小学校担当教員の指導力向上に資する研修の支援**
- **令和9年度末までに**、情報の領域の趣旨、教材を活用した授業づくり、指導上の留意点などを学ぶための研修動画コンテンツを作成・提供するとともに、**国において都道府県教育委員会等と連携し、説明会や研修を実施し、地域における指導者の育成や各教育委員会における研修の促進・充実を図り、情報の領域を担当する全ての小学校教員への研修の実施を図る**
- 全面実施までに、授業実践や指導計画作成の優良事例を周知するとともに、それらを踏まえた研修動画コンテンツを作成・提供する

② 作成中の情報・技術科に係る教材を指導できるよう、**すべての中学校担当教員の指導力向上に資する研修の支援**
- **令和10年度末までに**、情報・技術科の趣旨、教材を活用した授業づくり、指導上の留意点などを学ぶための研修動画コンテンツを作成・提供する
加えて、**国において都道府県教育委員会等と連携し、説明会や研修を全ての情報・技術科担当教員を対象として実施するとともに、地域における指導者の育成や各教育委員会における研修の促進・充実を図る**
- 全面実施までに、授業実践や指導計画作成の優良事例を周知するとともに、教科担当としての専門性の向上につながる研修動画コンテンツを作成・提供する

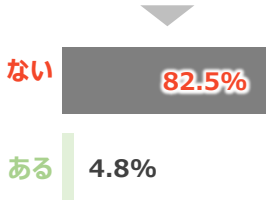
③ **高校情報科について、**授業で使えるような動画教材の網羅的な作成や**情報科担当教員の指導力向上に資する研修を支援**

Ⅱ 効果的・効率的な指導体制の確立

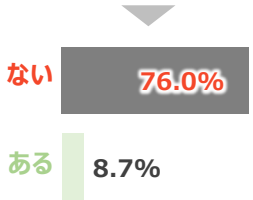
❶ 現状・課題

■中学校技術・家庭科に関する全国アンケート調査

問 遠隔教育特例制度により、遠隔地からオンラインで情報の技術の指導をしてもらったことがあるか



問 兼務発令により複数校指導を担当したことはあるか



第63回全日本中学校技術・家庭科研究大会山形大会
全日本中学校技術・家庭科研究会 研究調査部 令和6年11月14日 資料より

■高校情報における外部人材活用に当たって自治体が希望する支援　※35都道府県



85.7%（30自治体） 財政上の支援



82.9%（29自治体） 人材の発掘・確保支援

■高校情報には外部人材活用や複数校指導に関する手引きが存在



中学技術に対応する手引きは存在しない

❷ 改革のための主な施策

■情報活用能力の抜本的向上に向けた学習者用教材開発・実践事例創出

小学校 中学校

- 情報活用能力の抜本的向上に向けて、次期学習指導要領の移行期間も含め、**全国どの学校においても確実に実施できるよう、教員が授業でそのまま活用可能な授業動画を含めた学習者用教材等**を開発中

- 開発する教材等は**実践・検証**も行い、**随時アップデート**（少なくとも１年に１度程度を想定）を図りながら、教員、児童生徒にとって使いやすく、資質・能力の育成につながるものを目指す
（公表のおおよその時期を十分な時間的余裕をもって教育委員会・学校等に伝え、事前視聴の時間確保を可能とすることが前提） **【R8実施】**

追加

- 特に中学校情報・技術科において新たに設けられる内容項目である**「技術の統合（仮称）」**について、**すべての教員が確実に実施できるような教材開発**を検討中

■外部人材活用に係る実証研究

小学校 中学校 高校

- 教育委員会が、大学等を含めた外部人材を活用したAIをはじめとする技術の進展が早い分野について、特定の高度・専門的な指導を円滑に活用・運用するため、**事例の収集や手引きの作成等**を検討中

■民間企業等の外部人材派遣促進策の検討

小学校 中学校 高校

- 小学校・中学校・高等学校等に対して、**産業界等から講師等として人材を派遣**するための促進策を検討中

Ⅱ 効果的・効率的な指導体制の確立

❷ 改革のための主な施策

■複数校指導・遠隔授業に係る実証・伴走支援 中学校 高校

追加

・地域の実情に応じた持続可能な指導体制を構築するための、実践自治体の指定を通じた特定期間での**中学校情報・技術科（仮称）の集中実施と組み合わせた複数校指導・遠隔授業等の実証**、成果の横展開や**教育委員会への伴走支援**について検討中

■学校種間の連携の促進 小学校 中学校 高校

・**学校種間の壁を越えて情報教育を担当する教員を派遣**する等、教育委員会主導の下で取り組まれている好事例の展開等を検討中

■負担軽減のための学校における支援スタッフの配置支援 小学校 中学校 高校

追加

・教員が免許法認定講習や研修を受講しつつ、教材研究等にも注力できるようにすることを含め、学校教育活動の充実を実現するため、**支援スタッフの配置を充実**する **【R8実施】**

■AI等の情報技術の活用による深い学びの事例周知 小学校 中学校 高校

追加

・**AIを含む情報技術の活用が深い学びに繋がる**よう、その**好事例**とともに、深い学びに繋がりにくいと考えられる事例を周知する

■高校情報科の柔軟な教育課程編成の周知・啓発 高校 （※）

追加

・高校情報科の充実に資するよう、次期学習指導要領を見据えた高校情報科の**柔軟な教育課程編成に資する工夫や事例の周知・啓発、伴走支援**を検討中

■指導力向上等を通じた情報Ⅱの設置促進 高校 （※）

追加

・次期学習指導要領を見据え、現行の**情報Ⅱの指導内容に関する指導力の向上が図られるよう研修動画の積極的活用を周知する。**また**実際に情報Ⅱを設置する学校の**指導事例等の**周知・啓発**を通じた**情報Ⅱの設置の促進**について検討中

■AIの利活用に関するガイドラインの改定 小学校 中学校 高校

追加

・すべての学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料である**「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」**について、指導要領の改訂を待たずに**令和８年度中に改定を行う**とともに、これらの内容を周知できるよう、研修や環境整備等を実施する

◆ **R8年度実施夏季学習会：**
現地参加　約1,000名、オンライン参加者（団体含む）約3,000名、総計約4,000名が参加予定 ※7月27日時点

追加

（※）この他、高等学校についてはDXハイスクール事業において、情報Ⅱ等のカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材活用などを通じて、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校に対して、支援を行っている。

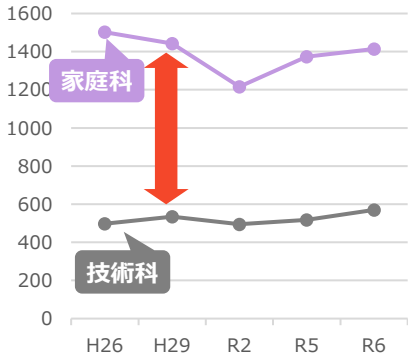
Ⅲ　中学校技術分野・高校情報担当教員の免許状所有状況の改善

❶ 現状・課題

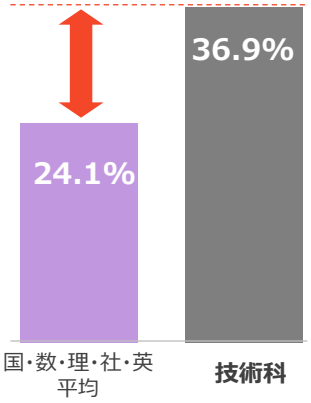
■中学技術担当教員の免許状所有状況
(令和7年度)



■中学技術免許授与件数の推移



■教科別50代教員が占める割合(令和4年度)



■認定講習・認定公開講座開設状況(令和7年度)

中学技術(二種)	開設総数(全教科)
1大学 5講座	31大学 259講座

■教員免許状を取得できる大学数(令和7年度)

中学技術(一種)	教員養成大学総数
67大学	約600大学

❷ 改革のための主な施策

■免許法認定講習の大規模な実施　中学校

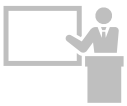
・中学技術科の免許取得を促進するため、免許法認定講習等における優良な講習プログラムを開発・実施している大学等に対し、**オンラインを前提**として、全国の教育委員会と連携した**大規模な講習を実施**するための総合的な支援を行っている　**【R8実施】**

- 最短１年で中学校技術科２種免許を取得するために必要な13単位を履修可能
- オンライン（同時双方向型・オンデマンド）を前提、実習は対面にて実施
- 実習講座は、特化した内容を2.5日で実施することで、受講者の負担を軽減
- 受講者の受講料（テキスト代、教材費）は不要

（一部実習費や実習講座参加に係る交通費は受講者負担）

◆R8年度受講者：656名が受講予定

※7月23日時点



■中学技術・高校情報の免許取得可能大学の増加推進　中学校　高校

・中学技術・高校情報の教員養成課程の新設のため、例えば、高校工業を開設している大学に対し、共通の授業科目として設置可能な**中学技術・高校情報の課程開設を促すなど対策を検討中**

・中学技術・高校情報の教員養成課程を新設する大学や現在開設している大学に対する**施設設備等の支援策を検討中**



Ⅲ　中学校技術分野・高校情報担当教員の免許状所有状況の改善

❷ 改革のための主な施策

■特別免許状の授与促進・特別非常勤講師の活用推進　中学校　高校

・**民間企業等の専門人材に対する**中学技術・高校情報の**特別免許状の授与促進**や、専門人材の**特別非常勤講師としての活用推進**について、教育委員会に対する普及啓発の実施を検討中



■中学校情報・技術科（仮称）の創設に対応した教員資格認定試験の在り方の検討　中学校

追加

・中学校情報・技術科（仮称）の創設に向け、現行の技術科や高等学校情報科との関係も含め、多様な人材の教職への参入を促進する**教員資格認定試験制度**について、その在り方を検討中



■免許状の特例制度の活用について周知・啓発　中学校

追加

・高等学校教諭普通免許状（情報）を有する者は、中学校技術科における**「情報の技術」に関する事項を担当することができる現行制度**（※1）について、**運用実態を把握**するとともに、活用の促進を図る

追加

・高等学校教諭普通免許状（情報または工業）を有する者は、教育職員検定により、**中学校教諭二種免許状（技術）の授与を受けることができる**（※2）制度について、**運用実態を把握**するとともに、活用の促進を図る



※1:教育職員免許法第16条の５第２項
※2:この場合、追加で必要とされる大学等における単位取得は９単位となっている（教育職員免許法第６条の２、別表８）

■中学校情報・技術科（仮称）の創設に対応した教員免許制度や認定講習等の在り方の検討　中学校

追加

・創設する中学校情報・技術科（仮称）のうち、特に情報技術領域を指導できる教員の不足といった課題等を踏まえ、平成15年度の高校「情報科」創設の際の取組も参考としつつ、情報・技術科（仮称）をすべての中学校で着実に実施できるようにするため、**教員の計画的な養成・確保に資する免許制度の在り方等**について検討中



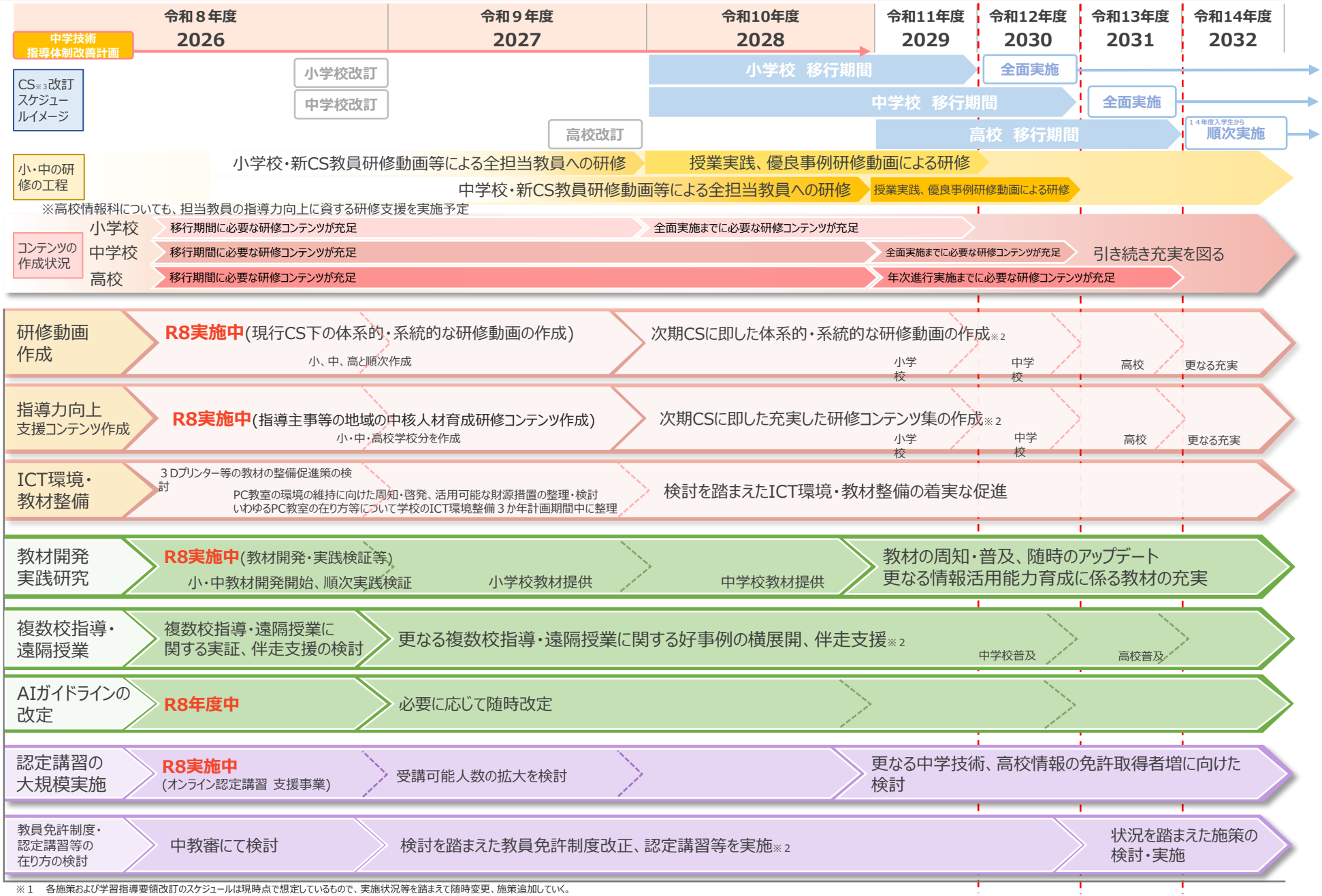
■指導体制改善計画の推進　中学校

追加

・文部科学省が実施した中学校技術分野担当教員の免許状所有状況等の指導体制に係る調査を踏まえて、各都道府県・指定都市において策定された**指導体制の改善計画が着実に実施されるようフォローアップ**を行う



主な施策のロードマップ ※1



※１　各施策および学習指導要領改訂のスケジュールは現時点で想定しているもので、実施状況等を踏まえて随時変更、施策追加していく。
※２　検討中のものも含む
※３「CS」は、ここではCurriculum Standard(学習指導要領)の略称として用いている